

兵庫県強靱化計画(案)

～みんなでつくる 災害に強い県土空間～

令和2年1月

兵 庫 県

< 目 次 >

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| I | はじめに | |
| 1 | 趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 計画期間 | 1 |
| II | 基本的考え方 | |
| 1 | 基本目標 | 2 |
| 2 | 強靱化を推進する上での基本方針 | 2 |
| 3 | 特に配慮すべき事項 | 3 |
| III | リスクに対する脆弱性評価 | |
| 1 | 想定するリスク | 6 |
| 2 | 脆弱性評価の結果 | 7 |
| 3 | 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野 | 8 |
| IV | 強靱化に向けた推進方針 | 10 |
| V | 計画の推進 | 29 |
| | 【別紙1】脆弱性評価結果 | |
| | 【別紙2】強靱化を推進する主な事業 | |
| | 【別紙3】重要業績指標 | |

I はじめに

1 趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、我が国において、社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての直下型地震であった。6,000名を超える死者のうち直接死の約8割が倒壊家屋による圧迫等が原因で亡くなり、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的、物的被害が発生した。

本県では、その後も、平成16年10月台風第23号、平成21年8月台風第9号、平成26年8月豪雨など多くの自然災害に見舞われている。

また、平成23年3月の東日本大震災は、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

近年では、平成30年の大阪府北部地震、7月豪雨、台風第21号、令和元年の台風第19号等により被害が発生し、新たな課題が浮き彫りになっている。近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震への備えも喫緊の課題である。

これらの課題に対応するため、本県では、災害の経験と教訓を「忘れない」「伝える」「活かす」「備える」を基本姿勢に、総合的な防災・減災対策に取り組んでいる。「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」をはじめ、様々な分野別計画に基づき、県民、事業者、市町等と連携しつつ、幅広い取組を進めている。

加えて、大規模災害には、広域的な対応が欠かせない。本県が広域防災の事務局を担う関西広域連合では、大規模広域災害への対応方針や手順を定めた「関西防災・減災プラン」を策定しており、防災連携対策の充実を図っている。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定された。平成30年12月には、その後頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、計画が改定された。

本県としても、こうした国の動向を踏まえつつ、近年の災害の経験と教訓をもとに、これまでの取組を点検し、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を改めて定めるため、平成28年1月に策定した「兵庫県強靱化計画」を改定するものである。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として定める。

3 計画期間

令和2年度から概ね5年間とする。

II 基本的考え方

1 基本目標

本県が強靱化を推進する上での基本目標として、

- ①人命の保護を最大限図ること
- ②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速に復旧復興すること

の4つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

2 強靱化を推進する上での基本方針

人口減少下において地域の元気づくりを進めるには、安全・安心の確保が重要な基盤となる。本県の強靱化は、大規模自然災害等への対応にとどまらず、大規模自然災害等がもたらす経済的リスクの軽減や、インフラ整備及び新技術開発等を通じて、経済効果を生み出すものである。施策の推進に当たっては、阪神・淡路大震災の経験と教訓、東日本大震災など、これまでに発生した数々の災害から得られた知見を踏まえて取り組むこととしている。

また、広域的な観点から、巨大災害により首都機能に混乱が生じないように、兵庫・関西が、そのバックアップ体制を確保することや基幹的交通インフラの整備等による双眼型の国土形成を進めることも必要である。

こうしたことから、本県における強靱化を推進する上での基本方針は、国土強靱化基本計画が掲げる基本方針も踏まえつつ、次のとおりとする。

(1) 長期的観点からの推進

- ・本県の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

(2) 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体は、県だけでなく国、市町、事業者、県民等の多岐にわたることから、関係者相互における連携協力を一層強化して推進する。
- ・神戸・阪神、播磨、但馬、丹波、淡路という、個性豊かな五国の地域からなる本県の多様性と個性を生かし、機能分散と連携による多極分散型の県土構造を構築する。
- ・関西広域連合での一体的な取組により、近隣府県等への広域応援・受援機能を充実させ、広域にわたる被害を引き起こす巨大災害に備える。

(3) 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（県、国、市町）と民（事業者、県民）が役割分担して取り組む。
- ・各施設や取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、本県を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。

(4) 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。
- ・阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信や科学的知見に基づく研究開発を推進するとともに、その普及啓発を図る。
- ・社会資本整備にあたっては、測量・設計・施工等の全ての建設生産プロセスにおいて、ICT等最新技術を活用し、生産性向上を図り効率的に進めて行く。

(5) 個別事業の取組

①ハード整備の推進

- ・南海トラフ地震等に備える地震・津波対策、都道府県初の総合治水条例に基づく総合的な治水対策、県民緑税（県民税均等割の超過課税）を活用した災害に強い森づくり等による土砂災害対策など、災害に対応した個別施策を着実に推進する。
- ・各地域が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮して施策を推進する。

②ソフト対策の推進

- ・地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築する。
- ・各地域における担い手を育成・確保するため、全国一の組織率である自主防災組織への支援や、兵庫県立舞子高校環境防災科や兵庫県立大学等における防災教育、ひょうご防災リーダーの育成、人と防災未来センターにおける災害対策専門研修の実施など、これまでの成果を踏まえた取組を推進する。
- ・地域を超えた助け合いの仕組みを構築するため、阪神・淡路大震災から広がった災害ボランティアの活動の支援等に取り組む。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等が災害時要援護者となる可能性が高いことを鑑み、十分配慮して施策を推進する。

3 特に配慮すべき事項

(1) 平成 30 年 6 月以降の災害からの教訓を踏まえた対策

平成 30 年は、大阪府北部を震源とする地震、7 月豪雨、台風 20 号、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われたことを受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて、多くの知見を得た。以下に、本県にも関わりのある具体的事例を示す。

- ・武庫川、市川の下流部等、河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れがある区間への対応が必要であること
- ・引原ダムでは、事前放流を行ったものの、異常洪水時防災操作に至ったことなどから、堤体の嵩上げ等による既存ダムのさらなる機能強化や、千刈ダム等の利水ダムを含む、ダムにおける事前放流等が必要であること
- ・豪雨等により発生する鉄道施設付近の斜面の崩落、地下駅の浸水に加え、浸水の恐れがある鉄道車両基地からの車両避難等の対策が必要であること
- ・土砂災害へのソフト対策について、災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
- ・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付ける必要があること
- ・電柱が倒壊し、道路が閉塞することによる復旧活動の阻害や、電線が寸断され、停電が発生するなどの課題に対応する必要があること
- ・災害拠点病院等について、診療機能を最低でも 3 日間程度、可能な限り 1 週間程度維持するための設備の増設等が必要であること

(2) 市町との連携による県土強靱化の推進

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりにも資するものであり、極めて重要である。

そのため、市町における計画策定の促進も図りつつ、県下の地方公共団体が一体となって強靱化施策を推進し、災害に強い県土空間を構築する。

【阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信】

- 阪神・淡路大震災は、未曾有の被害をもたらすとともに、社会が抱える様々な課題を突きつけた。本県では、単に震災前の状態に回復するだけでなく、高齢化が進む社会での生活再建や災害に強い安全なまちづくりなど、21世紀の成熟社会における諸課題に先導的に対応する「創造的復興」を目指し、施策を展開してきた。
- 震災の経験や教訓を内外に発信し、防災・減災に取り組む国際的な拠点として、人と防災未来センターを神戸東部新都心に整備し、運営している。同センターは震災博物館機能に加え、防災に関する調査研究機能、専門人材の養成機能、大規模災害の復旧・復興のアドバイス機能を有している。神戸東部新都心には、アジア防災センターや国連防災機関駐日事務所などの国際的な防災関係機関が集積し、国際防災・人道支援拠点が形成されている。
- 震災の教訓を踏まえ、災害時における全県的な応急活動拠点として、三木広域防災拠点を整備した。同拠点内には、兵庫県広域防災センターや兵庫県消防学校のほか、実物大の建造物の破壊過程を調べ、被害軽減のためのデータを取得する E-ディフェンス（実大三次元震動破壊実験施設（防災科学技術研究所 兵庫耐震工学研究センター））等が設置されている。
- 平成 17 年には、神戸市に第 2 回国連防災世界会議を誘致し、21 世紀の国際防災戦略である「兵庫行動枠組」が採択された。
- これらの実績に対し、平成 22 年に、兵庫県は国連から災害に強い都市として、世界で最初のロールモデル（模範都市）に認定され、兵庫県知事はチャンピオン（防災・減災リーダー）に任命された。平成 27 年に仙台市で開催された第 3 回国連防災世界会議では、兵庫県知事は日本で唯一のチャンピオンとして、阪神・淡路大震災からの 20 年にわたる復興の取組から得た教訓を発信するとともに、新たな防災枠組みに向けて提言を行った。
- 震災から 25 年を迎えるにあたり、震災を経験していない県民が増加する中、これまでの本県の経験や教訓を次の世代に伝えるとともに、内外の防災・減災対策の推進に生かしていかなければならない。「震災を風化させない『忘れない』『伝える』『活かす』『備える』」を基本姿勢に、県は、世界における防災・減災の牽引役として、阪神・淡路大震災の経験・教訓の発信や減災社会の実現に一層取り組んでいく。

Ⅲ リスクに対する脆弱性評価

1 想定するリスク

本計画では、県民生活及び県経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震、山崎断層・上町断層等活断層地震、日本海地震等の地震災害に加え、近年頻発している豪雨災害、土砂災害、さらには高潮災害などの風水害を想定する。

<参考1>過去の地震災害 ※兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

| 番号 | 発 生 年 月 日 | (推定) 規模(M) | |
|------|-----------------------------------|------------|---------------|
| 1 | 599. 5. 28 (推古 7. 4. 27) | 7.0 | |
| 2 | 701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26) | 7.0 | |
| 3 | 745. 6. 15 (天平 17. 4. 27) | 7.9 | |
| 4 | 827. 8. 11 (天長 4. 7. 12) | 6.5~7.0 | |
| ○ 5 | 868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8) | 7.0以上 | 播磨国地震 |
| ○ 6 | 887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30) | 8.0~8.5 | |
| 7 | 938. 5. 22 (承平8 (天慶1) . 4. 15) | 7.0 | |
| 8 | 1096. 12. 17 (嘉保3 (永長1) . 11. 24) | 8.0~8.5 | |
| 9 | 1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24) | 81/4~8.5 | |
| 10 | 1449. 5. 13 (文安6 (宝徳1) . 4. 12) | 53/4~6.5 | |
| 11 | 1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25) | 8.2~8.4 | |
| 12 | 1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8) | 6.5~7.0 | |
| 13 | 1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20) | 6.0±1/4 | |
| 14 | 1596. 9. 5 (文録5 (慶長1) . 7. 13) | 71/2±1/4 | |
| 15 | 1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1) | 71/4~7.6 | |
| 16 | 1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4) | 8.4 | 宝永地震 |
| 17 | 1751. 3. 26 (寛延4 (宝暦1) . 2. 29) | 5.5~6.0 | |
| 18 | 1854. 12. 23 (嘉永7 (安政1) . 11. 4) | 8.4 | 安政東海地震 |
| 19 | 1854. 12. 24 (嘉永7 (安政1) . 11. 5) | 8.4 | 安政南海地震 |
| ○ 20 | 1864. 3. 6 (文久4 (元治1) . 1. 28) | 61/4 | |
| 21 | 1891. 10. 28 (明治 24) | 8.0 | 濃尾地震 |
| ○ 22 | 1916. 11. 26 (大正 5) | 6.1 | |
| ○ 23 | 1925. 5. 23 (大正 14) | 6.8 | 北但馬地震 |
| ○ 24 | 1927. 3. 7 (昭和 2) | 7.3 | 北丹後地震 |
| 25 | 1927. 3. 12 (昭和 2) | 5.2 | 京都府沖を震源とする地震 |
| 26 | 1946. 12. 21 (昭和 21) | 8 | 南海地震 |
| 30 | 1963. 3. 27 (昭和 38) | 6.9 | 越前岬沖地震 |
| ◎ 32 | 1995. 1. 17 (平成 7) | 7.3 | 兵庫県南部地震 |
| 33 | 2000. 10. 6 (平成 12) | 7.3 | 鳥取県西部地震 |
| ○ 34 | 2013. 4. 13 (平成 25) | 6.3 | 淡路島付近を震源とする地震 |
| 35 | 2018. 6. 18 (平成 30) | 6.1 | 大阪府北部を震源とする地震 |

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7の揺れがあった地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

<参考2>過去の主な風水害 ※昭和以降に県内で死者20人以上の被害が発生した災害等

| | 災害の名称 | 発生年月日 | 死者 | 負傷者 | 県内の主な被災地域 |
|--------|---------------|--------------|--------|--------|-------------|
| 梅雨前線等 | 梅雨前線による豪雨 | 昭和7.7.1~2 | 44人 | 19人 | 東播磨 |
| | 梅雨前線による豪雨 | 昭和13.7.3~5 | 731人 | 1,463人 | 神戸 |
| | 梅雨前線による豪雨 | 昭和36.6.24~28 | 41人 | 119人 | 阪神、淡路、東播磨 |
| | 昭和42年7月豪雨 | 昭和42.7.9 | 100人 | 102人 | 阪神、淡路 |
| | 昭和46年7月豪雨 | 昭和46.7.17~18 | 22人 | 100人 | 西播磨 |
| | 平成26年8月豪雨 | 平成26.8.16~17 | 2人 | 4人 | 丹波 |
| | 平成30年7月豪雨 | 平成30.7.6~7 | 2人 | 11人 | 全域 |
| 台風 | 室戸台風 | 昭和9.9.21 | 281人 | 1,523人 | 神戸、但馬、淡路 |
| | 枕崎台風 | 昭和20.9.17~18 | 19人 | 62人 | 西播磨、但馬 |
| | 阿久根台風 | 昭和20.10.8~11 | 231人 | 92人 | 西播磨、東播磨、但馬 |
| | ジェーン台風 | 昭和25.9.3 | 41人 | 904人 | 全域 |
| | 伊勢湾台風 | 昭和34.9.26 | 19人 | 242人 | 但馬、丹波 |
| | 台風16号 | 昭和35.8.29 | 32人 | 65人 | 神戸、阪神 |
| | 第2室戸台風 | 昭和36.9.16 | 10人 | 134人 | 神戸、阪神、但馬、淡路 |
| | 台風23、24号 | 昭和40.9.10~17 | 39人 | 765人 | 全域 |
| | 前線及び台風17号 | 昭和51.9.8~13 | 16人 | 41人 | 西播磨 |
| | | | 行方不明3人 | | |
| | 前線及び台風10号 | 昭和58.9.24~29 | 13人 | 16人 | 東播磨、丹波 |
| | | | 行方不明1人 | | |
| | 前線及び台風19号 | 平成2.9.17~20 | 2人 | 12人 | 全域 |
| 台風第23号 | 平成16.10.20~21 | 26人 | 134人 | 但馬、淡路 | |
| 台風第9号 | 平成21.8.9~10 | 20人 | 7人 | 西播磨 | |
| | | 行方不明2人 | | | |
| 台風第21号 | 平成30.9.4 | 0人 | 60人 | 神戸、阪神 | |

(注) 流出土砂量の大きかったもの、高潮等による海岸被災箇所が多かったもの等も掲載

2 脆弱性評価

(1) 評価手順

- ①過去の災害の経験と教訓から「起きてはならない最悪の事態」を設定(43類型)
- ②それぞれの起きてはならない最悪の事態を回避する観点から、施策の方向性を検討

(2) 評価結果

【別紙1】のとおり

3 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

※ 一つの施策が複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものである場合が多いことから、施策の推進方針（次章）は施策分野別に括り直して記載。起きてはならない最悪の事態と施策分野の対応関係は下表のとおり。

| 事前に備えるべき目標 | | 県土保全 | 住宅・都市 | ライフライン・廃棄物 | 保健・医療 | 情報・通信 | 産業 | 交通・物流 | 行政機能 | 避難支援 | 地域の防災力強化 | 人材育成 | 老朽化対策 | 広域連携・官民連携 |
|--|--|------|-------|------------|-------|-------|----|-------|------|------|----------|------|-------|-----------|
| 起きてはならない最悪の事態 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 直接死を最大限防ぐ | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 | | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | | | | |
| 1-2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | |
| 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | |
| 1-5 | 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 | ○ | ○ | | | ○ | | | | ○ | | | | |
| 1-6 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 | | | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | | | ○ | | | | ○ | | | | | | |
| 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| 2-3 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | | | | | ○ | | | ○ | | ○ | | | ○ |
| 2-4 | 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱 | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | |
| 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | |
| 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-1 | 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 | | | | | ○ | | | ○ | | | | | |
| 3-2 | 首都の機能不全 | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 3-3 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | | | | | | | | | | | | | | |
| 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 | | | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | |
| 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ | |

| 事前に備えるべき目標 | | 県土保全 | 住宅・都市 | ライフライン・廃棄物 | 保健・医療 | 情報・通信 | 産業 | 交通・物流 | 行政機能 | 避難支援 | 地域の防災力強化 | 人材育成 | 老朽化対策 | 広域連携・官民連携 |
|--|--|------|-------|------------|-------|-------|----|-------|------|------|----------|------|-------|-----------|
| 起きてはならない最悪の事態 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害 | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 5-3 | コンビナート施設の損壊、火災、爆発等 | | | | | | | | | | | | | |
| 5-4 | 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 5-5 | 幹線の分断等、陸海空の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 5-6 | 食料等の安定供給の停滞 | | | ○ | | | | ○ | | | | | | |
| 5-7 | 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 | | | ○ | | | ○ | | | | | | | |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | | | | | | | | | | | | | | |
| 6-1 | 電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止 | | | ○ | | | ○ | | | | | | | |
| 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | | | ○ | | | | | | | | | | ○ |
| 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | | | ○ | | | | | | | | | ○ | |
| 6-4 | 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 | ○ | | | | | | ○ | | | | | | |
| 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | | | | | | | | | | | | | | |
| 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| 7-2 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 7-3 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | |
| 7-4 | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 | ○ | | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | |
| 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大 | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 7-6 | 農地・森林等の被害による県土の荒廃 | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | | | | | | | | | | | | | | |
| 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 8-2 | より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | |
| 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | | ○ | | | | | | | ○ | | | | |
| 8-6 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響 | | | | | | ○ | | | | | | | ○ |

Ⅳ 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。

1 県土保全

(1) 津波対策

- レベル1津波（発生頻度の高い津波）に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤等の整備を推進する。【県土整備部】【農政環境部】
- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。【県土整備部】【農政環境部】
- レベル2津波（最大クラスの津波）が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を推進する。【県土整備部】【農政環境部】
- 津波発生時に防潮水門の機能が維持できるよう、耐震補強を推進する。【県土整備部】
- 津波が越流する河川において、津波越流区間を縮小し浸水被害を軽減するために、防潮水門の改築時に下流移設を推進する。【県土整備部】

(2) 治水対策

a. 総合的な治水対策

- 近年、激甚・頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備、既存ダム機能強化及び排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める。特に、人口・資産が高度に集積する武庫川・市川等における甚大な被害を未然に防ぐため、河道対策等を強力に推進する。【県土整備部】
- 河川の中上流部対策について、浸水実績のあった箇所だけでなく、事前防災対策として、家屋等に浸水の恐れがある箇所も、上下流バランスを配慮しながら、局所的な対策を推進する。【県土整備部】
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、中小河川も含めた県下の河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。【県土整備部】
- 河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に堆積土砂等を撤去し、事前防災対策を推進する。【県土整備部】
- 既存ダムの有効活用を図るため、ダムの嵩上げや放流施設の整備を進め、利水ダムを含む全ての既存ダムにおいて事前放流を積極的に導入する。【県土整備部】【農政環境部】
- ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する。【県土整備部】【農政環境部】

- 地下空間の管理者等に浸水リスクを周知するため、洪水浸水想定区域図により情報提供を行う。【県土整備部】
- 洪水・高潮等による浸水対策や海岸侵食対策、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進する。【県土整備部】

b. 高潮対策

- 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する。特に、平成30年台風第21号により高潮被害が発生した地区については、必要な防護高さを再設定した上で、再度災害防止対策を行う。また、台風第21号による高潮被害が発生していない地区についても、今後の高潮被害に備えるため「兵庫県高潮対策10箇年計画」（仮称）を策定し高潮対策に計画的に取り組む。【県土整備部】
【農政環境部】
- 想定最大規模の高潮等による大規模浸水を想定して、市町、気象庁、警察、交通事業者など関係機関と連携し、広域避難も含めた避難対策について検討する。【防災】

c. ため池の減災対策・整備推進

- ため池管理者を対象とした管理技術の講習会の開催や「ため池保全サポートセンター」による巡回点検を通じた現地指導、豪雨に備えた事前放流の取組みなど、管理者による適正な管理活動を支援する。【農政環境部】
- 決壊による災害を未然に防止するため、「ため池整備5箇年計画（第1次 H27～H30年度、第2次 R1～R5年度）」に基づき、危険度の高いため池の改修・耐震化や利用実態のないため池の廃止を推進する。【農政環境部】

(3) 山地防災・土砂災害対策

a. 土砂災害対策

- 砂防堰堤や治山ダム等が整備されていない未対策箇所のうち、R区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所で重点的に整備を進める。【県土整備部】【農政環境部】
- R区域内の既存不適格住宅の移転又は既存不適格住宅・建築物（ホテル・旅館）の改修を促進するため、既存住宅の除却や移転先住居の建設・購入、既存建物の防護壁等の整備について市町と連携して支援する。【県土整備部】

b. 災害に強い森づくり等の推進

- 人工林の管理を徹底するため公的関与により間伐を行う「森林管理100%作戦」を進めるとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に行う「災害に強い森づくり」について、凹部地形での斜面崩壊・流木発生対策など、新たな課題への対応も含め、計画的に推進する。【農政環境部】

c. 森林の保全管理

- 森林環境譲与税を活用し、市町による非経済林における森林整備を促進する。【農政環境部】

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、加古川地域森林計画区ほか2計画区において間伐等の森林整備を推進する。【農政環境部】

d. 自然公園の適切な管理

- 豊かな自然の有する防災機能を維持するため、自然公園内の無秩序な開発行為を法令に基づき適切に管理する。また、ビジターセンターや、登山道等の自然公園施設については、保守点検等により状態を把握し、老朽化が進んだ施設の適切な整備・長寿命化対策を推進する。【農政環境部】

2 住宅・都市

(1) 建築物の耐震化・耐災害性向上

a. 建築物の耐震化

- 住宅・建築物の耐震化を進めるため、市町等と連携し、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材の耐震対策や老朽化対策、学校、警察施設、県営住宅等のブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。【県土整備部】【教育委員会】【警察本部】
- 県営住宅の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、市町と連携し、耐震診断や耐震改修等への助成や建築物所有者に対する積極的な事業実施の働きかけを行う。【県土整備部】
- 鉄道駅は、多くの乗客が利用するとともに、災害時には一時避難所の機能も有する交通施設であるため、鉄道事業者が行う鉄道駅の耐震化を、市町と連携して支援する。【県土整備部】
- 私立学校施設について、引き続き学校法人に耐震対策を要請するとともに、国へ国庫補助充実にに向けた要望を行う。県としては、耐震化の更なる進展に寄与するため、耐震化の支援を引き続き実施する。【企画県民部】
- 県立大学施設について、平成26年度から耐震改修を要する施設の順次建替整備を進め、令和5年度には全ての施設の耐震化を完了する。【企画県民部】

b. 文化財等の耐災害性の向上

- 文化財建造物の防火・防犯設備の点検・整備や耐震化、防災訓練を実施するなど、文化財の防災対策を強化する。博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。【教育委員会】

(2) 都市防災対策

a. 密集市街地の改善

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地を改善するため、無接道敷地の解消や公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。【県土整備部】
- 都市の中心市街地等で細分化された土地においては、老朽住宅等の建替えや公共施

設の整備などにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等の都市機能の更新を図るため、市街地整備事業等を推進する。【県土整備部】

b. 地籍調査の実施

- 津波・地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。【農政環境部】

(3) 宅地防災対策

- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を県民に周知し、防災意識を向上させるほか、安全性確認のために必要な調査等により宅地の防災対策に取り組む。【県土整備部】
- 都市計画法及び宅地造成等規制法の規制により、盛土等が生じる宅地造成に対して擁壁や排水施設を適切に設置させることで、宅地造成に伴う災害を防止する。【県土整備部】
- 市町における空き家対策施策に関して、情報提供や支援策、相談体制の整備を進める。また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空家等対策計画の作成を促し、計画的な対策の推進を支援する。【県土整備部】
- 災害等により宅地などの私有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、市町による土砂等の一括撤去を促進する。【県土整備部】
- 孤立するおそれのある県内の対象全集落では、すでに衛星携帯電話、防災行政無線などを含めて災害時の何らかの連絡手段が市町により確保されているとともに、県においてヘリによるつり下げが可能な地点の座標設定と登録を行ったことから、今後は市町に対し、孤立した場合の具体的な対応についてのマニュアル策定や定期的な訓練の実施を促していく。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など自らの備えの重要性を呼びかけていく。【防災】

3 ライフライン・廃棄物

(1) ライフラインの機能強化

a. 電力施設、水道施設、ガス管（学校施設含む）等の耐震化等

- 電力事業者による電力施設の耐震性・耐浪性の確保とともに、電力需給に著しい不均衡が生じる場合を想定して、電力事業者と電力広域的運営推進機関等との連携による電力の緊急融通の体制整備を促進する。【防災】
- 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に進める。【県土整備部】
- 上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、施設の耐震性能の把握とともに水道事業者へ国の交付金制度を活用した計画的な耐震化等の施設整備を働きかけるとともに、国に対して水道事業に対する交付金の採択要件の緩和及び交付率引き上げ等の財政支援の拡充を求める。【健康福祉部】
- 水道管路については、震度7級の大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上に努める。また、災害時のバックアップ機能確保を目的と

- した系統間連絡管路を整備する。【企業庁】
- 工業用水道管路については、震度 7 級の大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、老朽化した管路の更新に合わせ計画的に耐震性能の向上に努める。管路以外の老朽化設備は計画的に維持管理・更新を行う。【企業庁】
- 埋設ガス管の耐震化については、校舎等の耐震化完了後、老朽化対策と併せて推進する。【教育委員会】
- 全ての流域下水道において下水の全量を簡易処理（沈殿・消毒処理）できるよう、処理場・ポンプ場の耐震化、耐水化及び非常用電源の確保を推進する。【県土整備部】
- 下水道施設の浸水対策を推進する。【県土整備部】

b. 食料、飲料水の供給体制の確保

- 広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数(30 万人)を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。【防災】
- 応急用食料について、発災後、被災市町からの要請に対応するため、平素から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を依頼する。【農政環境部】
- 日本水道協会兵庫県支部と合同で、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく実務訓練や情報伝達訓練を実施し、大規模災害時の対応力の強化を図る。【企業庁】
- 渇水時に活用できる代替水源や用水の確保、水利用の広域化を推進する。【企画県民部】【健康福祉部】【企業庁】

c. 各家庭、避難所等における食料・エネルギーの確保

- 県民が各家庭や職場で、平時から最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。【防災】
- 避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、市町の相互応援協定等による応急給水体制を整備する。【防災】
- ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や調理器具等に活用できる LP ガスを業界団体等と連携し確保する。【防災】
- 県民の安定的電源確保等に資する住宅用太陽光発電設備、家庭用の蓄電池、燃料電池、太陽熱温水器等の導入を促進する。【農政環境部】
- 地域において再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電等）、コージェネレーション、燃料電池の導入を促進するなど、自立・分散型エネルギーを供給する仕組みづくりを進める。【企画県民部】【農政環境部】

d. 食品産業事業者等の災害対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の点検・診断と保全対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対

策等を推進する。【農政環境部】

e. ライフライン関係事業者の防災対策

- 電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する。【防災】
- ガス事業者におけるガスの供給状態を把握するための防災システムの強化を進めるとともに、要員の確保等による保安体制の整備等を推進する。【防災】
- 通信事業者における災害時における通信サービスを確保するための通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する。【防災】
- 水道事業者における断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する。【防災】

f. 太平洋・日本海両国土軸を結ぶガスパイプラインの整備

- 北近畿における LNG 基地や広域ガスパイプラインの整備を進めるため、整備構想案を策定し、国に対してネットワークの整備促進を求める。【企画県民部】

(2) 災害廃棄物対策

- 災害時に備えたガレキ処理に係る広域処理体制を構築するため、災害時のごみ仮置き場の確保状況や必要な機材の保有状況の情報共有を行うとともに、仮置場の確保や域内処理が困難な場合は、県・市町間における相互応援協定を活用して仮置場の融通や応援に必要な人材・資機材の調整を行う。災害廃棄物処理に係る民間事業者との連携促進として、(一社)兵庫県産業資源循環協会、(一社)兵庫県水質保全センター、神戸市安全協力会、(一社)日本建設業連合会関西支部、兵庫県環境整備事業協同組合、兵庫県環境事業商工組合との応援協定の運用を行うとともに、新たに申し出のあった民間事業者等とも応援協定を締結する。【農政環境部】
- 県・市町職員等への教育訓練として、水害、地震災害など具体的な自然災害を想定した図上演習等を含む、より実践的なワークショップ形式の研修を実施し、県及び市町の連携を確認するとともに、職員のスキルアップを図る。【農政環境部】
- 建築物等の解体時における吹付アスベスト除去作業や一定規模以上の解体工事での粉じん飛散防止対策を推進する。【農政環境部】

4 保健・医療

a. 医療施設の耐震化

- 災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う県有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。【防災】
- 医療施設については、医療提供体制施設整備交付金の活用など、耐震改修の支援により耐震化を推進する。社会福祉施設については、老朽化改築の支援により耐震化を推進する。【健康福祉部】

- 県立病院については、令和元年7月時点の耐震化率は92%であるが、建替整備終了時には耐震化率100%となるよう、姫路循環器病センター等の建替整備を計画的に進める。【病院局】

b. 病院等医療機関における非常用電源等の確保

- 災害時における電力の供給の途絶に備え、災害拠点病院等の診療機能を最低でも3日間程度、可能な限り1週間程度維持するため、自家発電装置や燃料タンク等の設置を支援する。【健康福祉部】
- 県立病院において、災害時に非常用発電装置の機能が確保されるよう、維持、補修、燃料の備蓄を行う。【病院局】

c. 救急・医療体制の充実

- 兵庫県消防学校において救急救命士養成課程を実施することにより、市町消防機関が行う救急救命士の救急隊への配置充実を支援する。【防災】
- 被災時における多数の傷病者に対応するため、市町と地域の医師会との災害時協定の締結の支援、災害医療従事者研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携を強化する。【健康福祉部】
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。【健康福祉部】

d. 疫病・感染症対策に係る体制の構築

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するよう、市町に働きかけるとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等を構築する。【健康福祉部】

e. 避難者の健康の確保

- 災害発生後の速やかな救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、避難者に対する健康相談・栄養相談など、避難者の保健・医療面でのサポートを県・市町が連携・調整し実施する。【防災】【健康福祉部】【教育委員会】

5 情報・通信

a. 情報発信の耐災害性向上

- 災害情報を収集するフェニックス防災システムについて、端末のUPS電源や、庁舎自家発電機を使って情報通信手段を確保する。また、民間の情報通信手段が遮断された際は、衛星通信ネットワークを防災端末のバックアップ回線として使用する。【防災】
- 行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）において、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ、緊急時対応計画の点検・見直し、信頼性の高い通信ネットワークの構築、リモートアクセスシステムの活用、非常用

電源の整備等の対策により耐災害性の向上を図る。【企画県民部】

- 教育用に県立学校内に整備する Wi-Fi 環境について、災害発生時の避難者等の情報通信手段としての利用が想定されることから、環境の確保を図る。【教育委員会】
- 県、市町、消防本部、県警、自衛隊、海上保安本部等の防災関係機関を結ぶ防災専用ネットワーク網について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備え、非常用発電機や衛星通信設備等を配備し、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。【防災】
- 県警本部の代替施設の回線、非常電源、通信状況を検証するため、災害警備本部移転訓練を継続して実施する。【警察本部】
- 大津波警報等が発表されたことを認知したときは、発表内容及び津波の到達予想時間等の伝達が、関係所属や現場において勤務している警察官へ直ちに情報伝達がなされるよう、情報伝達訓練を実施する。【警察本部】
- 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの運用訓練を実施し、迅速な被害状況の把握や災害警備態勢の立ち上げに向けた検証を実施する。【警察本部】
- 警察車両に搭載されているカーロケシステムの映像情報送信機能や現場警察官が携帯するデータ端末の一斉指令機能、掲示板機能、画像送信機能など、IT を活用した情報収集手段の多様化を推進する。【警察本部】
- 適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段を確保する。【警察本部】

b. 情報提供手段の多様化

- 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、携帯電話メール及びスマートフォンアプリで気象情報等を伝える「ひょうご防災ネット」などのツールを活用し、市町、消防、警察等の関係機関、外国人を含む県民及び旅行者への防災情報を確實かつ迅速に提供するとともに情報提供手段の多様化を着実に推進する。【防災】
- 大規模災害発生時における外国人県民に対する支援を円滑に行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、行政窓口等への通訳ボランティアの派遣、外国人県民等からの相談・問合せに対応できる体制を整備する。【産業労働部】
- 広く県民に防犯情報の提供を行うため、広報媒体である「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と、防犯ネットワークの拡充を図る。【警察本部】

c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- 台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、「フェニックス防災システム」など総合防災ポータルを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【防災】【県土整備部】
- 土砂災害特別警戒区域（R 区域）等の指定を進め、県民へ周知を図る。
- 雨量、河川水位、河川監視カメラ画像を、インターネットやデータ放送（D ボタン）により広く県民に提供する。また、データの確実な収集・処理・提供を行うため、システムの機能強化、データの収集・提供に必要な伝送路の冗長化を行う。
- 県民がより危険度を認識できるよう、インターネットで提供している 1 km メッシュごとの土砂災害危険度予測情報について画面表示等の改善を行う。【県土整備部】

- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点大規模ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう県民に広く情報提供する。【農政環境部】
- 市町が的確に避難勧告等の発令ができるよう、3時間先までの水位を予測し、氾濫のおそれの有無を一定区間（数キロ）毎に地図上で表示する「河川氾濫予測システム」を構築したが、6時間先までの水位予測システム等へ改修する。また、土砂災害警戒区域（Y区域）ごとに危険度を予測する「箇所別土砂災害危険度予測システム」の市町における構築を促進する。【県土整備部】

6 産業

a. 県内事業所BCP策定の推進

- 大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図るとともに、商工団体が事業者に対して実施するセミナーや専門家派遣への支援、県内事業所へのBCP策定経費の支援等を通じて、サプライチェーンの川上から川下まで一体的に連携した県内事業所のBCPの策定を促進する。【産業労働部】【防災】

b. サプライチェーンの強化

- 災害時にサプライチェーンを維持するため、BCP策定と併せて、拠点の多重化・分散化、調達先や販売先の複数化、同業者との連携等を行うよう、啓発を行う。【産業労働部】

c. 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保

- 県内事業所が策定するBCPに基づき、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【産業労働部】

d. 石油コンビナートの消防防災体制の充実強化

- 石油コンビナートの消防防災体制を充実強化するため、特別防災区域を管轄する防災関係機関等が連携して総合防災訓練を計画的に実施する。【防災】
- 県が実施する合同防災訓練において、ライフライン（電気、ガス、水道、通信）復旧や道路啓開等の実戦的訓練を実施する。【防災】
- 特定事業所の屋外タンク耐震改修状況や津波対策実施状況を毎年定期的に調査確認し、所管消防本部と連携して指導を行う。【防災】

e. ガス、石油、有害物質取扱事業者の災害対応力強化

- 高圧ガス設備のうち、①東日本大震災で破断事故が発生した鋼管ブレースを有する球形貯槽、②地震による損傷等が事業所外に損害を与える恐れがある可燃性・毒性ガスの貯槽については、事業所が策定した改修計画に基づき耐震化を推進する。【防災】
- 高圧ガス関係事業所は、可燃性・毒性ガス設備からの漏洩被害想定を行い、必要に

- 応じ軽減対策等に取り組むとともに、流出防止のため設備緊急停止、保安設備の稼働、緊急移送等所要の作業に係る手順を定め、定期的に教育訓練を実施する。また、県は関係事業所に対し危害予防規程に基づく教育訓練等の実施を指導する。【防災】
- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する。【防災】【健康福祉部】

f. 農地・農業水利施設等の保全管理

- 多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農政環境部】
- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。【農政環境部】
- 基幹的農業水利施設については、施設の重要度に応じて、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう耐震性能の向上を推進する。【農政環境部】

g. 失業者に対する早期再就職支援

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。【産業労働部】

7 交通・物流

a. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、その他幹線道路の2車線化や代替性の高い道路網の構築等を推進する。【県土整備部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所道路法面の落石・崩壊対策等を進める。【県土整備部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【県土整備部】
- 林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域における生活基盤を支える重要な役割を果たしていることから、地域森林計画に基づいた開設や拡張を進める。【農政環境部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に進める。【県土整備部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【県土整備部】
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を中長期的に推進する。【警察本部】

b. 港湾機能の強化

- 姫路港等の県管理港湾について、海上からのアクセスポイントとして災害時に使用できるよう機能堅持に努めるとともに、神戸港を含む近隣港湾との連携強化を図る。【県土整備部】

＜県管理港湾＞

| 種 別 | 港 名 |
|--------|---|
| 国際拠点港湾 | 姫路 |
| 重要港湾 | 尼崎西宮芦屋、東播磨 |
| 地方港湾 | 明石、江井ヶ島、相生、坂越、赤穂、古池、家島、岩屋、淡路交流の翼、浦、津名、洲本、由良、阿万、福良、津井、湊、都志、山田、江井、郡家、室津、津居山、竹野、柴山 |

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、港湾BCPの策定を進める。【県土整備部】
- 非常時における海上輸送ネットワークを確保するため、事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等に取り組む。【県土整備部】
- 孤立漁村の発生防止のため、津波対策及び漁港施設の機能強化対策を着実に進める。【農政環境部】
- 航路閉塞による航行船舶への二次災害が発生しないよう、迅速・円滑な航路啓開・動静監視等を行うための体制強化に取り組む。【県土整備部】
- 台風等の荒天時における船舶の衝突、乗揚げによる道路橋や防波堤等の被害を防止するため、関係機関と連携し、走錨防止対策の強化等に取り組む。【県土整備部】

c. 空港機能の強化

- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港のいずれかが被災した際、スムーズに代替機能を確認できるよう、空港間の相互支援体制を構築する。【県土整備部】
- 但馬空港については、空からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【県土整備部】

d. 鉄道機能の強化

- 豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、地下駅や鉄道車両基地の浸水対策を促進する。【県土整備部】

8 行政機能

(1) 警察の災害対応力強化

a. 初動対応力の強化

- 神戸地方气象台等と連携を図り、今後の気象情報等を情報収集し、総合的な分析から被害発生のおそれのある警察署へ機動隊等を先行配置する。【警察本部】

- 警察本部指揮室設置訓練を継続実施し、練度向上に努めるとともに、災害待機宿舎等により初動対応要員を確保する。【警察本部】
- 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの運用訓練を実施し、今後に向けた検証を実施して災害対応力強化を図る。【警察本部】
- 災害警備本部移設訓練を実施し、迅速な指揮室立ち上げと代替施設の非常電源、通信状況、回線等の確認を実施する。【警察本部】
- 「緊急事態初動マニュアル（大規模自然災害編）」等に基づき、全班や部隊間の連携を実質的に機能させるための各種訓練を実施する。【警察本部】
- 災害発生直後の初動対応に当たる、被災地を管轄する警察署員（災害対応要員）の災害対処能力の底上げを図る。【警察本部】

b. 救助活動能力の強化

- 解体予定施設等を活用したブラインド方式による実戦的な救出救助訓練を継続実施し、隊員全体の練度向上を図る。【警察本部】
- 避難所等安全が確保できる場所まで避難させるため、管内実態を把握して行政と連携した避難訓練を実施する。【警察本部】
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。【警察本部】
- 被災状況の早期把握や適切な救出救助、部隊展開を行うためのヘリテレシステム等による、映像情報配信機能の強化を図る。【警察本部】
- 治安の維持に必要な災害警備体制の確立、救出救助、捜索等に必要な装備資機材の整備を図る。【警察本部】
- 警察災害派遣隊について、練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を図る。【警察本部】

c. 警察庁舎の耐震化

- 警察職員、施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎施設等の耐震化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用資機材の整備拡充を図る。【警察本部】
- 警察施設の建替等による耐震・耐浪化を推進する。また、新設警察署では、電気室や2日間無補給運転可能な自家発電設備の屋上設置や、4日間の飲料水を確保できる受水槽、太陽光発電設備の設置を進める。【警察本部】

(2) 消防の災害対応力強化

- 消防に関する事項についての指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する。【防災】
- 県内各消防本部における消防力確保のため、兵庫県消防学校において消防吏員の養成を行う。【防災】
- 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、市町等が行う消防団員確保対策を支援する。【防災】
- 企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員OBや大学生等の活用による機能別消

防団員確保対策を支援する。【防災】

- 地域防災力の充実強化を図るため消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する。【防災】

(3) 県行政の災害対応力強化

a. 県本庁舎の建替整備及び総合庁舎・集合庁舎の耐震化

- 阪神・淡路大震災により大きな被害を受けた本庁舎（1・2号館、別館、西館、議場棟）が、大規模地震に対する安全性基準を満たしていないことが判明したことから、広域的な防災拠点として高い耐震性能を確保するため、建替整備を行う。

〔県庁舎の耐震診断結果（平成30年度）〕

| 区分 | 1号館 | 別館 | 西館 | 2号館 | 議場棟 |
|-----|------|------|------|------|------|
| Is値 | 0.30 | 0.35 | 0.16 | 0.37 | 0.32 |

- 総合庁舎・集合庁舎の耐震化を引き続き進めるとともに、水害時の浸水対策を施すなど、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できる庁舎となるよう、必要な整備を行う。【企画県民部】

b. 災害時即時対応体制の強化

- 災害時の緊急事態の発生に備えて、24時間監視・即応体制を維持するため、職員による宿日直体制、災害待機宿舎に入居する指定要員及び業務要員による待機体制を継続するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実を目指す。【防災】
- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員行動マニュアルを部局ごとに作成し、職場研修等を通じて周知徹底を図る。【防災】
- 災害発生当初の初動緊急対応期において使用する県の応急対応行動シナリオについて、訓練等を通じて職員の習熟を図るとともに、より実践的なものに練り上げる。【防災】
- 防災担当職員を対象に、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。【防災】
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一同に会する兵庫県防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。【防災】
- 災害時に庁舎等が被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、県及び市町の業務継続計画の策定充実を目指す。【防災】
- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、県及び市町の受援体制の整備に努める。【防災】

9 避難支援

a. 避難体制の確保・訓練の実施

- 風水害からの避難を確実にを行うため、市町が避難勧告等の避難情報について対象区

域を明確にして適時適切に発令できるよう、県版避難判断のガイドライン等に基づき助言を行う。【防災】

- 住民の主体的な避難行動を支援するため、住民一人ひとりが、自らの「逃げるタイミング」や「逃げる場所」などを予め決めておく「マイ避難カード」作成の取組を県内全域で展開する。【防災】
- 県が実施する合同防災訓練について、多数の住民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各地域で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。【防災】
- 新たな被害想定に基づいて「市町津波避難計画策定の手引き」を改定し、地域特性に応じた住民等の避難が円滑に行われるよう、市町の取組を支援する。【防災】
- 児童の安全確保のため、全小学校での引き渡し訓練の実施を進める。【教育委員会】
- 地域の災害特性を踏まえ、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての学校で進める。【教育委員会】
- ため池下流住民の速やかな避難行動につなげるため、決壊すると住宅等に被害を及ぼす防災重点ため池について、浸水想定区域図やハザードマップの作成・周知を図る。【農政環境部】
- 沿岸市町が、県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して地域住民等への周知に努めるよう、データ提供などの支援を行う。【防災】
- 洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成における市町支援、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせて実施する。【県土整備部】
- 「フェニックス防災システム」の機能強化を図り、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【防災】【県土整備部】

b. 帰宅困難者対策等（通勤・通学者等を含む）の推進

- 民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順などを内容とする「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき、国、関係機関や協力民間団体との連携・協働により、帰宅困難者等の安全・安心な帰宅を支援する。【防災】
- 関西広域連合の一員として、災害時帰宅支援ステーション事業の普及・啓発を実施するとともに、新たな協力事業者との協定締結を促進し、帰宅困難者等への水道水、トイレ及び道路等情報の提供の場を確保する。【防災】
- ターミナル駅周辺等での帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設として県有施設を活用するなど市町の取組を支援する。【防災】

c. 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 災害時に避難支援を要する者について個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等が連携し、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。また、社会福祉施設や医療施設等における入所者及び入院者の避難計画作成を支援する。【防災】【健康福祉部】

- 要配慮者利用施設の管理者等が、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施できるよう、当該施設管理者等への指導を行う市町の取組を支援し、避難確保計画の作成等を促進する。【企画県民部】【健康福祉部】【県土整備部】【教育委員会】

d. 避難所対策

- 災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う県有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。【防災】
- 市町と連携し、冷暖房機器や段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティション等によるプライバシーの確保、福祉スペースの設置などにより、避難所における生活の質の確保を図る。【防災】
- 自治会や住民団体が管理する避難場所など、小規模集落における避難所において、電力供給遮断等の非常時に、避難住民の生活等に必要最低限の電力を確保するため、再生可能エネルギーを活用した非常用電源の整備を支援する。【企画県民部】
- 避難所管理運営指針に基づき、トイレやごみ処理をはじめ、避難所における衛生環境の維持に配慮し、感染症の発生等を予防することを市町に働きかける。【防災】
- 避難所となる小学校等に整備した井戸の活用等により、トイレや清掃等に必要な生活用水を確保し、避難所の衛生環境の維持を図る。【防災】

e. 仮設住宅対策

- エアコン、調理設備、給湯器等を標準的な設備とするほか、バリアフリー対応や集会室の整備等により、応急仮設住宅における生活の質の確保を図る。【県土整備部】
- 民間事業者団体との協定に基づき、市町が事前に把握している建設地への整備や民間賃貸住宅の借り上げ等により、応急仮設住宅を速やかに整備・確保する。【県土整備部】

10 地域の防災力強化

a. 地域の防災組織の災害対応力強化

- 市町が行う消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。【防災】
- 「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、自主防災組織、学校、企業などと連携して、「減災活動の日」における実践活動など県民が主体的に生命・財産を守る行動を実践する「防災力強化県民運動」を推進する。また、NPO、地域団体等が実施する阪神・淡路大震災の経験や教訓を伝える事業、災害に備える事業に助成する「ひょうご安全の日推進事業」を実施する。【防災】
- 企業等における防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害や復旧計画の策定など、平時からの防災活動を促進するとともに、地域防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。【防災】

b. 災害ボランティア活動支援体制の整備

- 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、災害救

援ボランティアマニュアルの整備や関係機関との協定の締結、災害ボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。

【企画県民部】

- 災害ボランティア募集に関する的確な情報提供や被災地へのボランティアバスの派遣を実施するとともに、交通費・宿泊費の本人負担の軽減など災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりの必要性を関係機関に働きかける。【企画県民部】
- 「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」制度やバスへの助成を通して、瓦礫撤去や泥かきなどの活動を支援するとともに、災害ボランティアの育成を図る。【企画県民部】

c. こころのケア体制の強化

- 平時から災害研修の実施やこころのケア対応マニュアルを整備するとともに、災害時にはDPAT（こころのケアチーム）とDMAT（災害派遣医療チーム）・医療救護チーム、保健師チーム等が連動した全国的派遣体制の整備を推進する。【健康福祉部】

11 人材育成

a. 人材の育成、確保

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するため、建設業団体、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE 等）などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る。【県土整備部】
- 防災インフラ等の適切な保全、大規模災害時の早期復旧のため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターやNPO法人兵庫県砂防ボランティア協会等と連携し、県職員OB等の豊富な知識・ノウハウを持つ人材の確保を図る。【県土整備部】
- 道路啓開、除雪作業、復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備、平時におけるインフラ・メンテナンス等を担う建設業等の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る。【産業労働部】【県土整備部】
- 被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などを派遣して、被災者対策など当該市町が行う応急対策について支援する「ひょうご災害緊急支援隊」の人員・資機材・装備の充実を図る。【防災】
- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、県・市町の人材育成を推進する。【防災】
- 地方公共団体の防災担当職員などを対象に、災害対策専門研修を通じて阪神・淡路大震災の経験を具体的に伝えるとともに、最新の研究成果を踏まえ、防災に関する実践的知識や技術を体系的・総合的に提供することにより、災害対応能力を向上させる。【防災】
- 市町の下水道部局における人材・組織体制等を整備するため、人材育成、適切な組織体制の構築を支援する。【県土整備部】

- 冬期交通の安全を確保する除雪業務について、降雪に備えて待機した受託業者への財政的支援等により、除雪業務の安定的な維持に取り組む。【県土整備部】

b. 防災教育の実施

- 人と防災未来センターにおいて、阪神・淡路大震災の経験と教訓を分かりやすく展示し、特に子どもたちなどに効果的に情報発信することにより、防災の重要性やいのちの尊さ、ともに生きることの素晴らしさを伝える。【防災】
- 兵庫県立大学において、学部を横断して総合的・体系的に科目が履修できる防災リーダー教育プログラムを実施し、防災分野の専門教育を行う。また、減災復興政策研究科において、減災社会や復興に貢献する専門人材を育成する。【企画県民部】
- 「ひょうご安全の日のつどい」の実施や冊子「伝える」の改訂等により、阪神・淡路大震災の復旧・復興からの教訓の継承を図る。【防災】
- 阪神・淡路大震災から四半世紀が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぐとともに、その経験と教訓をいかし、南海トラフ巨大地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進する。【教育委員会】

c. 防災・減災研究の推進

- 人と防災未来センターにおいて、阪神・淡路大震災の経験と教訓、学術的な知見や蓄積された研究成果に基づき、我が国の防災上の課題を的確にとらえ、政府・自治体・コミュニティ・企業などの防災政策や災害対策の立案・推進に資する実践的な防災研究を実施する。【防災】
- 神戸東部新都心に集積する国際防災関係機関等との連携を促進し、調査研究活動を推進する。【防災】
- 防災科学技術研究所の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を活用し、長周期・長時間の加震実験を行うなど、減災のための研究や技術開発を推進する。【防災】

12 老朽化対策

a. 社会基盤施設の老朽化対策

- 県管理の社会基盤施設である、道路、河川、港湾、海岸、砂防、下水道、空港、漁港等の施設について、計画的な定期点検を行うとともに、損傷等があり対策が必要な施設については優先度に応じた修繕・更新を実施するなど、「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画(2019~2028 年度)」等に基づき計画的・効率的に老朽化対策を推進し、県土の安全・安心を確保する。【県土整備部】【農政環境部】
- 老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラ・メンテナンス研修の継続実施や、老朽化対策に資する新技術・新工法の活用等を推進する。また、県内の市町が管理する施設の老朽化対策についての技術的支援を実施する。【県土整備部】【農政環境部】
- 計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止

する。【県土整備部】

b. 公共施設の老朽化対策

- 限られた財源の中で、今後見込まれる公共施設等の老朽化に対応するため、平成 29 年 3 月に策定した「公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的に維持管理・更新等を推進する。【企画県民部】
- 県立学校施設については、計画的な施設の点検・修繕を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理への転換を図るため、平成 27 年度末に策定した「県立学校施設管理計画」に基づき、安全性を最優先した計画的な整備の推進とともに、施設の機能向上を図る。【教育委員会】
- 兵庫県立大学における教育研究環境の改善・充実を図るため、中長期的な視点に立って、全学的な「施設整備マスタープラン」を策定し、誰もが安全・快適に利用できる施設の計画的な整備と、キャンパスアメニティの向上に努める。【企画県民部】
- 県立都市公園では、長寿命化対策を進める一方、社会ニーズに合わない施設等の再整備計画を策定し、効果的な整備に取り組む。【県土整備部】
- 水道、工業用水道においては、「アセットマネジメント推進計画」に基づく施設更新を着実に進めるとともに、「上・工水道施設維持管理要領」に基づく定期点検の実施と修繕サイクルの最適化により、施設の長寿命化を図る。【企業庁】
- 県民に対し良質な医療を提供していくため、経営状況を踏まえつつ、県立病院施設の計画的な建替整備等を行う。【病院局】

c. その他老朽化対策

- 農業集落排水施設等の機能診断と機能保全計画の策定を速やかに実施し、策定済の基幹的農業水利施設と併せ、これに基づいて計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。【農政環境部】
- 管理者に対して、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促していく。また、県、市町、指定検査機関が連携し、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する。【農政環境部】

13 広域連携・官民連携

a. 関西広域連合等による広域応援・受援体制の整備

- 大規模広域災害に備え、国や関係機関・団体と連携を図りながら、関西広域連合・構成団体が一体となった応援・受援体制の整備を図る。【防災】
- 関西広域連合広域防災局として、「関西防災・減災プラン」に基づく広域での調整手順について、関係者が担うべき役割を明確化し、対応をシナリオ化した対応マニュアルを作成する。また、構成団体間のテレビ会議システムの導入や「応援・受援調整支援システム」のシステム改良、様々な防災関連情報の地図上での統合検討など、関西広域連合内の災害時の効率的な情報共有の仕組みづくりを進める。【防災】
- 関西防災・減災プランや関西広域応援・受援実施要綱等に基づく広域応援訓練の実施により、広域連合内の災害対応力・実戦力の向上を図るとともに、災害時相互応

援協定による他の広域ブロックとの情報交換や訓練を通じ、相互応援体制を強化する。【防災】

- 関西圏域において、緊急物資円滑供給システムに基づく緊急物資の円滑な供給を図るため、関西広域連合構成団体、民間事業者等と連携したワークショップや訓練などを実施する。【防災】
- 関西広域連合として、関東九都県市の訓練等に参加し、関東エリアとの連携強化を図る。【防災】
- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定、広域ブロックや民間事業者と関西広域連合との各種協定等に基づく広域防災体制により、大規模災害に備える。【防災】
- 平時から、関係機関との連携を密にし、情報の共有化や連携強化を図るとともに、合同防災訓練においては、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。【防災】
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一同に会する兵庫県防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。【防災】
- 政府緊急災害現地対策本部の設置及び運営訓練に参加し、政府機関及び府県との連携強化を図る。【防災】
- 相互応援協定・覚書に基づいて、近畿2府4県の水道事業者による連絡会議を開催し、緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有することで広域連携の強化を図る。【企業庁】

b. 首都機能のバックアップ

- 首都直下地震等の発生時における経済活動の停止や首都機能の麻痺などによる日本全体の機能不全を防ぐため、関西広域連合と連携しながら、政治、行政、経済の機能・権限の分散を含めた首都機能のバックアップ体制構築に向けた取組を推進する。【全庁】

c. 防災庁（仮称）創設への働きかけ

- 巨大災害への対応力を強化するため、事前防災から復興まで一連の災害対策を担い、平時からの計画づくり、人材育成や将来を見据えた調査研究等を行う防災庁（仮称）の創設を国に働きかける。また、阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承、神戸東部新都心に集積する国際的な防災関係機関との連携、東日本大震災における関西広域連合による支援などを踏まえ、関西広域連合として、防災庁が有すべき機能に関する検討を行う。【防災】

d. 災害発生時における国内外への情報発信

- 地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。また、積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業や市町を含む関係機関との連携を強化する。【全庁】

V 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、関連の計画（下記）とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業【別紙2】の計画的な推進を図る。

本計画のフォローアップについては、重要業績指標【別紙3】の目標値をもとに進行管理を行うと共に、社会経済情勢の変化や施策の実施状況、国、市町、関係機関の動向等も踏まえ、適宜計画の改定を行うものとする。

<強靱化を推進する関連計画>

- 兵庫県公共施設等総合管理計画【企画県民部】
- 兵庫県地域防災計画【防災】
- 南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム【防災】
- 日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム【防災】
- 地震防災緊急事業五箇年計画【防災】
- 県有施設耐震化計画【防災】
- 第2次ため池整備5箇年計画【農政環境部】
- 第3次山地防災・土砂災害対策計画【農政環境部】【県土整備部】
- 第12次鳥獣保護管理事業計画【農政環境部】
- 新ひょうごの森づくり（第2期対策）【農政環境部】
- 災害に強い森づくり【農政環境部】
- ひょうご社会基盤整備基本計画【県土整備部】
- ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画【県土整備部】
- 社会基盤整備プログラム【県土整備部】
- 津波防災インフラ整備計画【県土整備部】
- 日本海津波防災インフラ整備計画【県土整備部】
- 地域総合治水推進計画【県土整備部】
- 兵庫県高潮対策10箇年計画（仮称）【県土整備部】
- ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画【県土整備部】
- 兵庫県無電柱化推進計画【県土整備部】
- 地域の防災道路強靱化プラン【県土整備部】
- ひょうご道路防災推進10箇年計画【県土整備部】
- 道路の整備に関するプログラム【県土整備部】
- 兵庫県耐震改修促進計画【県土整備部】
- 県立学校施設管理計画（学校施設の老朽化対策の指針）【教育委員会】

【別紙 1】脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(建築物の耐震化)

- 住宅（耐震化率 85.4%(H25)）の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいため、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。【県土整備部】
- 県営住宅（耐震化率 92%(H30)→97%(R7)）の耐震化を進める必要がある。【県土整備部】
- 医療施設（耐震化率 72.2%(R1)）については、避難所等に利用されることもあることから、さらに耐震化を促進する必要がある。【健康福祉部】
- 県立病院（耐震化率 92%(R1)）については、大規模災害発生時にも安定して医療を提供する必要があることから、計画的な建替整備により耐震化を推進する必要がある。【病院局】
- 県立大学（耐震化率 89%(45棟中40棟)(H31.4.1)）についても、計画的な建替整備により耐震化を推進する必要がある。【企画県民部】
- 私立学校（耐震化率 80%(H26)）については、躯体の耐震化に加え、非構造部材の耐震対策を引き続き進めていく必要がある。【企画県民部】
- 学校、警察施設、県営住宅等のブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。【県土整備部】【教育委員会】【警察本部】
- 宅地の耐震化については、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の防災対策が必要である。【県土整備部】
- 盛土等が生じる宅地造成に対して、都市計画法及び宅地造成等規制法の適切な規制により災害防止に努める必要がある。【県土整備部】

(交通施設、沿道建築物の耐震化)

- 鉄道駅の倒壊による人的被害を避けるため、鉄道駅の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(密集市街地の改善)

- 防災上危険な密集市街地の改善を図るため、建物の不燃化、公共空地の設置等を推進する必要がある。【県土整備部】

(危険空家の除却)

- 放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、市町において実態を把握し、所有者へ改善を促す必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(防潮堤等の整備)

- レベル1津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等を整備する必要がある。【県土整備部】【農政環境部】
- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する必要がある。【県土整備部】【農政環境部】
- レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等が著しく沈下して機能が損なわれることのないよう、沈下対策を行う必要がある。【県土整備部】【農政環境部】
- 日本海津波に対する耐震対策が必要な防潮水門の耐震補強を実施する必要がある。【県土整備部】
- 津波が越流する河川において、防潮水門を改築時に下流に移設することにより、津波越流区間を縮小し、浸水被害を軽減する必要がある。【県土整備部】

(避難意識の向上)

- 避難意識の向上等県民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、「マイ避難カード」の作成や、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【防災】
- 防災意識を高めるため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承、発信する必要がある。【防災】
- 児童生徒の引き渡しに関するルールに基づき、実際の引き渡しについて訓練を実施する必要がある。【教育委員会】
- 全ての学校で防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練を実施する必要がある。【教育委員会】
- 阪神・淡路大震災から四半世紀が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぎつつ、その経験と教訓を生かし、南海トラフ地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進する必要がある。【教育委員会】

(避難体制の確保・訓練の実施)

- 津波、風水害などからの避難を確実にを行うため、適時適切に市町が避難勧告等の避難情報について、対象区域を明確化して発令する必要がある。【防災】
- 地域特性に応じた避難が円滑に行われるよう、津波の被害想定に基づいた住民避難訓練を実施する必要がある。【防災】

(津波ハザードマップの策定)

- 県が実施した津波シミュレーションをもとに、沿岸市町は、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して地域住民等への周知に努める必要がある。【防災】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(総合的な治水対策)

- 中小河川を含めた県内河川において、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備、既存ダムの活用による機能強化、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める必要がある。

- 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設の整備等により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。【県土整備部】
- 河川の中上流部において、浸水実績のあった箇所だけでなく、家屋等に浸水の恐れがある箇所も、上下流バランスに配慮しながら、局所的な事前防災対策を推進する必要がある。【県土整備部】
- 河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に堆積土砂を撤去する必要がある。【県土整備部】
- 既存ダムの有効活用を図るため、ダムの嵩上げや放流施設の整備、利水ダムを含む全ての既存ダムにおける事前放流の導入等を進める必要がある。【県土整備部】【農政環境部】

(高潮対策)

- 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する必要がある。特に平成 30 年台風第 21 号により高潮被害が発生した地区については、必要な防護高さを再設定した上で、再度災害防止対策を行う必要がある。また、それ以外の地区についても、今後の高潮被害に備えるため高潮対策に計画的に取り組む必要がある。【県土整備部】【農政環境部】
- 想定最大規模の高潮等による大規模浸水を想定して、市町、気象庁、警察、交通事業者など関係機関と連携し、広域避難も含めた避難対策について検討する必要がある。【防災】

(減災のためのソフト対策)

- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成における市町支援、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【県土整備部】
- 地下空間の管理者等に浸水リスクを周知するため、洪水浸水想定区域図により情報提供を行う必要がある。【県土整備部】
- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（R 区域）等の指定を推進するとともに、想定を超える規模の土砂災害（深層崩壊）が起こり得ることから、県民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。【県土整備部】

(山地防災・土砂災害対策)

- 全国 4 位の土砂災害危険箇所数を有する兵庫県では、土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから、砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。【県土整備部】【農政環境部】
- 土砂災害の発生が懸念される R 区域内での人的被害を防ぐため、R 区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。【県土整備部】

(ため池及び治山対策)

- 山村の地域活動の停滞、管理不全による森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める必要がある。【農政環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(市町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有)

- 防災行政無線のデジタル化の推進、情報伝達手段の多様化、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、市町、消防、警察等関係機関や県民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【防災】

(人材の確保)

- 冬期交通の安全確保に重要な役割を担う除雪業務について、受託業者の人材や採算性の確保のため、降雪に備えて、出勤の有無に関わらず継続的な待機を可能とする県独自の財政支援を行っており、今後も引き続き除雪業務の安定的な維持に取り組む必要がある。【県土整備部】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

〈施策の方向性〉

(食料、飲料水の供給体制の確保)

- 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【防災】
- 応急用食料について、発災後、被災市町からの要請に対応するため、平素から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を図る必要がある。【農政環境部】
- 大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。【企業庁】

(電力施設、水道施設、ガス管(学校施設含む)等の耐震化)

- 電力事業者による電力施設の耐震性・耐浪性の確保とともに、電力需給に著しい不均衡が生じる場合には、電力事業者と電力広域的運営推進機関等との連携による電力の緊急融通の体制整備を促進する必要がある。【防災】
- 水道施設の耐震適合率は45.0%(耐震適合管路 H29)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を推進する必要がある。【健康福祉部】
- 浄水場、水管橋、電気・機械設備はすでに耐震補強工事を完了している。水道管路は、耐震診断の結果、概ね震度5～6程度の耐震性能を有すると評価されている。【企業庁】
- 学校施設の埋設ガス管耐震化について、老朽化対策と合わせて推進する必要がある。【教育委員会】

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】

- 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
 - 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【県土整備部】
 - 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【警察本部】
- (各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保)
- ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や調理器具等に活用できる LP ガスを業界団体等と連携し確保する必要がある。【防災】
 - 避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、市町の相互応援協定等による応急給水体制を整備する必要がある。【防災】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

〈施策の方向性〉

(孤立集落の発生を防ぐ設備整備)

- 中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区及び集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備することが必要である。【防災】

(小規模集落における避難所機能の強化)

- 多自然地域の小規模集落では、電力供給遮断等の非常時に、住民が避難する避難場所等において必要最低限の電力を確保できるようにする必要がある。【企画県民部】

(道路交通機能の強化)

- 林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、地域森林計画に基づき開設や拡張を進める必要がある。【農政環境部】

(孤立集落の発生を防ぐ港湾・漁港機能の強化)

- 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている家島港については、代替輸送ルートの確保等のため、港湾機能を維持する必要がある。【県土整備部】
- 孤立漁村の発生防止のため、津波対策及び漁港施設の機能強化対策を着実に進める必要がある。【農政環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〈施策の方向性〉

(警察、消防の災害対応力強化)

- 台風接近等により被害発生のおそれがある場合には、救助救出及び被害拡大防止を図るため、機動隊等を管轄する警察署へ事前配置する必要がある。【警察本部】
- いつ発生するか分からない災害に対応するため、警察本部等に迅速に災害警備本部を立ち上げる必要がある。【警察本部】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。【警察本部】

- 警察施設が被災した場合の代替施設を検討し、移転訓練を実施して非常電源及び通信状況を確認する必要がある。【警察本部】
- 消防に関する事項の指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する必要がある。【防災】
(警察庁舎の耐震化)
- 平成 30 年度末までに、県内 60 警察施設のうち 57 施設が耐震化済み（工事着手）である。残りの警察施設についても引き続き耐震化事業を推進する必要がある。【警察本部】
(地域の防災組織の災害対応力強化)
- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けるのは困難であるため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。【防災】
- 大災害発生時に、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合に最初に災害に対応するのは、地域のコミュニティであることから、県民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【防災】
(防災関係機関との連携強化・訓練)
- 救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実戦的な訓練を実施する必要がある。【防災】
- 大規模災害発生時に複数の自治体が被災すれば、自衛隊、警察、消防、海保等の実動機関は、担当区域外からの部隊増員が必要となることから、効率的・効果的な部隊運用がなされるよう、自治体及び実動機関の行動要領を相互に確認する実戦的な合同訓練を実施する必要がある。【防災】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱

〈施策の方向性〉

(帰宅困難者等対策の推進)

- 兵庫県の南海トラフ巨大地震被害想定では、最大約 59 万人の帰宅困難者（通勤・通学者等を含む）の発生が想定されている。また、大阪府から兵庫県へ帰宅しようとする住民も多数発生するものと考えられる。【防災】
- 帰宅困難者に対しては、一斉帰宅の抑制やターミナル駅に集中する人々の誘導、帰宅支援など様々な対策が必要であり、各市町が取組を進めているが、帰宅支援については、府県や市町の区域を越えて移動する通勤通学、観光（外国人を含む）等広域的に調整する必要がある。【防災】
- ターミナル駅周辺等での帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設の確保に取り組む必要がある。【防災】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

〈施策の方向性〉

(医療施設の耐震化)

- 医療施設の耐震化率は 72.2%（R1）に留まり、耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。【健康福祉部】
- 避難所となる小学校等に整備した井戸を活用し、トイレや清掃等に必要生活用水を確保することで、避難所の衛生環境の維持を図る必要がある。【防災】

(救急・医療体制の充実)

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制や、災害時協定の締結等による医師会との連携強化を含めた保健医療体制の強化を図る必要がある。【防災】【健康福祉部】
- 県内全ての災害拠点病院に配置されている災害派遣医療チーム（DMAT）が現地に確実に、インフラ被災時には到達できなくなるため、移動手段の確保や支援物資の物流等に係る対策を講じる必要がある。【健康福祉部】

(病院等医療機関における非常用電源等の確保)

- 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する必要がある。【健康福祉部】
- 電力供給の途絶に備え、全県立病院において自家発電装置や燃料タンク等を設置し、非常用電源を確保している。また、災害拠点病院においては3日分程度の備蓄燃料を確保している。【病院局】

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、未改良区間の2車線化など緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

〈施策の方向性〉

(疫病・感染症対策に係る体制の構築)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。【健康福祉部】

(下水道施設の耐震化)

- 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化を実施する必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

〈施策の方向性〉

(避難所の生活の質の確保)

- 市町と連携し、冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。【防災】

(大規模避難施設の耐震化)

- 大規模自然災害が発生した場合に、避難所として活用可能なホテル・旅館等について、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する必要がある。【県土整備部】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

〈施策の方向性〉

(治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化)

- 警察施設の耐震化を推進し、治安の確保に必要な機能を維持する必要がある。【警察本部】
- 治安の維持に必要な体制、装備資機材を整備する必要がある。【警察本部】
- 広報媒体である「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と民間団体と連携する防犯ネットワークの拡充を図る必要がある。【警察本部】
- 県警ヘリによるヘリテレ映像を迅速に配信し、警察力強化を図る必要がある。【警察本部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-2) 首都の機能不全

〈施策の方向性〉

(首都機能のバックアップ)

- 首都直下型地震の発生が懸念される中、東京圏に国や企業の中核機能が集中しており、東京圏が被災すると、経済活動の停止、首都機能の麻痺などで日本全体が機能不全になる恐れがあることから首都機能のバックアップに必要な取組を進める必要がある。【防災】

(防災庁(仮称)の創設)

- 巨大災害への対応力を強化するため、事前防災から復興まで一連の災害対策を担う政府機関として、防災庁(仮称)を創設する必要がある。【防災】

(県域を越えた連携強化・訓練)

- 首都圏の被害が甚大で広範囲にわたる場合には、関東ブロック内の枠組みだけでは応援・受援が困難になることが予想される。【防災】
- 関西広域連合及び関係府県市と連携し、関西防災・減災プランや関西広域応援・受援実施要綱に基づく訓練の実施等により関西圏域としての災害対応力の向上に努めるとともに、首都圏をはじめ関西圏域外の広域ブロックとの相互応援体制の構築・強化に取り組む必要がある。【防災】

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〈施策の方向性〉

(県庁舎の耐震化)

- 県・市町の庁舎等(耐震化率97.6%(R1))について、災害時の応急対策の活動拠点や被災者の救護拠点、避難所等として重要な機能を担うことから、耐震化を推進する必要がある。【防災】
- 県の本庁舎・総合庁舎・集合庁舎の耐震化率は84%(R1)であり、残る庁舎の耐震化に向けて引き続き対策を講じる必要がある。【企画県民部】

(災害時即時対応体制の強化)

- 災害時の緊急事態の発生に備えて、24時間監視・即応体制を維持する。そのため、職員による宿日直体制、災害待機宿舎に入居する指定要員及び業務要員による待機体制を継続するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める必要がある。【防災】
- 職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、部局ごとの職員行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る必要がある。【防災】

- 発災後の初動対応は被害の発生拡大の防止に対し重要であり、円滑に進める必要がある。【防災】
- 防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。【防災】
- 発災時には県だけで対応できることに限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。【防災】
- 他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制の整備が必要である。【防災】
(県域を越えた連携強化)
- 災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県や県内市町だけでは対応できない場合に備え、関西広域連合による関西圏域内での応援・受援体制の整備や関西圏域外の広域ブロックとの相互応援協定の締結等により、県域を越えた連携を強化する必要がある。【防災】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

〈施策の方向性〉

(情報通信手段の確保)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。【防災】
- 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要がある。【企画県民部】

(電力供給の維持に係るインフラ整備)

- 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

〈施策の方向性〉

(情報提供手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズで積極的に防災情報を発信する必要がある。【防災】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〈施策の方向性〉

(市町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有)

- 県、市町、消防本部、県警、自衛隊、海上保安本部等の防災関係機関を結ぶ防災専用ネットワーク網について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備え、非常用発電機や衛星通信設備等を配備し、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る必要がある。【防災】
- 避難する住民と車両、救出・救助等に向かう緊急車両等によって発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。【警察本部】
- 県警本部の代替施設への移転訓練を継続実施し、代替施設の回線、非常電源、通信状態を検証する必要がある。【警察本部】

○ 特別警報等発表時には発表内容とともに避難の参考となる津波到達予定時間等を関係所属及び現場で活動する警察官に直ちに伝達するとともに、その他の警察署にも伝達がなされるような措置を講じる必要がある。【警察本部】

○ 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの効果的な運用により、職員の早期参集、安否確認及び被害状況を把握する必要がある。【警察本部】

○ 無線機器など、現場警察官が携帯する通信機器を整備充実する必要がある。【警察本部】

(雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有)

○ 県民向けにインターネットやデータ放送(Dボタン)で提供している雨量、河川水位、河川監視カメラ画像データの確実な収集・処理・提供を行うため、システムの機能強化やデータの収集・提供に必要な伝送路の冗長化を行う必要がある。【県土整備部】

○ 県民向けにインターネットで提供している1kmメッシュごとの土砂災害危険度予測情報は、県民がより危険度を認識できるよう画面表示等の改善を行う必要がある。【県土整備部】

○ 市町には、3時間先までの水位を予測し、氾濫のおそれの有無を一定区間(数キロ)毎に地図上で表示する「河川氾濫予測システム」を配信しているが、市町がよりの確に避難勧告等の発令ができるよう例えば6時間先までの水位を予測するシステムに改修する必要がある。【県土整備部】

○ 土砂災害警戒区域ごとに危険度を予測する「箇所別土砂災害危険度予測システム」をより多くの市町で構築する必要がある。【県土整備部】

(情報収集・提供に係る人材育成)

○ フェニックス防災システム等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、県、市町の人材育成を推進する必要がある。【防災】

(災害時要援護者の避難支援体制の構築)

○ 各市町が避難行動要支援者名簿の整備を進めると合わせて、名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別支援計画を地域において作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。【防災】

○ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【健康福祉部】

○ 一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援が必要である。【産業労働部】

○ 平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられることとなったため、当該施設管理者は、避難確保計画の作成等を進め、施設の避難体制の強化を図る必要がある。

【企画県民部】【健康福祉部】【県土整備部】【教育委員会】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

〈施策の方向性〉

(県内事業所BCP策定の推進)

○ 大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、県内企業のBCPの策定を促進する必要がある。【防災】【産業労働部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害

〈施策の方向性〉

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【県土整備部】

(港湾機能の強化)

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止を防ぐため、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPを策定する必要がある。【県土整備部】

(工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保)

- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。【産業労働部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-3) コンビナート施設の損壊、火災、爆発等

〈施策の方向性〉

(石油コンビナートの消防防災体制の充実強化)

- 周辺地域に甚大な影響を及ぼすおそれのある石油コンビナートからの火災や有害物質の流出に備え、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【防災】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への重大な影響

〈施策の方向性〉

(港湾機能の強化)

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止を防ぐため、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPを策定する必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-5) 幹線の分断等、陸海空の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

〈施策の方向性〉

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】

- 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
 - 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【県土整備部】
- （鉄道、港湾、空港機能の強化）**
- 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止を防ぐため、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPを策定する必要がある。【県土整備部】
 - 陸上輸送の寸断に備えて海上輸送ネットワークを確保する必要がある。【県土整備部】
 - 豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、車両、地下駅、車両基地等の浸水対策を促進する必要がある。【県土整備部】
 - 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港については、空港ごとに管理者が適切に脆弱性を評価し、対策を講じる必要がある。その上で、スムーズな代替機能の確保等、より一層の強靱化を図るために、空港間の相互支援体制を強化する必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-6) 食料等の安定供給の停滞

〈施策の方向性〉

（農林水産業に係る生産基盤等の強化）

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る必要がある。【農政環境部】
- 農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。【農政環境部】
- 農林水産業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。【農政環境部】

（道路交通機能の強化）

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-7) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

〈施策の方向性〉

（水資源の有効利用等の推進）

- 阪神と播磨を結ぶ広域送水管の整備など、渇水時を想定して、予備水源の適正な維持や水を融通しあえる仕組みづくりを推進する必要がある。【企画県民部】【健康福祉部】【企業庁】
- 異常渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。【農政環境部】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-1) 電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

〈施策の方向性〉

(ライフライン関係事業者の防災対策)

- 電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する必要がある。【防災】
- ガス事業者におけるガスの供給状態を把握するための防災システムの強化を進めるとともに、要員の確保等による保安体制の整備等を推進する必要がある。【防災】
- 通信事業者における災害時における通信サービスを確保するための通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する必要がある。【防災】
- 水道事業者における断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する必要がある。【防災】

(訓練の実施)

- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による防災訓練を実施するとともに、ライフラインの早期復旧を図るため、実践的な訓練を実施する必要がある。【防災】

(太平洋・日本海両国土軸を結ぶガスパイプラインの整備)

- 本県のガスパイプラインは太平洋側の基地から各地へ供給されており、太平洋側の基地が被害を受けた際に、未供給状態が長期に及ぶ可能性があるため、日本海側での基地建設とその基地から太平洋側へのパイプライン延伸敷設を行う必要がある。【企画県民部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

〈施策の方向性〉

(水道用水供給施設、工業用水道施設の耐震化等)

- 上水道、簡易水道施設等の耐震適合率は45.0% (耐震適合管路：H29)にとどまっており、老朽化対策に合わせて耐震化を促進する必要がある。【健康福祉部】
- 水道用水供給施設・工業用水道施設共に、土木建築施設、水管橋、電気・機械設備はすでに耐震補強工事を完了している。管路は、耐震診断の結果、概ね震度5～6程度の耐震性能を有すると評価されている。【企業庁】
- 水道施設、工業用水道施設の老朽化対策は、将来の健全な事業経営に配慮して計画的な施設更新を進めるとともに、施設点検・診断結果に基づく適切な維持補修の実施により、ライフサイクルコストの最小化を図る必要がある。【企業庁】

(広域的な応援体制の整備)

- 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内及び近畿圏の水道事業者との相互応援協定の締結により広域的な応援体制を整備するとともに、県内及び近畿圏の水道事業者が定期的に集まり相互応援体制の確認を行っている。【企業庁】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〈施策の方向性〉

(下水道施設の耐震化等)

- 日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を実施する必要がある。【県土整備部】

- 市町の下水道部局において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。【県土整備部】

(農業集落排水施設の老朽化対策)

- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。【農政環境部】

(浄化槽の老朽化対策)

- 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併処理浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【農政環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

〈施策の方向性〉

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【県土整備部】
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【警察本部】
- 緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ重要な農道橋、農道トンネルについて、今後発生が懸念される南海トラフ地震等に備えて耐震化を図る必要がある。【農政環境部】
- 林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、地域森林計画に基づき開設や拡張を進める必要がある。【農政環境部】

(鉄道、港湾、空港機能の強化)

- 豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、車両、地下駅、車両基地等の水対策を促進する必要がある。【県土整備部】
- 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている姫路港等については、代替輸送ルート確保等のため、港湾機能を維持し、神戸港を含む近隣港との連携強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港については、空港ごとに管理者が適切に脆弱性を評価し、対策を講じる必要がある。その上で、スムーズな代替機能の確保等、より一層の強靱化を図るためは、空港間の相互支援体制を強化する必要がある。【県土整備部】
- 但馬空港については、兵庫県地域防災計画における広域防災拠点に位置づけられており、空からのアクセスポイントとしての機能を維持する必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

〈施策の方向性〉

(老朽化対策の着実な推進)

- 県管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。【県土整備部】

(人材・資機材の確保)

- 道路啓開、除雪、迅速な復旧・復興、平時のインフラメンテナンス等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、若年者や求職者に対する職業訓練による技能習得をはじめ、将来に向けて担い手の確保・育成を図る取組が必要である。【県土整備部】
- 防災インフラの速やかな復旧のため、建設業団体、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE 等）などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る必要がある。【県土整備部】
- 防災インフラ等の適切な保全、大規模災害時の早期復旧のため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターや NPO 法人兵庫県砂防ボランティア協会等と連携し、県職員OB等の豊富な知識・ノウハウを持つ人材の確保を図る必要がある。【県土整備部】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(警察の災害対応力強化)

- 二次災害発生防止のため、住民を迅速的確に避難誘導する必要がある。【警察本部】
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。【警察本部】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。【警察本部】
- 「緊急事態初動マニュアル（大規模自然災害編）」等に基づき、全班や部隊間の連携を実質的に機能するかを検証する必要がある。【警察本部】
- 被災状況の早期把握や適切な救出救助、部隊展開を行うための映像情報配信機能の強化を図る必要がある。【警察本部】
- 災害発生直後の初動対応に当たる、被災地を管轄する警察署員（災害対応要員）の災害対応能力の底上げを継続的に行う必要がある。【警察本部】

(消防の災害対応力強化)

- 消防に関する事項の指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する必要がある。【防災】
- 県内各消防本部における消防力確保のため、兵庫県消防学校において消防吏員の養成を行う必要がある。【防災】

- 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、市町等が行う消防団員確保対策を支援する必要がある。【防災】
- 企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員OBや大学生等の活用による機能別消防団員確保対策を支援する必要がある。【防災】
- 地域防災力の充実強化を図るため消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する必要がある。【防災】

(市街地の改善)

- 大規模火災のリスクの高い著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して実施する必要がある。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

〈施策の方向性〉

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

- 周辺地域に甚大な影響を及ぼすおそれのある石油コンビナートからの火災や有害物質の流出に備え、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【防災】
- 特定事業所の屋外タンク耐震改修状況や津波対策実施状況を毎年定期的に調査確認し、所管消防本部と連携して指導強化に努める必要がある。【防災】

(危険な物質を扱う施設の耐震化)

- 地震によるリスクが特に高いと考えられる既存の高圧ガス設備について、最新の耐震設計基準に基づく耐震性能を有するものとなるよう、改修等を進める必要がある。【防災】

(防波堤や護岸等の整備・強化)

- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出することにより、航路閉塞による航行船舶への二次災害が発生する恐れがあることから、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を行うための体制を強化する必要がある。【県土整備部】
- 台風等の荒天時における船舶の衝突、乗揚げによる道路橋や防波堤等の被害を防止するため、走錨防止対策の強化等を行う必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

〈施策の方向性〉

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化について、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。併せて、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策を推進する必要がある。【県土整備部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。【県土整備部】

(交通規制等の実施)

- 民間プローブ情報の活用等により、道路交通情報を正確に把握して、的確に交通規制等を実施する必要がある。【警察本部】

(交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策が必要である。【警察本部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(ため池等の整備)

- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。【農政環境部】

(計画的な定期点検と適切な日常管理の推進)

- 防災インフラの計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。【県土整備部】

(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【県土整備部】
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（R区域）等の指定が途上であること、また、想定を超える規模の土砂災害(深層崩壊)には対応が困難なことなどから、R区域等の指定を推進するとともに、県民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。【県土整備部】
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう県民に広く情報提供する必要がある。【農政環境部】

(山地防災・土砂災害対策)

- 全国4位の土砂災害危険箇所数を有する兵庫県では、土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから、砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。【県土整備部】【農政環境部】
- 土砂災害の発生が懸念されるR区域内での人的被害を防ぐため、R区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

〈施策の方向性〉

(マニュアルの整備等)

- 高圧ガス関係事業所は可燃性・毒性ガスの漏洩被害想定を実施の上、施設が危険な状態となった際の措置及び訓練方法を危害予防規程に定めるとともに、それが円滑に実施できるよう、教育訓練を実施する必要がある。【防災】
- 周辺地域に甚大な影響を及ぼすおそれのある石油コンビナートからの火災や有害物質の流出に備え、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【防災】

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する必要がある。【防災】【健康福祉部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-6) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

〈施策の方向性〉

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理が困難になってきていることから、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。【農政環境部】

(森林の保全管理)

- 森林の有する国土保全や水源涵養機能など多面的機能を高度に発揮させるため、加古川地域森林計画区ほか2計画区において間伐等の適正な森林整備を推進する。【農政環境部】

(災害に強い森づくりの推進)

- 「災害に強い森づくり」では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、多発する局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、災害緩衝林の整備箇所の拡充のほか、六甲山系において崩壊防止力を高める森林整備等に新たに取り組む必要がある。【農政環境部】

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な自然公園の維持・管理に努める。また、県立都市公園では、長寿命化対策を進める一方、社会ニーズに合わない施設等の再整備計画を策定し、効果的な整備に取り組む必要がある。【農政環境部】【県土整備部】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

〈起きてはならない最悪の事態〉

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方向性〉

(災害廃棄物処理)

- 災害廃棄物を仮置きするストックヤードの候補地が十分確保されていない市町があるため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。【農政環境部】
- 市町における災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要がある。【農政環境部】

(堆積土砂の撤去)

- 災害等により宅地などの私有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、市町による土砂等の一括撤去を促進する必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

8-2) より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態

〈施策の方向性〉

(人材の育成、確保)

- 阪神・淡路大震災の経験と教訓、創造的復興の知見を生かし、減災・復興政策、市民防災に関する研究を推進するとともに、被災地の復興に貢献する人材の育成を図る必要がある。【企画県民部】

- 防災機能を向上させ、世界への発信力を強化するため、防災関係機関との間で調査研究成果の交換等の連携を強化し、調査研究活動の充実を図る必要がある。【防災】
- 大規模災害が発生した際、災害対応のノウハウや専門家職員の不足、庁舎の被災などにより初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となることから、被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などを派遣して、被災者対策など当該市町が行う応急対策について支援する「ひょうご災害緊急支援隊」の人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。【防災】

〈起きてはならない最悪の事態〉

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方向性〉

(浸水への対策)

- レベル1津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等を整備する必要がある。【県土整備部】【農政環境部】
- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖することにより、浸水被害の軽減を図る必要がある。【県土整備部】【農政環境部】
- レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を行う必要がある。【県土整備部】【農政環境部】
- 耐震診断の結果、対策が必要な防潮水門について、耐震補強を実施する必要がある。【県土整備部】
- 津波が越流する河川において、防潮水門を改築時に下流に移設することにより、津波越流区間を縮小し、浸水被害を軽減する必要がある。【県土整備部】
- 洪水・高潮等による浸水対策や海岸侵食対策、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進する。【県土整備部】
- 大規模自然災害により浸水被害の発生が懸念される下水道施設は、浸水対策を推進する必要がある。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

〈施策の方向性〉

(地域の防災人材の育成)

- 災害が起きたときの対応力を向上するために、地方公共団体における防災・危機管理担当部局の職員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。【防災】

(体制、装備充実等による警察の災害対応力強化)

- 警察職員、施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【警察本部】
- 大規模災害時に警察機能が十分機能するよう、庁舎施設等の耐震化を推進する必要がある。【警察本部】
- 警察災害派遣隊について練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を図る必要がある。【警察本部】

(こころのケア体制の強化)

- 大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体からのDPAT(こころのケアチーム)等の円滑な受入体制を整備する必要がある。【健康福祉部】

（災害ボランティア活動支援体制の整備）

- 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する必要がある。【企画県民部】

（文化財の耐災害性の向上）

- 文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する必要がある。【教育委員会】
- 博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要がある。【教育委員会】

〈起きてはならない最悪の事態〉

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方向性〉

（地籍調査の実施）

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、予算や実施市町における人員の制約等から、地籍調査の進捗率は27%（H30）にとどまり、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。【農政環境部】

（人材の育成、確保）

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。【県土整備部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

8-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

〈施策の方向性〉

（災害発生時における国内外への情報発信）

- 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。【防災】

（失業者に対する早期再就職支援）

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。【産業労働部】

【別紙2】強靱化を推進する主な事業（R1～R10）

1 県土保全

（1）津波対策

※総事業費1億円以上の県事業。ただし、災害復旧事業、維持修繕事業を除く。

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|----------------------|-------------------|-------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 尼崎西宮芦屋港海岸 〔芦屋浜地区〕 | 芦屋市 | 護岸等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 2 | 東播磨港海岸 〔高砂地区〕 | 高砂市 | 護岸老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 3 | 姫路港海岸 〔飾磨地区〕等2箇所 | 中播磨県民センター管内 | 護岸老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 4 | 御津海岸 〔成山新田地区〕等2箇所 | 西播磨県民局管内 | 防潮堤老朽化対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 5 | (二)本庄川〔水門〕 | 南あわじ市 阿万塩屋町 | 津波対策 水門 | ● | | | 県土整備部 |
| 6 | 福良港海岸 〔福良地区〕 | 南あわじ市 福良 | 防潮堤1,310m、護岸835m | ● | | | 県土整備部 |
| 7 | 福良港海岸 〔福良地区〕 | 南あわじ市 福良 | 湾口防波堤 1.1km | ● | | | 県土整備部 |
| 8 | 淡路海岸 | 淡路市 | 防潮堤等老朽化対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 9 | 家島漁港海岸 | 姫路市 | 護岸 L=300m (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |
| 10 | 室津漁港海岸 | たつの市御津町室津 | 護岸 L=200m (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |
| 11 | 沼島漁港 | 南あわじ市沼島 | 港口水門 他 | ● | | | 農政環境部 |
| 12 | (一)氣比川 | 豊岡市氣比 | 津波対策 L=550m 堤防 他 | ● | | | 県土整備部 |
| 13 | 柴山港海岸〔沖浦地区〕 | 香美町香住区沖浦 | 防潮堤L=500m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 14 | 香住海岸〔無南垣地区〕 | 香美町香住区無南垣 | 防潮堤L=100m、陸開改良 | ● | | | 県土整備部 |
| 15 | 淡路沿岸(漁港海岸) | 南あわじ市 | 陸開自動化 15基 | ● | | | 農政環境部 |
| 16 | 大阪湾沿岸 | 尼崎市、西宮市 | 防潮堤基礎部補強 4.9km | ● | ● | | 県土整備部 |
| 17 | 尼崎西宮芦屋港海岸 〔鳴尾地区〕 | 西宮市 | 防潮堤沈下対策 1.8km | ● | | | 県土整備部 |
| 18 | 播磨沿岸 | 赤穂市鷺和 | 防潮堤基礎部補強 0.5km | ● | ● | | 県土整備部 |
| 19 | 淡路沿岸 | 淡路市、洲本市、 南あわじ市 | 防潮堤基礎部補強 5.8km | ● | | | 県土整備部 |
| 20 | 洲本港海岸 〔洲本地区〕 | 洲本市 | 防潮堤沈下対策 0.2km | ● | | | 県土整備部 |
| 21 | 沼島漁港 | 南あわじ市沼島 | 防波堤改良7基、 -3m岸壁改良 1箇所 | ● | | | 農政環境部 |
| 22 | 丸山漁港 | 南あわじ市阿那賀 | -3m岸壁改良 1箇所 他 | ● | | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|----|-------------------------|--------------|-----------------------------------|---|---|--|-------|
| 23 | 仮屋漁港 | 淡路市仮屋、森 | 防波堤改良 2基、 -2m物揚場改良 2箇所 | ● | | | 農政環境部 |
| 24 | 生穂漁港 | 淡路市生穂 | -2m物揚場改良 1箇所 | ● | | | 農政環境部 |
| 25 | 妻鹿漁港 | 姫路市白浜町 | -4m岸壁改良 1箇所 | ● | | | 農政環境部 |
| 26 | 室津漁港 | たつの市御津町 | -2m物揚場改良 1箇所 | ● | | | 農政環境部 |
| 27 | 淡路沿岸(漁港海岸) | 南あわじ市 | 防潮堤越流対策 1.0km | ● | | | 農政環境部 |
| 28 | 居組漁港 | 新温泉町 | 防波堤改良 1基 | ● | | | 農政環境部 |
| 29 | 浜坂漁港 | 新温泉町 | 耐震強化岸壁 1箇所 他 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 30 | 香住漁港 | 香美町 | 防波堤改良 3基 耐震強化岸壁 1箇所 他 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 31 | 香住漁港海岸 | 香美町 | 防潮堤嵩上 0.2km 他 | ● | | | 農政環境部 |
| 32 | 津居山港海岸〔瀬戸地区〕 | 豊岡市瀬戸 | 水門耐震化 | ● | | | 県土整備部 |
| 33 | (二)洗戎川 〔水門・排水機場〕 | 西宮市 浜町 | 高潮対策・津波対策 L=322m 水門1基、排水機場1基 他 | ● | | | 県土整備部 |
| 34 | (二)新川・東川 〔水門・統合排水機場〕 | 西宮市 今津西浜町 | 高潮対策・津波対策 水門、統合排水機場 他 | ● | ● | | 県土整備部 |

(2) 治水対策

○ 総合的な治水対策

※総事業費1億円以上の県事業。ただし、災害復旧事業、維持修繕事業を除く。

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|------------------|------------|----------------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | (二)妙法寺川 | 神戸市須磨区 | 河川改修 L=7,467m 護岸 【神戸市施工】 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 2 | (二)伊川 | 神戸市西区 | 河川改修 L=9,450m 護岸 【神戸市施工】 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 3 | (二)樋谷川 | 神戸市西区 | 河川改修 L=8,800m 護岸 【神戸市施工】 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 4 | (一)淡河川 | 神戸市北区 | 河川改修 L=2,500m 護岸 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 5 | (二)新湊川 | 神戸市長田区 | 高潮対策 L=560m | | ● | | 県土整備部 |
| 6 | (二)羽束川 〔千疋ダム〕 | 神戸市北区 | 放流設備設置 | ● | | | 県土整備部 |
| 7 | (二)高橋川 | 神戸市東灘区 | 高潮対策 L=900m | ● | | | 県土整備部 |
| 8 | (二)武庫川〔下流工区〕 | 尼崎市 西宮市 | 河川改修 L=9,000m 護岸、河床掘削、堤防強化 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 9 | (一)神崎川 | 尼崎市 | 高潮対策 L=2,900m 河床掘削 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 10 | (一)庄下川 | 尼崎市 | 高潮対策 L=3,200m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 11 | (一)庄下川 | 尼崎市 | 河川改修 L=3,056m 掘削、護岸 他 【尼崎市施工】 | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|--------------------|--------------|-------------------------------|---|---|--|-------|
| 12 | (二)津門川 | 西宮市 | 河川改修 地下貯留管 | ● | | | 県土整備部 |
| 13 | (二)宮川 | 芦屋市 | 高潮対策 L=400m | ● | | | 県土整備部 |
| 14 | (二)武庫川 〔下流工区〕 | 宝塚市 他 | 河川改修 L=9,400m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 15 | (二)天王寺川・天神川 | 宝塚市、伊丹市 | 河川改修 L=2,280m 堤防強化 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 16 | (二)大堀川 | 宝塚市 向月町 他 | 河川改修 L=1,210m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 17 | (二)荒神川 | 宝塚市 宮の町 他 | 河川改修 L=990m 護岸 他 【宝塚市施工】 | ● | | | 県土整備部 |
| 18 | (二)波豆川 | 宝塚市、三田市 | 河川改修 L=960m 護岸 他 | ● | | | 県土整備部 |
| 19 | (一)猪名川 〔中流工区〕 | 川西市 | 河川改修 L=2,970m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 20 | (二)山田川 | 三田市 香下 | 河川改修 L=1,870m 築堤 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 21 | (二)相野川 | 三田市 下相野 | 河川改修 L=1,400m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 22 | (二)明石川 | 明石市 | 高潮対策 L=1,708m 護岸、橋梁 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 23 | (二)赤根川 | 明石市 大久保町 | 河川改修 L=727m 護岸 | ● | | | 県土整備部 |
| 24 | (二)瀬戸川 | 明石市 魚住町 | 河川改修 L=1,260m 護岸、橋梁 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 25 | (一)別府川 〔上流工区〕 | 加古川市 | 河川改修 L=4,720m 護岸 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 26 | (一)水田川 | 播磨町、加古川市 | 河川改修 L=730m 護岸 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 27 | (二)法華山谷川 | 高砂市、加古川市 | 河川改修 L=14,600m 護岸、橋梁 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| | | | うち床上浸水対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 28 | (二)喜瀬川 | 加古川市 | 河川改修 L=940m 護岸、橋梁 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 29 | (一)加古川 〔西脇工区〕 | 西脇市 | 河川改修 L=3,100m 河道掘削 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 30 | (一)加古川 〔黒田庄工区〕 | 西脇市 黒田庄町 | 河川改修 L=8,500m 築堤、護岸、河道掘削 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 31 | (一)野間川 | 西脇市・多可町 | 河川改修 L=10,400m 築堤、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 32 | (一)杉原川 | 西脇市・多可町 | 河川改修 L=18,400m 築堤、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 33 | (一)野尾谷川 | 西脇市 黒田庄町 | 河川改修 L=1,200m 築堤、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 34 | (一)美嚢川 | 三木市 末広 他 | 河川改修 L=2,500m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 35 | (一)東条川 〔小野工区〕 | 小野市 | 河川改修 L=8,900m 築堤、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 36 | (一)万勝寺川 〔大島町工区〕 | 小野市 大島町 | 河川改修 L=4,400m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|--------------------|----------------|-------------------------------|---|---|--|-------|
| 37 | (一)万勝寺川 〔長尾町工区〕 | 小野市 長尾町 | 河川改修 L=2,300m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 38 | (一)東条川 〔加東工区〕 | 加東市 天神 他 | 河川改修 L=2,600m 築堤、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 39 | (一)思出川 | 多可町 中区間子 | 河川改修 L=2,000m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 40 | (一)油谷川・高倉川 | 加東市 河高 | 河川改修 L=190m 築堤、橋梁 他 | ● | | | 県土整備部 |
| 41 | (一)千歳川 | 加西市 畑町 | 河川改修 L=2200m 護岸、河床掘削 等 | | ● | | 県土整備部 |
| 42 | (二)船場川 〔手柄工区〕 | 姫路市 手柄 他 | 河川改修 L=1,200m 護岸、橋梁 他 | | ● | | 県土整備部 |
| 43 | (二)市川 | 姫路市 砥堀 他 | 河川改修 L=3,000m 築堤、護岸、河床掘削 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 44 | (二)大井川 | 姫路市 町坪 他 | 河川改修 L=1,200m 護岸 他 【姫路市施工】 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 45 | (二)夢前川 | 姫路市 夢前町 | 河川改修 L=5,300m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 46 | (二)水尾川 | 姫路市飾磨区西浜 | 高潮対策 L=3,160m 護岸、掘削 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 47 | (二)八家川 | 姫路市木場～八家 | 高潮対策 L=910m 排水機場、護岸、掘削 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 48 | (二)八家川 | 姫路市 八家 | 河川改修 L=1700m 洪水調節池 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 49 | (一)蟠洞川 | 姫路市余部区上余部 | 河川改修 L=200m 護岸 他 | ● | | | 県土整備部 |
| 50 | (一)山根川 | たつの市龍野町末政～日飼 | 河川改修 L=1,800m 護岸、橋梁 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 51 | (一)馬路川 | たつの市揖保川町正條～黍田 | 河川改修 L=2,080m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 52 | (一)瀬戸川 | たつの市揖保川町金剛山～馬場 | 河川改修 L=520m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 53 | (一)前川 | たつの市揖保川町市場～馬場 | 河川改修 L=1,920m 護岸、橋梁 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 54 | (二)千種川 | 赤穂市～佐用町 | 河川改修 L=61,800m 築堤、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 55 | (二)千種川 | 赤穂市中広 | 高潮対策 L=1,850m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 56 | (二)加里屋川 | 赤穂市北野中～木津 | 河川改修 L=1,850m 掘削、護岸、橋梁 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 57 | (二)加里屋川 | 赤穂市加里屋南～加里屋 | 高潮対策 L=1,000m 掘削、護岸、橋梁 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 58 | (一)菅野川 | 宍粟市山崎町市場 | 河川改修 L=1,680m 築堤、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 59 | (二)鞍居川 | 上郡町上郡～金出地 | 河川改修 L=7,400m 築堤、掘削、堰 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 60 | 引原ダム | 宍粟市波賀町日ノ原 | ダム再生(堤体嵩上他) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 61 | (二)田井川 | 新温泉町 田井 | 河川改修 L=530m 護岸、橋梁 他 | ● | | | 県土整備部 |
| 62 | (二)岸田川 | 新温泉町 古市 他 | 河川改修 L=160m 築堤、掘削 他 | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------|----------------|--------------------------------|---|---|--|-------|
| 63 | (二)味原川 | 新温泉町 浜坂 | 河川改修 L=560m 築堤、橋梁、水門 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 64 | (二)香住谷川 | 香美町 香住区香住 他 | 河川改修、津波対策 L=1,100m 橋梁、護岸 他 | ● | | | 県土整備部 |
| 65 | (二)矢田川 | 香美町 香住区油良 他 | 河川改修 L=2,400m 築堤、護岸 他 | | ● | | 県土整備部 |
| 66 | (一)円山川 〔日高・八鹿・養父工区〕 | 豊岡市日高町～養父市 | 河川改修 L=12,788m 築堤、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 67 | (一)円山川 〔朝来工区〕 | 朝来市 | 河川改修 L=7,000m 築堤、護岸、橋梁、井堰 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 68 | (一)円山川 〔和田山工区〕 | 朝来市 和田山町 | 河川改修 L=13,300m 築堤、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 69 | (二)武庫川 | 丹波篠山市当野 他 | 河川改修 L=1,900m 掘削、護岸 他 | ● | | | 県土整備部 |
| 70 | (一)東条川 | 丹波篠山市今田町本荘 他 | 河川改修 L=1,900m 築堤、掘削、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 71 | (一)篠山川 | 丹波篠山市西本荘 他 | 河川改修 L=4,870m 掘削、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 72 | (一)加古川 | 丹波市山南町～青垣町 | 河川改修 L=12,830m 掘削、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 73 | (一)竹田川 | 丹波市市島町～春日町 | 河川改修 L=1,150m 井堰改築、築堤、橋梁 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 74 | (一)黒井川 | 丹波市春日町黒井 他 | 河川改修 L=3,350m 掘削、護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 75 | (二)波賀野川 | 丹波篠山市波賀野 | 河川改修 L=440m 護岸 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 76 | (二)三原川 他 | 南あわじ市 | 河川改修 L=10,800m 護岸、橋梁 他 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 77 | (二)千草川 | 洲本市物部 他 | 河川改修 L=2,500m 掘削 他 | | ● | | 県土整備部 |

○ 高潮対策

※総事業費1億円以上の県事業。ただし、災害復旧事業、維持修繕事業を除く。

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|---------------------|-----------------------------|-------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | (二)高橋川 | 神戸市東灘区 | 高潮対策 L=900m | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 2 | (二)宮川 | 芦屋市 | 高潮対策 L=400m | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 3 | 尼崎西宮芦屋港海岸 〔尼崎地区〕 | 尼崎市 | 防潮堤嵩上げ等 | ● | | | 県土整備部 |
| 4 | 尼崎西宮芦屋港海岸 〔西宮地区〕 | 西宮市 | 防潮堤嵩上げ等 | ● | | | 県土整備部 |
| 5 | 尼崎西宮芦屋港海岸 〔芦屋地区〕 | 芦屋市 | 防潮堤嵩上げ等 | ● | | | 県土整備部 |
| 6 | 武庫川下流流域下水道 | 尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市 | 防潮堤整備 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 7 | 兵庫東流域下水汚泥広域処理場 | 尼崎市、西宮市、芦屋市、武庫川流域下水道(上流、下流) | 防潮堤整備 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 8 | 赤穂港海岸 〔御崎地区〕 | 赤穂市御崎 | 防潮堤嵩上げ等 | ● | | | 県土整備部 |

○ 越波・海岸侵食対策

※総事業費1億円以上の県事業。ただし、災害復旧事業、維持修繕事業を除く。

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|-------------------|----------------|---------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 赤穂港海岸 〔御崎地区〕 | 赤穂市御崎 | 養浜 200m | ● | | | 県土整備部 |
| 2 | 内田海岸 〔内田地区〕 | 洲本市 内田 | 消波堤 1,060m シキ養浜 1,170m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 3 | 阿那賀組海岸 〔阿那賀地区〕 | 南あわじ市 木場 | 離岸堤 40m 離岸堤(高上)460m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 4 | 北角川都志海岸 | 洲本市 五色町都志万歳 | 離岸堤 500m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 5 | 安乎中川原海岸 | 洲本市 安乎 | 離岸堤 600m | | ● | | 県土整備部 |
| 6 | 志知川組海岸 | 南あわじ市 志知川 | 養浜 500m、突堤 | | ● | | 県土整備部 |
| 7 | 地野仁頃海岸 | 南あわじ市 仁頃 | 離岸堤 300m | | ● | | 県土整備部 |
| 8 | 富島海岸 〔富島地区〕 | 淡路市 富島 | 離岸堤 300m | | ● | | 県土整備部 |
| 9 | 浅野海岸 | 淡路市 水越 | 離岸堤 120m | | ● | | 県土整備部 |
| 10 | 鳥飼海岸 〔鳥飼地区〕 | 洲本市 鳥飼 | 人工リーフ・養浜 700m | ● | | | 県土整備部 |

○ ため池対策

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|--------|-----------|--------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 林谷池 | 神戸市北区淡河町 | 堤体73m | ● | | | 農政環境部 |
| 2 | 平野池 | 神戸市北区淡河町 | 堤体88m | ● | | | 農政環境部 |
| 3 | 西中池 | 神戸市西区押部谷町 | 堤体124m | | ● | | 農政環境部 |
| 4 | サザ池 | 神戸市北区淡河町 | 堤体64m | | ● | | 農政環境部 |
| 5 | 野瀬大柚池 | 神戸市北区淡河町 | 堤体130m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 6 | 西谷池 | 神戸市北区淡河町 | 堤体80m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 7 | 文ヶ池 | 神戸市北区淡河町 | 堤体88m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 8 | 4号池 | 神戸市西区岩岡町 | 堤体352m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 9 | 天狗下池 | 神戸市西区岩岡町 | 堤体620m | ● | | | 農政環境部 |
| 10 | 2号池 | 神戸市西区神出町 | 堤体450m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 11 | 尻池 | 神戸市西区押部谷町 | 堤体145m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 12 | 押部谷町細田 | 神戸市西区押部谷町 | ため池2箇所 | ● | | | 農政環境部 |
| 13 | 溝谷池 | 神戸市西区押部谷町 | 堤体144m | ● | ● | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|----|-----------|-----------|--------|---|---|--|-------|
| 14 | 乙の池 | 神戸市西区榎谷町 | 堤体63m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 15 | 仁部池 | 猪名川町槻並 | 堤体120m | ● | | | 農政環境部 |
| 16 | 上野大池 | 猪名川町上野 | 堤体100m | ● | | | 農政環境部 |
| 17 | 遠谷中池 | 三田市大川瀬 | 堤体50m | ● | | | 農政環境部 |
| 18 | 新池 | 三田市加茂 | 堤体50m | ● | | | 農政環境部 |
| 19 | 片淵池 | 明石市大久保町 | 堤体293m | ● | | | 農政環境部 |
| 20 | 寺山池 | 明石市魚住町 | 堤体294m | ● | | | 農政環境部 |
| 21 | 明神池 | 明石市魚住町 | 堤体370m | ● | | | 農政環境部 |
| 22 | 永室中の池 | 加古川市志方町 | 堤体123m | ● | | | 農政環境部 |
| 23 | 市ノ池 | 高砂市阿弥陀町 | 堤体178m | ● | | | 農政環境部 |
| 24 | 弟池 | 高砂市阿弥陀町 | 堤体384m | ● | | | 農政環境部 |
| 25 | 新仏池 | 稲美町岡 | 堤体240m | ● | | | 農政環境部 |
| 26 | 河原山池 | 稲美町六分一 | 堤体714m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 27 | 大道池 | 明石市魚住町 | 堤体130m | ● | | | 農政環境部 |
| 28 | 野々池 | 加古川市神野町 | 堤体400m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 29 | 秋谷池 | 西脇市黒田庄町喜多 | 堤体121m | ● | | | 農政環境部 |
| 30 | 安福田臼池 | 三木市志染町安福田 | 堤体77m | ● | | | 農政環境部 |
| 31 | 中床池(大谷) | 三木市志染町大谷 | 堤体52m | ● | | | 農政環境部 |
| 32 | 上南七廻池 | 三木市細川町瑞穂 | 堤体63m | ● | | | 農政環境部 |
| 33 | 宍粟谷大池(久次) | 三木市口吉川町久次 | 堤体113m | ● | | | 農政環境部 |
| 34 | 真谷池(久次) | 三木市口吉川町久次 | 堤体92m | ● | | | 農政環境部 |
| 35 | 岡城池(久次) | 三木市口吉川町久次 | 堤体69m | ● | | | 農政環境部 |
| 36 | 東谷池 | 三木市口吉川町東 | 堤体65m | ● | | | 農政環境部 |
| 37 | 渡瀬皿池 | 三木市吉川町渡瀬 | 堤体73m | ● | | | 農政環境部 |
| 38 | 有安寺谷池 | 三木市吉川町有安 | 堤体71m | ● | | | 農政環境部 |
| 39 | 毘沙門三山池 | 三木市吉川町毘沙門 | 堤体104m | ● | | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|----|-----------|-----------|--------|---|---|--|-------|
| 40 | 大池(三口坂本) | 加西市坂本町 | 堤体286m | ● | | | 農政環境部 |
| 41 | 中尾池(山国) | 加東市山国 | 堤体167m | ● | | | 農政環境部 |
| 42 | 木梨池ほか6池 | 加東市下久米 | 堤体35m | ● | | | 農政環境部 |
| 43 | すりばち池ほか2池 | 加東市上三草 | 堤体40m | ● | | | 農政環境部 |
| 44 | 音ヶ谷池 | 加東市上三草 | 堤体56m | ● | | | 農政環境部 |
| 45 | 新池(常田) | 加東市秋津 | 堤体89m | ● | | | 農政環境部 |
| 46 | 曾我上池 | 加東市曾我 | 堤体64m | ● | | | 農政環境部 |
| 47 | 屋度新池 | 加東市屋度 | 堤体76m | ● | | | 農政環境部 |
| 48 | 坂本皿池 | 西脇市坂本町 | 堤体135m | ● | | | 農政環境部 |
| 49 | 鹿野北池 | 西脇市鹿野町 | 堤体180m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 50 | 中池(大村) | 三木市大村 | 堤体100m | ● | | | 農政環境部 |
| 51 | 大姥池(大村) | 三木市大村 | 堤体228m | ● | | | 農政環境部 |
| 52 | イルスミ池 | 三木市口吉川町保木 | 堤体65m | ● | | | 農政環境部 |
| 53 | 長須上池 | 三木市吉川町 | 堤体106m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 54 | 八ヶ池 | 小野市河合中町 | 堤体859m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 55 | 笠原大池(西笠原) | 加西市西笠原 | 堤体447m | ● | | | 農政環境部 |
| 56 | 皿池(西笠原) | 加西市西笠原 | 堤体143m | ● | | | 農政環境部 |
| 57 | 猪野下池 | 加西市下若井町 | 堤体253m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 58 | 藤治池ほか3池 | 加東市廻漕 | ため池3箇所 | ● | | | 農政環境部 |
| 59 | 明治池(上滝野) | 加東市光明寺 | 堤体70m | ● | | | 農政環境部 |
| 60 | 鷺谷新池(上滝野) | 加東市光明寺 | 堤体64m | ● | | | 農政環境部 |
| 61 | 地藏寺上池(北野) | 加東市北野 | 堤体113m | ● | | | 農政環境部 |
| 62 | 地藏下池(北野) | 加東市北野 | 堤体135m | ● | | | 農政環境部 |
| 63 | 二番目池(小沢) | 加東市小沢 | 堤体76m | ● | | | 農政環境部 |
| 64 | 三ツ池中池 | 姫路市夢前町杉之内 | 堤体41m | ● | | | 農政環境部 |
| 65 | 三ツ池下池 | 姫路市夢前町杉之内 | 堤体53m | ● | | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|----|----------|-----------|-------------|---|---|--|-------|
| 66 | 明神池 | 姫路市夢前町神種 | 堤体32m | ● | | | 農政環境部 |
| 67 | 太尾中池 | 姫路市豊富町豊富 | 堤体95m | ● | | | 農政環境部 |
| 68 | 相野大池 | 姫路市相野 | 堤体300m | ● | | | 農政環境部 |
| 69 | 太尾奥池 | 姫路市豊富町豊富 | 堤体61m | ● | | | 農政環境部 |
| 70 | 細倉池 | 姫路市香寺町須加院 | 堤体99m | ● | | | 農政環境部 |
| 71 | 奥山西池 | 姫路市奥山 | 堤体182m | ● | | | 農政環境部 |
| 72 | 上杉池・下杉池 | 姫路市御立 | 堤体137m、143m | ● | | | 農政環境部 |
| 73 | 二ツ家池 | 姫路市林田町大堤 | 堤体53m | ● | | | 農政環境部 |
| 74 | 浅野大池 | 市川町浅野 | 堤体114m | ● | | | 農政環境部 |
| 75 | ジャク池・田圃池 | 市川町小畑 | 堤体94m | ● | | | 農政環境部 |
| 76 | 三谷池 | 福崎町高岡 | 堤体70m | ● | | | 農政環境部 |
| 77 | 上池(桜) | 福崎町高岡 | 堤体67m | ● | | | 農政環境部 |
| 78 | 縦ノ木奥池 | 姫路市飾東町小原 | 堤体87m | ● | | | 農政環境部 |
| 79 | 峠池 | 姫路市飾東町志吹 | 堤体46m | ● | | | 農政環境部 |
| 80 | 相合池 | 姫路市飾東町佐良和 | 堤体195m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 81 | 多谷池 | 市川町小畑 | 堤体92m | ● | | | 農政環境部 |
| 82 | 直谷池 | 福崎町山崎 | 堤体70m | ● | | | 農政環境部 |
| 83 | 五郎田池 | 市川町下牛尾 | 堤体44m | ● | | | 農政環境部 |
| 84 | 竹太郎上池 | 姫路市林田町下伊勢 | 堤体60m | ● | | | 農政環境部 |
| 85 | 有年大池 | 赤穂市西有年 | 堤体70m | ● | | | 農政環境部 |
| 86 | 湯の内池 | 赤穂市大津 | 堤体137m | ● | | | 農政環境部 |
| 87 | 口の池 | 赤穂市福浦 | 堤体190m | ● | | | 農政環境部 |
| 88 | 鳥打峠池 | 赤穂市福浦 | 堤体180m | ● | | | 農政環境部 |
| 89 | 新池(立花) | 赤穂市福浦 | 堤体141m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 90 | 高牧上池 | 宍粟市山崎町上牧谷 | 堤体40m | ● | | | 農政環境部 |
| 91 | 高牧下池 | 宍粟市山崎町上牧谷 | 堤体50m | ● | | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|-----|----------|------------|--------|---|---|--|-------|
| 92 | 宇原池 | 宍粟市山崎町宇原 | 堤体43m | ● | | | 農政環境部 |
| 93 | 与泰寺池 | 宍粟市山崎町下町 | 堤体70m | ● | | | 農政環境部 |
| 94 | 湯塚池 | 宍粟市山崎町上牧谷 | 堤体56m | ● | | | 農政環境部 |
| 95 | 宮の奥池 | 宍粟市山崎町下牧谷 | 堤体73m | ● | | | 農政環境部 |
| 96 | 大南池 | 上郡町高山 | 堤体95m | ● | | | 農政環境部 |
| 97 | 船谷池 | 上郡町岩木 | 堤体170m | ● | | | 農政環境部 |
| 98 | 神応寺池 | 佐用町東徳久 | 堤体82m | ● | | | 農政環境部 |
| 99 | 奥池下池 | 相生市若狭野町野々 | 堤体109m | ● | | | 農政環境部 |
| 100 | 入野大池 | 相生市若狭野町入野 | 堤体182m | ● | | | 農政環境部 |
| 101 | 入野新池 | 相生市若狭野町入野 | 堤体91m | ● | | | 農政環境部 |
| 102 | 湯船池 | 宍粟市山崎町金谷 | 堤体33m | ● | | | 農政環境部 |
| 103 | 曾谷池 | 宍粟市山崎町金谷 | 堤体50m | ● | | | 農政環境部 |
| 104 | 小神新池 | たつの市揖西町小神 | 堤体213m | ● | | | 農政環境部 |
| 105 | 才榎池 | たつの市新宮町篠首 | 堤体67m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 106 | 新大池 | たつの市新宮町栗町 | 堤体52m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 107 | 拾翠池 | たつの市新宮町篠首 | 堤体125m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 108 | 奥池 | たつの市神岡町大住寺 | 堤体166m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 109 | 向池 | 太子町広坂 | 堤体199m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 110 | 鍋谷池 | 上郡町高山 | 堤体92m | ● | | | 農政環境部 |
| 111 | 鳳宮池 | 上郡町八保 | 堤体50m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 112 | 高山山田池 | 上郡町高山 | 堤体75m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 113 | 舟後池 | 佐用町櫛田 | 堤体68m | ● | | | 農政環境部 |
| 114 | 直谷池 | 和田山町久田和 | 堤体76m | ● | | | 農政環境部 |
| 115 | 真南条宮ノ奥池 | 篠山市真南条中 | 堤体89m | ● | | | 農政環境部 |
| 116 | 大内池 | 篠山市草ノ上 | 堤体45m | ● | | | 農政環境部 |
| 117 | 春日江(大谷池) | 篠山市春日江 | 堤体55m | ● | | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|-----|-------------|-------------|-----------|---|---|--|-------|
| 118 | 四十九池 | 篠山市曾地中 | 堤体61m | ● | | | 農政環境部 |
| 119 | 大正池 | 篠山市曾地口 | 堤体76m | ● | | | 農政環境部 |
| 120 | 水谷新池 | 篠山市今田町上小野原 | 堤体98m | ● | | | 農政環境部 |
| 121 | 奥新池 | 篠山市今田町下立杭 | 堤体54m | ● | | | 農政環境部 |
| 122 | 山谷池 | 篠山市県守 | 堤体71m | ● | | | 農政環境部 |
| 123 | 皿池・古池 | 丹波市春日町野上野 | 堤体73m、72m | ● | | | 農政環境部 |
| 124 | 谷田池 | 丹波市氷上町上町 | 堤体127m | ● | | | 農政環境部 |
| 125 | 八王寺池 | 篠山市草野 | 堤体50m | ● | | | 農政環境部 |
| 126 | 浜谷池 | 篠山市東浜谷 | 堤体135m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 127 | 倉谷池 | 篠山市不来坂 | 堤体70m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 128 | 上物部皿池 | 洲本市上物部 | 堤体127m | ● | | | 農政環境部 |
| 129 | 宮谷池(千草2) | 洲本市千草 | 堤体47m | ● | | | 農政環境部 |
| 130 | 上田原大池(千草) | 洲本市千草 | 堤体320m | ● | | | 農政環境部 |
| 131 | 新宮池(金屋) | 洲本市金屋 | 堤体112m | ● | | | 農政環境部 |
| 132 | 金屋新池(金屋) | 洲本市金屋 | 堤体136m | ● | | | 農政環境部 |
| 133 | 藤谷中池(平安浦南) | 洲本市安乎町平安浦 | 堤体89m | ● | | | 農政環境部 |
| 134 | 土手ヶ谷新池(大城戸) | 洲本市池田 | 堤体198m | ● | | | 農政環境部 |
| 135 | しょうぶ川池(大城戸) | 洲本市池田 | 堤体146m | ● | | | 農政環境部 |
| 136 | 赤松下池 | 洲本市下加茂 | 堤体92m | ● | | | 農政環境部 |
| 137 | 砂池 | 洲本市宇山 | 堤体112m | ● | | | 農政環境部 |
| 138 | 鳥飼代田大池 | 洲本市五色町鳥飼浦 | 堤体159m | ● | | | 農政環境部 |
| 139 | 徳原大池 | 南あわじ市中条徳原 | 堤体97m | ● | | | 農政環境部 |
| 140 | 赤土池(東山) | 南あわじ市賀集長原赤土 | 堤体144m | ● | | | 農政環境部 |
| 141 | 掛谷下池(平見) | 南あわじ市中条中筋 | 堤体92m | ● | | | 農政環境部 |
| 142 | 白木谷池(伊加利) | 南あわじ市伊加利 | 堤体57m | ● | | | 農政環境部 |
| 143 | 椿谷池(伊加利) | 南あわじ市伊加利 | 堤体104m | ● | | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|-------------|--------|---|---|--|-------|
| 144 | 御手洗池 | 淡路市岩屋 | 堤体79m | ● | | | 農政環境部 |
| 145 | 合戸池(井手) | 淡路市井手 | 堤体73m | ● | | | 農政環境部 |
| 146 | 山ノ神池 | 淡路市佐野 | 堤体48m | ● | | | 農政環境部 |
| 147 | 中池 | 淡路市王子 | 堤体69m | ● | | | 農政環境部 |
| 148 | 奥池 | 淡路市生田大坪 | 堤体80m | ● | | | 農政環境部 |
| 149 | 皿池(北山) | 淡路市北山 | 堤体96m | ● | | | 農政環境部 |
| 150 | 桃谷池 | 淡路市生穂 | 堤体107m | ● | | | 農政環境部 |
| 151 | 高丸池 | 洲本市五色町鳥飼中 | 堤体118m | ● | | | 農政環境部 |
| 152 | 夫婦池下池 | 洲本市五色町鮎原上 | 堤体207m | ● | | | 農政環境部 |
| 153 | 西ノ下池 | 洲本市中川原町三木田 | 堤体58m | ● | | | 農政環境部 |
| 154 | 鴨根池 | 洲本市納 | 堤体98m | ● | | | 農政環境部 |
| 155 | 八京池 | 洲本市五色町鮎原上 | 堤体66m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 156 | 三谷中池 | 洲本市納 | 堤体50m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 157 | 三谷下池 | 洲本市納 | 堤体50m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 158 | 尾上尻池 | 洲本市下内膳 | 堤体60m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 159 | 市池 | 南あわじ市倭文神道 | 堤体193m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 160 | 青龍池 | 南あわじ市八木天野 | 堤体60m | ● | | | 農政環境部 |
| 161 | 門前池 | 南あわじ市八木天野 | 堤体83m | ● | | | 農政環境部 |
| 162 | 長池 | 南あわじ市八木天野 | 堤体31m | ● | | | 農政環境部 |
| 163 | 上八木皿池 | 南あわじ市八木養宜上 | 堤体200m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 164 | 次郎池 | 南あわじ市八木天野寺内 | 堤体200m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 165 | 新ノ池 | 南あわじ市八木養宜上 | 堤体72m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 166 | 鳥ヶ池 | 南あわじ市八木養宜上 | 堤体70m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 167 | 比丘尼池 | 南あわじ市伊加利湯ノ川 | 堤体50m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 168 | 大谷池 | 南あわじ市広田広田 | 堤体60m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 169 | 皿池(尾崎) | 淡路市尾崎 | 堤体120m | ● | | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|-----|----------|---------|--------|---|---|--|-------|
| 170 | 皿池(王子) | 淡路市王子 | 堤体76m | ● | | | 農政環境部 |
| 171 | 中池(生田大坪) | 淡路市生田大坪 | 堤体65m | ● | | | 農政環境部 |
| 172 | 谷子池 | 淡路市佐野 | 堤体107m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 173 | 太郎谷池 | 淡路市仁井 | 堤体50m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 174 | 北代池 | 淡路市尾崎北代 | 堤体72m | ● | ● | | 農政環境部 |
| 175 | 中ノ池 | 淡路市久留麻 | 堤体107m | ● | ● | | 農政環境部 |

(3) 山地防災・土砂災害対策

○ 土砂災害対策

※総事業費1億円以上の県事業。ただし、災害復旧事業、維持修繕事業を除く。

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|----------|--------------|----------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 右支溪西ノ池川 | 神戸市垂水区名谷町 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 2 | カツカ谷川右支溪 | 神戸市北区山田町上谷上 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 3 | 八多川 | 神戸市北区八多町中 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 4 | 塩屋(3)地区 | 神戸市垂水区塩屋町3丁目 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 5 | 柏尾台地区 | 神戸市北区柏尾台 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 6 | 大原地区 | 神戸市北区大原1丁目 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 7 | 中里(3)地区 | 神戸市北区中里町 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 8 | 北五葉(3)地区 | 神戸市北区北五葉 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 9 | 宮ノ前地区 | 神戸市北区山田町下谷上 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 10 | 緑ヶ丘地区 | 神戸市須磨区緑ヶ丘 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 11 | 墓ヶ谷川 | 西宮市塩瀬町名塩 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 12 | シリツキ川 | 西宮市名塩 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 13 | 上山口 I 地区 | 西宮市山口町 | 崩壊土砂防止柵工 | ● | | | 県土整備部 |
| 14 | 奥池(1) | 芦屋市奥池町 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 15 | 奥池(2) | 芦屋市奥池町 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 16 | 丸岡谷川 | 三田市藍本 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 17 | 高次川(2) | 三田市高次 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|---------|------------|-------|---|--|--|-------|
| 18 | 雨森山南谷川 | 猪名川町伏見台4丁目 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 19 | 伏見台北谷川 | 猪名川町伏見台3丁目 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 20 | 島川 | 猪名川町島 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 21 | 柏原東谷川 | 猪名川町柏原 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 22 | 万善谷川 | 猪名川町万善 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 23 | 平井小谷川 | 猪名川町笹尾 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 24 | 不動ヶ谷川 | 西脇市黒田庄町津万井 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 25 | 赤松川2 | 加西市下万願寺町 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 26 | 赤松川2支溪 | 加西市下万願寺町 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 27 | 小谷川 | 加西市北条町小谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 28 | 安田川原谷川 | 多可町加美区奥豊部 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 29 | 杉原谷川 | 多可町加美区杉原 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 30 | 三谷川 | 多可町八千代区大和 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 31 | 多田川 | 多可町加美区岩座神 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 32 | 宝来谷川 | 西脇市平野町 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 33 | 谷川 | 多可町八千代区下三原 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 34 | 丁田谷川 | 多可町加美区の場 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 35 | 小林地区 | 三木市宿原 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 36 | 福住地区 | 加西市福住 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 37 | 古瀬畑川 | 姫路市夢前町古瀬畑 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 38 | 滝谷川(2) | 姫路市安富町末広 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 39 | サスルキ谷川 | 市川町上牛尾 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 40 | 下瀬加西山谷川 | 市川町下瀬加 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 41 | コシキ谷川 | 福崎町田口 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 42 | 岡崎川 | 神河町新野 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 43 | 二ヶ谷川 | 神河町新野 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|----------|-----------|-------|---|--|--|-------|
| 44 | 本谷川 | 神河町長谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 45 | 中の谷川左支溪 | 神河町杉 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 46 | 古屋谷川 | 神河町南小田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 47 | 三谷川 | 神河町南小田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 48 | 夢前河西川 | 姫路市広畑区西蒲田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 49 | 足尾谷川 | 神河町長谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 50 | 福本上谷川 | 神河町福本 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 51 | 奥谷川中谷川 | 神河町岩屋 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 52 | 高畑川 | 福崎町田口 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 53 | 東尾友東川 | 姫路市家島町真浦 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 54 | 東尾友西川 | 姫路市家島町真浦 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 55 | 白鳥台(7)地区 | 姫路市白鳥台2丁目 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 56 | 太尾地区 | 姫路市豊富町豊富 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 57 | 木場地区 | 姫路市木場 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 58 | 苔編(1)地区 | 姫路市苔編 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 59 | 川西地区 | 姫路市川西 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 60 | 清住(2)地区 | 姫路市飾東町清住 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 61 | 破風(2)地区 | 姫路市家島町宮 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 62 | 坊崎(1)地区 | 姫路市家島町坊勢 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 63 | 長谷(1)地区 | 神河町長谷 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 64 | 岩屋(1)地区 | 神河町岩屋 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 65 | 鍛冶(3)地区 | 神河町鍛冶 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 66 | 岡町(1)地区 | 姫路市岡町 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 67 | 白国地区 | 姫路市白国4丁目 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 68 | 旭6川 | 相生市旭 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 69 | 旭7川 | 相生市旭 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|---------|-----------|-------|---|--|--|-------|
| 70 | 菅原町2川 | 相生市菅原町 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 71 | 大鹿谷川(2) | 赤穂市木津 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 72 | 山田川 | 赤穂市木津 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 73 | 滝谷川 | 宍粟市山崎町中野 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 74 | 尾鼻川(1) | 宍粟市山崎町青木 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 75 | 上ノ山川 | 宍粟市山崎町三津 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 76 | セドの谷川 | 宍粟市千種町西河内 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 77 | 畦の谷川 | 宍粟市千種町西河内 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 78 | 樋の谷川 | 宍粟市千種町西河内 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 79 | 空山川 | 宍粟市千種町河内 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 80 | 南山谷川 | たつの市御津町中島 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 81 | 川端川 | たつの市新宮町香山 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 82 | 入野川 | たつの市神岡町入野 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 83 | 石生谷川 | 上郡町苔縄 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 84 | 板屋谷川(1) | 上郡町中野 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 85 | 森谷川 | 佐用町奥金近 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 86 | 山ノ神川 | 佐用町皆田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 87 | 湯ノ郷川 | 宍粟市一宮町嶋田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 88 | ウバガ谷川 | 宍粟市波賀町有賀 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 89 | 神ノ山川 | 宍粟市波賀町谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 90 | 榎谷川 | たつの市新宮町宮内 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 91 | 谷川(2) | たつの市揖西町小神 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 92 | イカキ谷川 | 上郡町野桑 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 93 | 板屋谷2川 | 上郡町中野 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 94 | 東町2川 | 上郡町上郡 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 95 | 宮ノ谷川 | 佐用町早瀬 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|-----------|--------------|---|--|--|-------|
| 96 | 大酒谷川 | 佐用町仁位 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 97 | 佐方(1)地区 | 相生市佐方 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 98 | 目坂(1)(2)地区 | 赤穂市目坂 | 待受擁壁工、法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 99 | 有年横尾(2)地区 | 赤穂市有年横尾 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 100 | 北之町地区 | 赤穂市坂越 | 崩壊土砂防止柵工、法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 101 | 御蔵地区 | 赤穂市周世 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 102 | 矢原地区 | 宍粟市山崎町矢原 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 103 | 川井地区 | 宍粟市千種町川井 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 104 | 五十波(1)地区 | 宍粟市山崎町五十波 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 105 | 新宮(1)地区 | たつの市新宮町新宮 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 106 | 東保(2)地区 | 太子町東保 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 107 | 戸谷地区 | 上郡町金出地 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 108 | 丹東(2)地区 | 上郡町山野里 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 109 | 西下野(1)地区 | 佐用町西下野 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 110 | 佐用新町(1)(2)地区 | 佐用町佐用 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 111 | 林崎(2)地区 | 佐用町林崎 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 112 | 横畑地区 | 佐用町西徳久 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 113 | 下秋里(2)地区 | 佐用町下秋里 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 114 | 安積地区 | 宍粟市一宮町安積 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 115 | 中安積地区 | 宍粟市一宮町安積 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 116 | 吉島(2)地区 | たつの市新宮町吉島 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 117 | 真盛(1)地区 | 佐用町真盛 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 118 | 大願寺(2)地区 | 佐用町円応寺 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 119 | 大願寺(3)地区 | 佐用町円応寺 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 120 | 寺谷川 | 豊岡市内町 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 121 | 宮前川 | 豊岡市下鶴井 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|----------|-----------|-------|---|--|--|-------|
| 122 | 百合地南川 | 豊岡市百合地 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 123 | 高屋東川 | 豊岡市高屋 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 124 | 大谷川 | 豊岡市九日市上町 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 125 | 上陰東谷川 | 豊岡市上陰 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 126 | 中谷川 | 豊岡市日高町中 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 127 | 入佐川左支溪第一 | 豊岡市出石町宮内 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 128 | 入佐川左支溪第二 | 豊岡市出石町宮内 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 129 | 平田川 | 豊岡市出石町荒木 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 130 | 小坂川 | 豊岡市但東町小坂 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 131 | 小坂川2 | 豊岡市但東町小坂 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 132 | 宮谷川 | 豊岡市但東町三原 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 133 | 上計川(1) | 香美町香住区上計 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 134 | 上計川(2) | 香美町香住区上計 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 135 | 大門川 | 香美町村岡区和池 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 136 | 一二峠川 | 香美町村岡区萩山 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 137 | 中道川 | 香美町小代区神水 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 138 | 井土北谷川 | 新温泉町井土 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 139 | 奥川 | 新温泉町熊谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 140 | ササンベ川 | 新温泉町熊谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 141 | 赤崎川 | 新温泉町赤崎 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 142 | カンダキ川 | 養父市長野 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 143 | 石原川 | 養父市八鹿町石原 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 144 | 下宮垣川 | 養父市大屋町宮垣 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 145 | 高瀬川 | 朝来市和田山町宮田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 146 | 寺谷下川 | 朝来市和田山町寺谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 147 | 高谷川 | 朝来市和田山町白井 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|----------|-----------|-------|---|--|--|-------|
| 148 | ウルシ谷川 | 朝来市生野町奥銀谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 149 | 大谷川 | 豊岡市大谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 150 | 夏栗谷川 | 豊岡市日高町夏栗 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 151 | 鍛冶屋川 | 豊岡市但東町畑 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 152 | 三原南谷川 | 豊岡市但東町三原 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 153 | 太田川左支溪第3 | 豊岡市但東町中山 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 154 | 中宮北谷川 | 香美町小代区忠宮 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 155 | 小又川(1) | 新温泉町内山 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 156 | 田中川(2) | 新温泉町岸田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 157 | 平谷川 | 養父市八鹿町九鹿 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 158 | 寺の上川 | 朝来市生野町口銀谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 159 | 大谷川 | 朝来市和田山町東谷 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 160 | 中陰(1)地区 | 豊岡市 中陰 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 161 | 九日市上町地区 | 豊岡市九日市上町 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 162 | 佐野(2)地区 | 豊岡市九日市上町 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 163 | 福田第八地区 | 豊岡市福田 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 164 | 桃島(1)地区 | 豊岡市城崎町桃島 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 165 | 桃島(3)地区 | 豊岡市城崎町桃島 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 166 | 飯谷地区 | 豊岡市城崎町飯谷 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 167 | 百合地区 | 豊岡市出石町百合 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 168 | 西地区 | 香美町香住区余部 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 169 | 市午(2)地区 | 香美町香住区余部 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 170 | 鏡(3)地区 | 香美町香住区鏡 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 171 | 日影地区 | 香美町村岡区日影 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 172 | 熊波(2)地区 | 香美町村岡区熊波 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 173 | 和田地区 | 新温泉町和田 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|----------|------------|-------|---|--|--|-------|
| 174 | 三谷緑町地区 | 新温泉町三谷 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 175 | 飯野(2)地区 | 新温泉町飯野 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 176 | 飯野(3)地区 | 新温泉町飯野 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 177 | 小三尾地区 | 新温泉町三尾 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 178 | 出合(2)地区 | 養父市出合 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 179 | 岡(1)地区 | 養父市丹戸 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 180 | 小路頃(1)地区 | 養父市小路頃 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 181 | 大明神地区 | 養父市八鹿町八鹿 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 182 | 栄町(1)地区 | 養父市八鹿町九鹿 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 183 | 椿色(2)地区 | 養父市八鹿町石原 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 184 | 万葉台地区 | 朝来市和田山町寺内 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 185 | 比治地区 | 朝来市和田山町比治 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 186 | 和田(1)地区 | 朝来市和田山町竹ノ内 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 187 | 秋葉台(2)地区 | 朝来市和田山町秋葉台 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 188 | 下塚(1)地区 | 豊岡市竹野町下塚 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 189 | 高井(2)地区 | 香美町村岡区高井 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 190 | 宇都野地区 | 新温泉町浜坂 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 191 | 切畑地区 | 新温泉町切畑 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 192 | 餅耕地(2)地区 | 養父市餅耕地 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 193 | 内海(6)地区 | 朝来市和田山町林垣 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 194 | 天満地区 | 朝来市山東町小谷 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 195 | 小谷地区 | 朝来市山東町小谷 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 196 | 上ノ山谷川 | 丹波篠山市福住 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 197 | 岩崎川 | 丹波篠山市岩崎 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 198 | 安口川 | 丹波篠山市安口 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 199 | 高坂宮谷川 | 丹波篠山市高坂 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|-----------|-------|---|--|--|-------|
| 200 | 知足谷川 | 丹波篠山市知足 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 201 | 飛吉谷川 | 丹波篠山市宮代 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 202 | 道久谷川 | 丹波篠山市犬飼 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 203 | 長砂川 | 丹波市柏原町拳田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 204 | 奥山川 | 丹波市柏原町見長 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 205 | 段山川 | 丹波市柏原町上小倉 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 206 | 南多田田中谷川 | 丹波市柏原町南多田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 207 | 南田井川 | 丹波市氷上町賀茂 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 208 | 堀壁川 | 丹波市氷上町段宿 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 209 | 鴨内川 | 丹波市氷上町鴨内 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 210 | 上油利川 | 丹波市氷上町油利 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 211 | 大崎谷川 | 丹波市氷上町大崎 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 212 | 文室谷川 | 丹波市青垣町文室 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 213 | 奥塩久谷川 | 丹波市青垣町沢野 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 214 | 野田川 | 丹波市山南町谷川 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 215 | 黒石谷川 | 篠山市今田町黒石 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 216 | 妙見谷川 | 丹波市市島町上垣 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 217 | 横田中谷川 | 丹波市氷上町横田 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 218 | 北中地区 | 丹波市柏原町北中 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 219 | 犬岡地区 | 丹波市氷上町犬岡 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 220 | 井根口地区 | 丹波市青垣町稲土 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 221 | 小稗(2)地区 | 丹波市青垣町小稗 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 222 | 尾端(1)地区 | 丹波市市島町上鴨阪 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 223 | 梶原地区 | 丹波市市島町梶原 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 224 | 一印谷地区 | 丹波篠山市一印谷 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 225 | 国領(2)地区 | 丹波市春日町国領 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------|-----------|----------------------------|---|---|--|-------|
| 226 | 北御油(1)地区 | 丹波市水上町御油 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 227 | 安坂北谷川 | 洲本市中河原町安坂 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 228 | 八幡西川 | 南あわじ市賀集八幡 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 229 | 三宅川 | 南あわじ市山添 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 230 | 浜川 | 淡路市釜口 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 231 | 住吉谷川1 | 淡路市塩尾 | 砂防堰堤工 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 232 | 住吉谷川2 | 淡路市塩尾 | 砂防堰堤工 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 233 | 住吉谷川3 | 淡路市塩尾 | 砂防堰堤工 | ● | | | 県土整備部 |
| 234 | 西本村地区 | 南あわじ市津井 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 235 | 宇山地区 | 洲本市宇山 | 待受擁壁工 | ● | | | 県土整備部 |
| 236 | 小木場地区 | 南あわじ市阿那賀 | 法面工 | ● | | | 県土整備部 |
| 237 | 中尾谷川 | 神戸市中央区 | 防災樹林帯整備 (グリーンベルト事業) | ● | | | 県土整備部 |
| 238 | 山王地区他 | 神戸市兵庫区 他 | 防災樹林帯整備 (グリーンベルト事業) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 239 | 武庫川地区 | 西宮市 | 防災樹林帯整備 (グリーンベルト事業) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 240 | 武庫川地区 | 宝塚市 | 山腹工、防災樹林帯整備 (グリーンベルト事業) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 241 | 兵庫県ほか17市町 | 同左 | 土砂災害対策改修、危険住宅の 移転等 | ● | | | 県土整備部 |

○ 森林の適正管理対策

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|-------------|----------------------|--|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 森林環境保全整備事業 | 加古川地域森林計画区ほか2 計画区 | 森林の適正管理のために実施する 間伐等の森林整備を支援 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 2 | 農山漁村地域整備交付金 | 加古川地域森林計画区ほか2 計画区 | 森林の多面的機能の高度発揮 のため実施する多様な森林整備 を支援 | ● | ● | | 農政環境部 |

○ 鳥獣による被害対策

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|---------------------|------|--|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | シカ有害捕獲促進支援事業 | 県内全域 | シカの分布拡大防止等のため、 銃による捕獲活動を支援 | ● | | | 農政環境部 |
| 2 | シカ有害捕獲専任班支援事業 | 県内全域 | 銃猟技能に秀でた狩猟者で構成 された捕獲専任班による捕獲活 動を支援 | ● | | | 農政環境部 |
| 3 | 一般有害捕獲 | 県内全域 | 農林業被害の防止のため、わな による捕獲活動を支援 | ● | | | 農政環境部 |
| 4 | 捕獲専門家チームによる有害 捕獲 | 県内全域 | 県が捕獲専門家チームを編成 し、市町からの要請による代行 捕獲 | ● | | | 農政環境部 |
| 5 | ストップ・ザ・獣害 | 県内全域 | 集落による捕獲を推進するた め、捕獲指導員等による技術指 導等 | ● | | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|---|----------------|------|--|---|--|--|-------|
| 6 | シカ肉処理加工施設の整備支援 | 県内全域 | 食肉・ペットフード併用型のシカ肉処理加工施設の整備を支援 | ● | | | 農政環境部 |
| 7 | 減容化施設の整備支援 | 県内全域 | 活用できない捕獲個体を効率的に処分する減容化施設の整備を支援 | ● | | | 農政環境部 |
| 8 | 鳥獣被害防止総合対策事業 | 県内全域 | 市町が作成する被害防止計画に基づく個体数調整、被害防除等の取組を総合的に支援 | ● | | | 農政環境部 |
| 9 | サル有害捕獲支援事業 | 県内全域 | 追い払い効果のない個体に対する捕獲等を支援 | ● | | | 農政環境部 |

2 住宅・都市

○ 住宅・建築物等の耐震化

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|--------------------|-------------|------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 県営住宅 明石舞子北鉄筋① | 神戸市垂水区神陵台 | 計画220戸 ※6号棟除く | ● | ● | | 県土整備部 |
| 2 | 県営住宅 白川台鉄筋 | 神戸市須磨区白川台 | 現況(中層670戸) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 3 | 県営住宅 新多聞鉄筋 | 神戸市垂水区学が丘 | 計画400戸 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 4 | 県営住宅 明石舞子北鉄筋② | 神戸市垂水区神陵台 | 現況(中層530戸) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 5 | 県営住宅 東垂水鉄筋 | 神戸市垂水区青山台 | 現況(中層540戸) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 6 | 県営住宅 伊川谷高層・鉄筋 | 神戸市西区伊川谷町別府 | 現況(高・中層367戸) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 7 | 県営住宅 玉津王塚高層・鉄筋 | 神戸市西区王塚台 | 現況(高・中層514戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 8 | 県営住宅 玉津南高層 | 神戸市西区枝吉 | 現況(高層160戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 9 | 県営住宅 尼崎西川住宅 | 尼崎市西川 | 第2期 計画48戸 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 10 | 県営住宅 西宮浜松原住宅 | 西宮市浜松原町 | 第5期 計画40戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 11 | 県営住宅 尼崎西昆陽鉄筋 | 尼崎市西昆陽 | 現況(中層160戸) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 12 | 県営住宅 西宮老松鉄筋・テラス | 西宮市老松町 | 現況(中・低層86戸) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 13 | 県営住宅 尼崎東難波高層 | 尼崎市東難波町 | 現況(高層193戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 14 | 県営住宅 尼崎尾浜高層 | 尼崎市尾浜町 | 現況(高層164戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 15 | 県営住宅 西宮上甲子園鉄筋 | 西宮市上甲子園 | 現況(中層100戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 16 | 県営住宅 伊丹野間住宅 | 伊丹市野間北 | 第4期 計画66戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 17 | 県営住宅 宝塚安倉住宅 | 宝塚市安倉西 | 第2期 計画120戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 18 | 県営住宅 宝塚山本住宅 | 宝塚市山本丸橋 | 第3～5期 計画213戸 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 19 | 県営住宅 宝塚御所の前鉄筋 | 宝塚市伊子志 | 第2期 計画35戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 20 | 県営住宅 明石長坂寺鉄筋 | 明石市魚住町 | 計画563戸 | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------|------------|--------------------------------|---|---|--|-------|
| 21 | 県営住宅 明石舞子南鉄筋 | 明石市松が丘 | 計画266戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 22 | 県営住宅 明石大久保南鉄筋 | 明石市大久保町 | 計画345戸 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 23 | 県営住宅 加古川船頭高層 | 加古川市米田町 | 現況(高層270戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 24 | 県営住宅 高砂時光寺鉄筋 | 高砂市時光寺町 | 現況(中層270戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 25 | 県営住宅 小野垂井鉄筋 | 小野市神明町 | 計画157戸 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 26 | 県営住宅 姫路御着住宅 | 姫路市御国野町 | 第3～4期 計画55戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 27 | 県営住宅 姫路書写住宅 | 姫路市書写 | 第2～4期 計画150戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 28 | 県営住宅 姫路花田鉄筋 | 姫路市花田町 | 現況(中層190戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 29 | 県営住宅 姫路青山鉄筋(第2) | 姫路市青山南 | 現況(中層130戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 30 | 県営住宅 豊岡一本松鉄筋・テラス | 豊岡市庄境 | 第2期 計画45戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 31 | 県営住宅 和田山枚田鉄筋 | 朝来市和田山町 | 計画53戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 32 | 県営住宅 柏原南多田住宅 | 丹波市柏原町 | 第2期 計画52戸 | ● | | | 県土整備部 |
| 33 | 県営住宅 洲本宇原鉄筋 | 洲本市宇原 | 現況(中層150戸) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 34 | 県営住宅 津名塩尾鉄筋 | 淡路市塩尾 | 計画90戸 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 35 | 県営住宅 南淡福良鉄筋 | 南あわじ市福良 | 現況(中層40戸) | | ● | | 県土整備部 |
| 36 | 民間住宅(戸建・共同住宅) | 兵庫県ほか40市町 | 民間住宅の耐震化等助成 | ● | | | 県土整備部 |
| 37 | 民間の多数利用建築物 | 兵庫県内(24市町) | 建築物(住宅を除く)の耐震診断・耐震改修 | ● | | | 県土整備部 |
| 38 | 個人住宅・幼稚園・保育所・認定こども園・社会福祉施設 | 兵庫県ほか36市町 | ブロック塀の安全対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 39 | 大規模盛土造成地 | 兵庫県内(31市町) | 大規模盛土造成地マップの公表及び地下水位等変動予測調査の実施 | ● | | | 県土整備部 |

○ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|-----------|------|--------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 兵庫県ほか23市町 | 同左 | 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等助成 | ● | | | 県土整備部 |

○ 障害福祉施設の耐震化対策

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|--------------|--------|----------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 障害者支援施設耐震化 | 赤穂郡上郡町 | 設備の耐震化、利用者の高齢化対応(鉄筋2階、増築等) | ● | | | 健康福祉部 |
| 2 | 生活介護事業所老朽化対策 | 伊丹市 | 老朽化施設の外壁補修を含めた大規模修繕 | ● | | | 健康福祉部 |

3 ライフライン・廃棄物

○ 水道施設等の耐震化等

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|-------------------------|--------------------------|------------------------|---------------|----------------|----|-----|
| 1 | 特定広域化施設整備 三田西宮連絡管整備 | 神戸市北区長尾町 ～西宮市山口町 | 送水管布設(連絡管) L=11.1km | ● | | | 企業庁 |
| 2 | 管路緊急改善事業 大和支線管路更新 | 川西市東畦野～大和東 | 送水管更新(耐震化) L=1.0km | ● | | | 企業庁 |
| 3 | 管路緊急改善事業 稲美・播磨支線管路更新 | 加古郡稲美町岡～国安 加古郡稲美町岡～和田 | 送水管更新(耐震化) L=5.1km | ● | | | 企業庁 |
| 4 | 管路緊急改善事業 吉川第1支線管路更新 | 三木市吉川町富岡～新田 | 送水管更新(耐震化) L=0.9km | ● | ● | | 企業庁 |
| 5 | 揖保川工業用水道 老朽化設備更新 | 姫路市余部区 他 | 老朽化設備更新 1式 | ● | ● | | 企業庁 |
| 6 | 市川工業用水道 老朽化設備更新 | 姫路市飾磨区妻鹿 他 | 老朽化設備更新 1式 | ● | ● | | 企業庁 |
| 7 | 加古川工業用水道 老朽化設備更新 | 加古川市平荘町養老他 | 老朽化設備更新 1式 | ● | ● | | 企業庁 |
| 8 | 揖保川工業用水道 老朽管路更新 | 姫路市網干区 他 | 配水管更新(耐震化) | | ● | | 企業庁 |
| 9 | 市川工業用水道 老朽管路更新 | 姫路市飾磨区 他 | 配水管更新(耐震化) | | ● | | 企業庁 |
| 10 | 加古川工業用水道 老朽管路更新 | 加古川市、高砂市 他 | 配水管更新(耐震化) | | ● | | 企業庁 |

○ 卸売市場の災害対応力強化

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|---------------|------|-----------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 神戸市中央卸売市場西部市場 | 神戸市 | 停電時、食料の安定供給機能を維持できる非常用電源を設置 | ● | | | 農政環境部 |
| 2 | 姫路市中央卸売市場 | 姫路市 | 移転整備による卸売市場機能の向上 | ● | | | 農政環境部 |

○ 下水道施設の機能確保

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|----------------|-----------------------------|----------------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 猪名川流域下水道 | 尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町 | 下水処理施設耐震補強 非常用電源確保 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 2 | 武庫川上流流域下水道 | 神戸市、西宮市、三田市 | 下水処理施設耐震補強 非常用電源確保 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 3 | 武庫川下流流域下水道 | 尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市 | 下水処理施設耐震補強 防潮堤整備 非常用電源確保 等 | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 4 | 兵庫東流域下水汚泥広域処理場 | 尼崎市、西宮市、芦屋市、武庫川流域下水道(上流、下流) | 下水処理施設耐震補強 防潮堤整備 非常用電源確保 等 | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 5 | 加古川下流流域下水道 | 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 | 下水処理施設耐震補強 非常用電源確保 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 6 | 加古川上流流域下水道 | 神戸市、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市 | 下水処理施設耐震補強 非常用電源確保 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 7 | 揖保川流域下水道 | 姫路市、たつの市、宍粟市、太子町 | 下水処理施設耐震補強 非常用電源確保 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 8 | 兵庫西流域下水汚泥広域処理場 | 姫路市、たつの市、太子町、揖保川流域下水道 | 下水処理施設耐震補強 非常用電源確保 等 | ● | ● | | 県土整備部 |

5 情報・通信

○ 情報通信手段の確保

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|-------------------|---------|---------------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 県庁WAN運用推進事業 | 本庁・地方機関 | 行政サービスの向上、行政事務の効率化を推進する電子県庁の基盤。 | ● | ● | | 企画県民部 |
| 2 | リモートアクセスシステム基盤の運営 | 本庁・地方機関 | 出張先でのモバイルワークや在宅勤務を行うためのシステム基盤。 | ● | ● | | 企画県民部 |

7 交通・物流

○ 基幹道路の整備

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|------------------------------|--------------------------------|--------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | (主)加古川小野線 〔東播磨道〕 | 加古川市 八幡町上西条～宗佐 | 自動車専用道路 L=3,900m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 2 | (主)加古川小野線 〔東播磨道〕 | 三木市別所町下石野 ～小野市池尻町 | 自動車専用道路 L=3,100m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 3 | 播磨臨海地域道路 〔事業主体未定〕 | 国道2号姫路バイパス 姫路JCT～広畑 | 自動車専用道路 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 4 | 山陰近畿自動車道 | 豊岡市 (竹野～豊岡北) | 自動車専用道路 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 5 | 山陰近畿自動車道 | 豊岡市・香美町 (佐津～竹野) | 自動車専用道路 | | ● | | 県土整備部 |
| 6 | (国)178号 山陰近畿自動車道 〔浜坂道路Ⅱ期〕 | 新温泉町 栃谷～居組 | 自動車専用道路 L=7,600m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 7 | 森林基幹道 〔須留ヶ峰線〕 | 養父市・朝来市 (森～佐養) | 林道開設 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 8 | 森林基幹道 〔千ヶ峰・三国岳線〕 | 朝来市・神河町・多可町 (生野町大外～加美区奥荒田) | 林道開設 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 9 | 林業専用道 〔神河2号線〕 | 神河町 (猪篠～大山) | 林道開設 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 10 | 林業専用道 〔能栖線〕 | 宍粟市 (一宮町能倉～一宮町生栖) | 林道開設 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 11 | 森林基幹道 〔瀬川・氷ノ山線〕 | 香美町・養父市・宍粟市 (村岡区村岡～波賀町戸倉) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 12 | 森林基幹道 〔妙見・蘇武線〕 | 養父市・香美町・豊岡市 (八鹿町石原～日高町万劫) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 13 | 森林基幹道 〔三川線〕 | 豊岡市・香美町 (日高町万劫～香住区隼人) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 14 | 森林基幹道 〔雪彦・峰山線〕 | 姫路市・神河町・宍粟市 (夢前町山之内～一宮町東河内) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 15 | 森林基幹道 〔笠形線〕 | 福崎町・加西市・市川町・多可町 (大貫～加美区奥荒田) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 16 | 森林基幹道 〔峰山線〕 | 宍粟市・神河町 (一宮町東河内～川上) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 17 | 森林基幹道 〔須留ヶ峰線〕 | 養父市・朝来市 (森～佐養) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 18 | 森林基幹道 〔池ノ尾線〕 | 新温泉町 (千谷～諸寄) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 19 | 森林基幹道 〔千町・段ヶ峰線〕 | 神河町・朝来市・宍粟市 (川上～一宮町黒原) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |

| | | | | | | | |
|----|---------------------|-------------------------------|------|---|---|--|-------|
| 20 | 森林基幹道 〔千ヶ峰・三国岳線〕 | 朝来市・神河町・多可町 (生野町大外～加美区奥荒田) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 21 | ふるさと林道 〔上村・米地線〕 | 豊岡市・養父市 (出石町上村～奥米地) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |
| 22 | ふるさと林道 〔山東・朝来線〕 | 朝来市 (山東町与布土～川上) | 林道拡張 | ● | ● | | 農政環境部 |

○ 防災道路の整備・強化

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|------------------------|------------------|--------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | (主)大沢西宮線 〔鷲林寺〕 | 西宮市鷲林寺南町 | 現道拡幅 L=460m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 2 | (都)園田西武庫線 〔御園工区〕 | 尼崎市御園 ～塚口本町 | バイパス整備 L=909m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 3 | (都)園田西武庫線 〔藻川工区〕 | 尼崎市東園田町 ～食満 | 橋梁整備 L=564m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 4 | (都)尼崎宝塚線 〔阪急立体工区〕 | 尼崎市南武庫之荘 ～武庫町 | 現道拡幅 L=610m(4車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 5 | (都)尼崎伊丹線 〔阪神尼崎北工区〕 | 尼崎市御園町 ～昭通通 | 現道拡幅 L=336m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 6 | (都)尼崎伊丹線 〔阪神尼崎南工区〕 | 尼崎市西本町 ～御園町 | 現道拡幅 L=380m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 7 | (主)川西篠山線 〔屏風岩〕 | 猪名川町 北田原 | 現道拡幅 L=220m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 8 | (主)三田後川上線 〔志手原Ⅰ〕 | 三田市 大原～志手原 | 現道拡幅、バイパス L=980m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 9 | (主)三田西インター線 〔溝口〕 | 三田市 溝口～長坂 | バイパス L=857m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 10 | (都)尼崎宝塚線 〔小浜南工区〕 | 宝塚市安倉西 | 現道拡幅 L=410m(4車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 11 | (都)塚口長尾線 〔昆陽南工区〕 | 伊丹市昆陽泉町 ～昆陽南 | 現道拡幅 L=370m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 12 | (都)呉服橋本通り線 〔寺畑Ⅰ工区〕 | 川西市寺畑 | 現道拡幅 L=260m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 13 | (都)中筋伊丹線 〔中筋工区〕 | 宝塚市中筋 | 現道拡幅 L=780m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 14 | (国)2号 〔幣塚橋〕 | 明石市 魚住町清水 | 橋梁架替 L=23m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 15 | (国)2号 〔帝釈橋〕 | 明石市 魚住町清水 | 橋梁架替 L=21m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 16 | (主)高砂北条線 〔西井ノ口交差点〕 | 加古川市 東神吉町西井ノ口 | 交差点改良 L=180m(4車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 17 | (主)神戸加古川姫路線 〔山角〕 | 加古川市 平荘町山角 | バイパス L=1,100m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 18 | (主)宗佐土山線 〔宗佐交差点〕 | 加古川市 八幡町宗佐 | 現道拡幅(交差点改良) L=430m | ● | | | 県土整備部 |
| 19 | (国)2号 〔和坂拡幅〕 | 明石市 立石町1丁目～和坂 | 現道拡幅 L=1,300m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 20 | (国)2号 〔平野〕 | 加古川市 野口町坂元～平野 | 現道拡幅 L=1,200m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 21 | (主)宗佐土山線 〔天満大池バイパス〕 | 稲美町 国安～六分一 | バイパス L=960m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------|-----------------------|-------------------------|---|---|--|-------|
| 22 | (国)2号 〔喜瀬川橋〕 | 加古川市 平岡町土山 | 橋梁架替 L=16m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 23 | (都)朝霧二見線 〔谷八木工区〕 | 明石市大久保町谷八木 | 現道拡幅 L=440m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 24 | (都)朝霧二見線 〔谷八木小前工区〕 | 明石市大久保町谷八木 | 現道拡幅 L=230m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 25 | (都)朝霧二見線 〔江井島工区〕 | 明石市大久保町江井島 ～大久保町西島 | 現道拡幅 L=880m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 26 | (都)加古川別府港線 〔中津工区〕 | 加古川市加古川町中津 | 現道拡幅 L=630m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 27 | (都)尾上小野線 〔安田工区〕 | 加古川市尾上町安田 ～野口町良野 | 現道拡幅 L=670m(4車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 28 | (都)国道2号線 〔加古川橋工区〕 | 加古川市 加古川町本町～米田町船頭 | 橋梁架替 L=670m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 29 | (都)国道2号線 〔寺家町工区〕 | 加古川市 加古川町平野～寺家町 | 現道拡幅 L=740m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 30 | (主)加古川三田線 〔豊地橋〕 | 三木市 川町豊地 | 細 橋梁架替 L=25m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 31 | (主)小野藍本線 〔松沢バイパス〕 | 小野市池田町 ～加東市松沢 | バイパス L=1,120m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 32 | (一)豊富北条線 〔市村町〕 | 加西市 北条町黒駒～市村町 | 現道拡幅 L=500m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 33 | (主)小野藍本線 〔天神バイパス〕 | 加東市 天神～長貞 | バイパス L=1,020m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 34 | (主)神戸加東線 〔山国〕 | 加東市 山国 | 現道拡幅 L=1,100m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 35 | (主)三木三田線 〔志染バイパス〕 | 三木市 志染町窟屋～三津田 | バイパス L=1,630m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 36 | (国)427号 〔西脇道路(上野)〕 | 西脇市 下戸田～上野 | 現道拡幅 L=340m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 37 | (国)427号 〔豊部バイパス〕 | 多可町 加美区豊部 | バイパス L=1,130m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 38 | (一)加美八千代線 〔三室バイパス〕 | 多可町 八千代区中野間 | バイパス L=900m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 39 | (都)西脇上戸田線 〔西脇道路(東本町工区)〕 | 西脇市上野～西脇 | 現道拡幅 L=520m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 40 | (主)太子御津線 〔茶ノ木踏切〕 | 姫路市 網干区高田～太子町 | バイパス L=740m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 41 | (一)大柳仁豊野線 〔東〕 | 姫路市 豊富町御蔭 | 現道拡幅 L=570m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 42 | (一)広畑青山線 〔夢前川右岸線〕 | 姫路市 広畑区才～西蒲田 | バイパス L=2,300m(暫定2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 43 | (一)長谷市川線 〔澤〕 | 市川町 澤 | バイパス・踏切拡幅 L=50m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 44 | (一)網干停車場新舞子線 〔宮田線〕 | 姫路市 網干区高田 | バイパス L=400m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 45 | (一)大柳仁豊野線 〔西〕 | 姫路市 豊富町豊富 | 現道拡幅 L=530m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 46 | (主)西脇八千代市川線 〔下牛尾〕 | 市川町 下牛尾 | 現道拡幅 L=800m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 47 | (一)上福原佐用線 〔山田〕 | 佐用町 山田 | 現道拡幅 L=450m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------|--------------------|--------------------------|---|---|--|-------|
| 48 | (国)373号 〔上石井〕 | 佐用町 上石井 | 現道拡幅(交差点改良) L=340m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 49 | (主)網干たつの線 〔松原跨線橋〕 | たつの市 揖保町松原 | バイパス L=600m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 50 | (国)179号 〔太子道路〕 | 太子町 鯛 | バイパス L=810m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 51 | (主)太子御津線 〔茶ノ木踏切〕 | 太子町糸井～ 姫路市網干区高田 | バイパス L=460m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 52 | (一)網干停車場新舞子線 〔揖保線〕 | 太子町 沖代 | バイパス L=500m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 53 | (国)429号 〔繁盛拡幅〕 | 宍粟市 一宮町三方町～百千家満 | 現道拡幅 L=1,500m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 54 | (主)養父宍粟線 〔福中・生栖〕 | 宍粟市 一宮町福中・生栖 | 現道拡幅 L=2,700m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 55 | (主)加美宍粟線 〔能倉バイパスⅡ〕 | 宍粟市 一宮町能倉 | バイパス L=1350m(1車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 56 | (一)岩野辺山崎線 〔上牧谷〕 | 宍粟市 山崎町上牧谷 | 現道拡幅 L=740m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 57 | (主)養父宍粟線 〔安積〕 | 宍粟市 一宮町安積 | 現道拡幅 L=590m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 58 | (国)429号 | 宍粟市 千種町奥西山・千草 | 歩道設置 L=3,300m、片側 | ● | | | 県土整備部 |
| 59 | (国)312号 〔下宮拡幅〕 | 豊岡市 下宮 | 現道拡幅 L=170m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 60 | (主)豊岡瀬戸線 〔湯島〕 | 豊岡市 城崎町湯島～桃島 | 現道拡幅 L=430m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 61 | (主)日高竹野線 〔轟〕 | 豊岡市 竹野町轟～鬼神谷 | 現道拡幅 L=300m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 62 | (主)但馬空港線 | 豊岡市 戸牧～岩井 | バイパス L=2,200m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 63 | (一)豊岡インター線 | 豊岡市 戸牧 | 新設県道 L=600m(4車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 64 | (国)482号 〔片間〕 | 豊岡市 出石町片間～中郷 | 現道拡幅・バイパス L=990m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 65 | (国)482号 〔大谷〕 | 豊岡市 出石町大谷 | 現道拡幅 L=300m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 66 | (国)482号 〔大谷バイパスⅠ〕 | 香美町 小代区城山～野間谷 | バイパス L=910m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 67 | (主)香住村岡線 〔境Ⅱ〕 | 香美町 村岡区境～長瀬 | 現道拡幅 L=800m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 68 | (国)482号 〔大谷バイパスⅡ〕 | 香美町 小代区野間谷～忠宮 | バイパス L=1,300m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 69 | (主)関宮小代線 〔吉井バイパス〕 | 養父市 吉井～中瀬 | バイパス L=2,100m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 70 | (主)養父宍粟線 〔門野バイパス〕 | 養父市 大屋町門野 | バイパス L=1,560m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 71 | (主)篠山山南線 〔川代トンネル〕 | 丹波篠山市 大山下 | バイパス L=1,720m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 72 | (主)篠山山南線 〔南バイパス〕 | 丹波市 山南町青田～太田 | バイパス L=365m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 73 | (一)稲畑柏原線 〔稲畑〕 | 丹波市 氷上町稲畑 | 現道拡幅 L=500m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------|--------------------------|-----------------------|---|---|--|-------|
| 74 | (国)175号 〔東勅使〕 | 丹波市 市島町東勅使 | 現道拡幅 L=1,500m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 75 | (国)429号 〔榎峠バイパス〕 | 丹波市 青垣町中佐治 | バイパス L=2300m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 76 | (主)篠山山南線 〔黒田バイパス〕 | 丹波篠山市 黒田 | バイパス L=500m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 77 | (一)追入市島線 〔国領〕 | 丹波市 春日町国領 | バイパス L=600m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 78 | (一)鳥飼浦洲本線 〔上塚〕 | 洲本市 五色町上塚 | 現道拡幅 L=590m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 79 | (主)洲本五色線 〔鮎原南谷〕 | 洲本市 五色町鮎原南谷 | バイパス L=200m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 80 | (一)鳥飼浦洲本線 〔奥畑〕 | 洲本市 奥畑～上内膳 | 現道拡幅 L=1,200m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 81 | (主)生瀬門戸荘線 〔宝生ヶ丘〕 | 西宮市 宝生ヶ丘 | 現道拡幅 L=220m | ● | | | 県土整備部 |
| 82 | (一)切畑猪名川線 〔猪瀬〕 | 猪名川町 猪瀬 | バイパス L=300m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 83 | (主)三田後川上線 〔下槻瀬〕 | 三田市 下槻瀬～木器 | 現道拡幅 L=500m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 84 | (主)三田篠山線 〔小野〕 | 三田市 尼寺～小野 | 現道拡幅 L=1,700m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 85 | (都)豊川橋山手線 | 川西市絹延町 | 現道拡幅 L=30m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 86 | (都)塚口長尾線 〔美鈴工区〕 | 伊丹市美鈴町 ～昆陽泉町 | 現道拡幅 L=520m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 87 | (都)呉服橋本通り線 〔寺畑Ⅱ工区〕 | 川西市寺畑 | 現道拡幅 L=680m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 88 | (一)伊保阿弥陀線 〔魚橋〕 | 高砂市 阿弥陀町魚橋 | 現道拡幅 L=300m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 89 | (主)高砂北条線 〔投松〕 | 加古川市 西神吉町宮前 ～志方町投松 | 現道拡幅 L=800m(4車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 90 | (主)宗佐土山線 〔国岡バイパス〕 | 稲美町 国岡 | バイパス L=450m(4車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 91 | (一)野谷平岡線 〔和田バイパス〕 | 稲美町 和田 | バイパス L=600m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 92 | (都)本荘加古線 〔高畑工区〕 | 加古川市平岡町高畑 | 現道拡幅 L=600m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 93 | (都)朝霧二見線 〔藤江工区〕 | 明石市藤江 | 現道拡幅 L=430m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 94 | (都)朝霧二見線 〔中尾工区〕 | 明石市魚住町中尾 ～魚住町西岡 | 現道拡幅 L=970m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 95 | (都)国道2号線 〔本町工区〕 | 加古川市 加古川町寺家町～本町 | 現道拡幅 L=700m(4車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 96 | (主)三木粟粟線 〔高木末広バイパス〕 | 三木市別所町 高木～末広 | バイパス L=980m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 97 | (主)小野香寺線 〔西長町〕 | 加西市 西長町 | 現道拡幅 L=870m(1車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 98 | (主)神戸加東線 〔桃坂バイパス〕 | 三木市口吉川町 桃坂～加東市大畑 | バイパス L=1,200m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 99 | (一)広野永福線 〔上荒川〕 | 三木市 吉川町畑枝～上荒川 | 現道拡幅 L=1,200m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------------|------------------|--------------------------|---|---|--|-------|
| 100 | (一)松尾青野ヶ原停車場線 〔大門橋〕 | 加東市大門 ～小野市復井町 | 橋梁架替 L=158m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 101 | (一)中安田市原線 〔市原東交差点〕 | 西脇市 大木町～市原町 | 交差点改良 L=640m | ● | | | 県土整備部 |
| 102 | (主)小野藍本線 〔菅田橋〕 | 小野市 住吉町 | 橋梁架替 L=66m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 103 | (一)平荘市場線 〔黍田〕 | 小野市 黍田町 | 現道拡幅 L=500m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 104 | (主)多可北条線 〔産坂〕 | 多可町 中区坂本 | 現道拡幅 L=1,000m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 105 | (主)宍粟香寺線 〔狭戸〕 | 姫路市 安富町狭戸 | バイパス L=230m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 106 | (一)久畑香呂線 〔恒屋〕 | 姫路市 香寺町中村～恒屋 | 現道拡幅 L=1,500m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 107 | (一)甘地福崎線 〔福崎駅前〕 | 福崎町 福田 | 現道拡幅 L=320m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 108 | (一)西田原姫路線 〔西田原〕 | 福崎町 西田原 | 現道拡幅 L=230m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 109 | (一)国分寺白浜線 〔継〕 | 姫路市 継 | 現道拡幅 L=810m(4車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 110 | (都)国道線 〔姫路東工区〕 | 姫路市市川橋通～神屋町 | 現道拡幅 L=960m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 111 | (都)城東線 〔河間工区〕 | 姫路市河間町 | 現道拡幅 L=470m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 112 | (都)荒川線 〔井ノ口工区〕 | 姫路市岡田～井ノ口 | 現道拡幅 L=160m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 113 | (都)城東線 〔伊伝居南工区〕 | 姫路市伊伝居 | 現道拡幅 L=600m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 114 | (都)荒川線 〔岡田工区〕 | 姫路市岡田 | 現道拡幅 L=600m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 115 | (都)龍野線 〔津市場工区〕 | 姫路市網干区津市場 | バイパス整備 L=250m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 116 | (都)船場川線 〔飯田工区〕 | 姫路市飯田～延末 | 現道拡幅 L=500m(4車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 117 | (一)竜泉那波線 〔二期〕 | 相生市那波 ～那波南本町 | 新設県道 L=1,260m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 118 | (主)赤穂佐伯線 〔北〕 | 赤穂市西有年 ～上郡町竹万 | 現道拡幅 L=900m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 119 | (一)高雄有年横尾線 〔南〕 | 赤穂市 周世 | バイパス・現道拡幅 L=950m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 120 | (一)千種新宮線 〔真宗〕 | 佐用町 真宗 | 現道拡幅 L=340m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 121 | (一)上三河平福線 〔平福Ⅱ〕 | 佐用町 平福 | 現道拡幅 L=280m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 122 | (主)赤穂佐伯線 〔南〕 | 赤穂市 西有年 | 現道拡幅 L=900m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 123 | (一)高雄有年横尾線 〔北〕 | 赤穂市 周世～有年横尾 | 待避所設置 L=1,800m | | ● | | 県土整備部 |
| 124 | (一)上福原佐用線 〔南中山〕 | 佐用町 南中山 | 現道拡幅 L=650m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 125 | (一)桑原北山揖保川線 〔二塚〕 | たつの市 揖西町龍子～二塚 | バイパス L=500m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------------|-------------------|-----------------------|---|---|--|-------|
| 126 | (一)岩見揖保川線 〔岩見〕 | たつの市 御津町岩見 | 現道拡幅(交差点改良) L=110m | ● | | | 県土整備部 |
| 127 | (一)網干停車場新舞子線 〔中島〕 | たつの市 御津町中島 | 現道拡幅 L=665m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 128 | (一)千種新宮線 〔山崎・千種〕 | 宍粟市 山崎町～千種町 | 待避所設置 L=4,000m | ● | | | 県土整備部 |
| 129 | (一)上伊勢誉田線 〔未政〕 | たつの市 龍野町片山～未政 | 現道拡幅 L=640m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 130 | (主)宍粟香寺線 〔宇原バイパス〕 | 宍粟市 山崎町宇原 | バイパス L=800m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 131 | (都)本龍野富永線 〔富永工区〕 | たつの市龍野町富永 | 現道拡幅 L=310m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 132 | (一)辻福田線 〔内町〕 | 豊岡市 辻～内町 | 現道拡幅 L=1,300m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 133 | (主)豊岡竹野線 〔桃島バイパス〕 | 豊岡市 城崎町桃島 | バイパス L=1,359m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 134 | (一)茅野福岡線 〔大谷バイパス〕 | 香美町 村岡区中大谷～口大谷 | バイパス L=1,700m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 135 | (国)429号 〔神子畑〕 | 朝来市 神子畑 | 現道拡幅 L=300m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 136 | (主)養父宍粟線 〔由良〕 | 養父市 大屋町由良 | バイパス L=1,000m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 137 | (都)浜坂駅港湾線 〔駅前工区〕 | 新温泉町浜坂 | 現道拡幅 L=400m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 138 | (主)西脇篠山線 〔味間南〕 | 丹波篠山市 味間北～味間南 | バイパス L=1,230m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 139 | (国)175号 〔朝日〕 | 丹波市 市島町朝日 | バイパス L=1,200m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 140 | (国)372号 〔飛曾山峠〕 | 丹波篠山市 辻 | バイパス L=250m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 141 | (主)大谷鮎原神代線 〔榎列掃守〕 | 南あわじ市 榎列掃守 | 現道拡幅 L=600m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 142 | (一)洲本松帆線 〔広田広田〕 | 南あわじ市 山添～広田広田 | バイパス L=500m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 143 | (主)洲本五色線 〔都志大宮〕 | 洲本市 五色町都志大宮 | 現道拡幅 L=220m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 144 | (一)鳥飼浦洲本線 〔上内膳〕 | 洲本市 上内膳 | 現道拡幅 L=500m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 145 | (一)尾崎志筑線 〔尾崎〕 | 淡路市 尾崎 | 現道拡幅 L=900m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |
| 146 | (一)野島浦線 〔中持交差点〕 | 淡路市 中持 | 交差点改良 L=180m | ● | | | 県土整備部 |
| 147 | (一)島能勢線 〔鎌倉〕 | 猪名川町 鎌倉 | 現道拡幅 L=800m | ● | | | 県土整備部 |
| 148 | (主)塩瀬宝塚線 〔玉瀬〕 | 宝塚市 玉瀬 | 現道拡幅 L=100m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 149 | (主)神戸加古川姫路線 〔法華山谷橋〕 | 加古川市 志方町上富木 | 橋梁架替 L=16m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 150 | (国)372号 〔野村河高バイパス〕 | 加東市 河高 | バイパス L=2,300m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 151 | (一)平荘市場線 〔黍田〕 | 小野市 黍田町 | 現道拡幅 L=500m(2車線) | | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------------------------|------------------|---------------------|---|---|--|-------|
| 152 | (主)西脇篠山線 〔住吉〕 | 西脇市 住吉町 | 現道拡幅 L=240m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 153 | (一)市野瀬有馬線 | 三木市 吉川町水上 | 現道拡幅 L=730m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 154 | (一)野上河高線 | 加東市 高岡 | 現道拡幅 L=360m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 155 | (一)下滝野市川線 | 加西市 若井町 | 現道拡幅 L=360m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 156 | (一)国分寺白浜線(2) | 姫路市 継 | 交差点改良 | ● | | | 県土整備部 |
| 157 | (一)上三河平福線 〔上三河〕 | 佐用町 上三河～桑野 | 待避所設置 L=6,070m | ● | | | 県土整備部 |
| 158 | (国)482号 〔鶴岡道路Ⅰ〕 | 豊岡市 日高町上郷～鶴岡 | バイパス L=800m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 159 | (一)岩屋生野線 〔猪野々〕 | 朝来市 生野町猪野々 | 現道拡幅 L=250m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 160 | (一)朝来出石線 〔奥山〕 | 豊岡市 出石町奥山 | 現道拡幅 L=100m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 161 | (主)養父穴栗線 〔須西〕 | 養父市 大屋町須西 | 現道拡幅 L=220m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 162 | (一)福岡出合線 〔葛畑〕 | 養父市 葛畑～小路頃 | 現道拡幅 L=270m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 163 | (主)豊岡竹野線 〔戸島～楽々浦工区〕 | 豊岡市城崎町 戸島～楽々浦 | バイパス L=700m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 164 | (一)小野志方線 | 小野市福甸町 | 現道拡幅 L=530m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 165 | (主)日高竹野線 | 豊岡市日高町奈佐路 | 現道拡幅 L=700m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 166 | (一)赤崎久谷停車場線 | 新温泉町和田 | 現道拡幅 L=390m | ● | | | 県土整備部 |
| 167 | (一)岩野辺山崎線 | 穴栗市山崎町中野 | 現道拡幅 L=500m | ● | | | 県土整備部 |
| 168 | (主)阿万福良湊線 | 南あわじ市福良甲 | バイパス L=300m | ● | | | 県土整備部 |
| 169 | (都)荒川線 〔英賀保駅周辺土地区画整理 事業〕 | 姫路市町坪 | 現道拡幅 L=300m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |

○ 橋梁の耐震化

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|----------------------|-------------|------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | (一)高田久々知線 〔久々知陸橋〕 | 尼崎市 久々知 | 耐震対策 L=311m | ● | | | 県土整備部 |
| 2 | (一)芦屋鳴尾浜線 〔西宮港大橋〕 | 西宮市 西宮浜 | 耐震対策 L=1,035m | ● | | | 県土整備部 |
| 3 | (一)芦屋鳴尾浜線 〔鳴尾橋〕 | 西宮市 甲子園浜 | 耐震対策 L=1,231m | ● | | | 県土整備部 |
| 4 | (一)芦屋鳴尾浜線 〔夙川橋〕 | 芦屋市 陽光町 | 耐震対策 L=674m | ● | | | 県土整備部 |
| 5 | (主)大沢西宮線 〔松栄橋〕 | 西宮市 山口町 | 耐震対策 L=29m | | ● | | 県土整備部 |
| 6 | (主)大沢西宮線 〔金仙寺橋〕 | 西宮市 山口町 | 耐震対策 L=150m | | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|--------------------------|----------------|---------------------|---|---|--|-------|
| 7 | (主)大沢西宮線 〔銀水橋〕 | 西宮市 飯岩町 | 耐震対策 L=19m | | ● | | 県土整備部 |
| 8 | (主)明石神戸宝塚線 〔宝塚大橋〕 | 宝塚市 南口 | 耐震対策 L=159m | ● | | | 県土整備部 |
| 9 | (国)176号 〔大安橋〕 | 三田市 藍本 | 耐震対策・橋梁補修 L=90m | ● | | | 県土整備部 |
| 10 | (国)176号 〔波田橋〕 | 三田市 藍本 | 耐震対策 L=36m | | ● | | 県土整備部 |
| 11 | (国)176号 〔広野橋〕 | 三田市 加茂 | 耐震対策 L=91m | | ● | | 県土整備部 |
| 12 | (国)176号 〔天王寺高架橋(大阪行)〕 | 伊丹市 荒牧 | 耐震対策 L=97m | | ● | | 県土整備部 |
| 13 | (国)250号 〔瀬戸大橋〕 | 明石市 魚住町西岡 | 耐震対策 L=321m | ● | | | 県土整備部 |
| 14 | (一)神吉船頭線 〔砂部陸橋〕 | 加古川市 東神吉町砂部 | 耐震対策 L=222m | ● | | | 県土整備部 |
| 15 | (主)神戸加古川姫路線 〔上荘橋〕 | 加古川市 上荘町都染 | 耐震対策 L=320m | ● | | | 県土整備部 |
| 16 | (国)250号 〔播州大橋〕 | 高砂市 米田町古新 | 耐震対策 L=443m | ● | | | 県土整備部 |
| 17 | (一)曾根阿弥陀線 〔庵ノ下橋〕 | 高砂市 阿弥陀町阿弥陀 | 耐震対策 L=105m | ● | | | 県土整備部 |
| 18 | (国)250号 〔喜瀬大橋〕 | 播磨町 野添 | 耐震対策 L=213m | ● | | | 県土整備部 |
| 19 | (国)2号 〔米田橋〕 | 高砂市 米田町島 | 耐震対策 L=18m | ● | | | 県土整備部 |
| 20 | (国)250号 〔住吉橋〕 | 高砂市 曾根町 | 耐震対策 L=37m | ● | | | 県土整備部 |
| 21 | (一)平木南山線 〔横谷大橋〕 | 加東市 横谷町 | 耐震対策・橋梁補修 L=176m | ● | | | 県土整備部 |
| 22 | (主)西脇三田線 〔滝野大橋〕 | 加東市 下滝野 | 耐震対策 L=108m | | ● | | 県土整備部 |
| 23 | (一)平荘市場線 〔万才橋〕 | 小野市 黍田町 | 耐震対策・橋梁補修 L=245m | ● | | | 県土整備部 |
| 24 | (主)西脇篠山線 〔緯度橋〕 | 西脇市 大垣内 | 耐震対策 L=232m | ● | | | 県土整備部 |
| 25 | (一)本黒田停車場線 〔中央橋〕 | 西脇市 黒田庄町前板 | 耐震対策 L=166m | ● | | | 県土整備部 |
| 26 | (一)上鴨川西脇線 〔鹿野大橋〕 | 西脇市 鹿野町 | 耐震対策 L=140m | ● | | | 県土整備部 |
| 27 | (国)372号 〔老生橋〕 | 加西市 繁昌町 | 耐震対策 L=41m | | ● | | 県土整備部 |
| 28 | (国)372号 〔前田橋〕 | 加西市 繁昌町 | 耐震対策 L=44m | | ● | | 県土整備部 |
| 29 | (一)高岡北条線 〔永通橋〕 | 加西市 山枝町 | 耐震対策 L=39m | | ● | | 県土整備部 |
| 30 | (国)427号 〔日野大橋〕 | 西脇市 西田町 | 耐震対策 L=75m | | ● | | 県土整備部 |
| 31 | (国)427号 〔丘山橋〕 | 多可町 中区高岸 | 耐震対策 L=82m | | ● | | 県土整備部 |
| 32 | (国)427号 〔月ヶ花橋〕 | 多可町 中区門前 | 耐震対策 L=63m | | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | |
|----|-------------------------|--------------------------|---------------------|---|--|-------|
| 33 | (一)下滝野市川線 〔ミドリ大橋〕 | 加東市 下滝野 | 耐震対策 L=64m | ● | | 県土整備部 |
| 34 | (主)平野三木線 〔窟屋大橋〕 | 三木市 志染町窟屋 | 耐震対策 L=54m | ● | | 県土整備部 |
| 35 | (一)白浜姫路停車場線 〔阿保橋〕 | 姫路市 四郷町東阿保 | 耐震対策 L=294m | ● | | 県土整備部 |
| 36 | (一)英賀保停車場線 〔歌野橋〕 | 姫路市 飾磨区英賀西町 | 耐震対策 L=156m | ● | | 県土整備部 |
| 37 | (一)大柳仁豊野線 〔仁豊野橋〕 | 姫路市 仁豊野 | 耐震対策・橋梁補修 L=169m | ● | | 県土整備部 |
| 38 | (一)中寺北条線 〔中津橋〕 | 姫路市 香寺町溝口 | 耐震対策・橋梁補修 L=129m | ● | | 県土整備部 |
| 39 | (国)312号 〔鬼橋〕 | 姫路市 香寺町溝口 | 耐震対策・橋梁補修 L=16m | ● | | 県土整備部 |
| 40 | (国)250号 〔新網干大橋〕 | 姫路市 網干区余子浜 ～網干区大江島 | 耐震対策 L=184m | ● | | 県土整備部 |
| 41 | (国)250号 〔汐見橋〕 | 姫路市 広畑区広畑 | 耐震対策 L=191m | ● | | 県土整備部 |
| 42 | (国)250号 〔大津茂橋〕 | 姫路市 大津区吉美 ～網干区大江島 | 耐震対策 L=80m | ● | | 県土整備部 |
| 43 | (国)250号 〔大江島橋〕 | 姫路市 網干区大江島 | 耐震対策 L=22m | ● | | 県土整備部 |
| 44 | (国)2号 〔市川橋〕 | 姫路市 花田町 | 耐震対策 L=246m | ● | | 県土整備部 |
| 45 | (国)372号 〔新小川橋〕 | 姫路市 花田町小川 | 耐震対策 L=339m | ● | | 県土整備部 |
| 46 | (国)312号 〔新神崎橋〕 | 神河町 中村 | 耐震対策 L=61m | ● | | 県土整備部 |
| 47 | (主)加美穴粟線 〔新寺前橋〕 | 神河町 寺前 | 耐震対策 L=95m | ● | | 県土整備部 |
| 48 | (主)坂越御崎加里屋線 〔赤穂海浜大橋〕 | 赤穂市 中広 | 耐震対策 L=301m | ● | | 県土整備部 |
| 49 | (国)250号 〔相生大橋〕 | 相生市 旭 | 耐震対策 L=189m | ● | | 県土整備部 |
| 50 | (国)250号 〔新工和橋〕 | 相生市 那波 | 耐震対策 L=66m | ● | | 県土整備部 |
| 51 | (国)373号 〔双親橋〕 | 佐用町 久崎 | 耐震対策 L=93m | ● | | 県土整備部 |
| 52 | (一)上笹千本停車場線 〔香島橋〕 | たつの市 新宮町上笹 | 耐震対策 L=167m | ● | | 県土整備部 |
| 53 | (一)宇原新宮線 〔新香橋〕 | たつの市 新宮町下野 | 耐震対策 L=166m | ● | | 県土整備部 |
| 54 | (一)新宮林田線 〔曾我井橋〕 | たつの市 新宮町曾我井 | 耐震対策 L=188m | ● | | 県土整備部 |
| 55 | (国)250号 〔新元川橋〕 | たつの市 御津町刈屋 | 耐震対策 L=65m | ● | | 県土整備部 |
| 56 | (国)179号 〔竜野橋〕 | たつの市 龍野町富永 | 耐震対策 L=211m | ● | | 県土整備部 |
| 57 | (国)179号 〔平野橋〕 | たつの市 新宮町平野 | 耐震対策 L=67m | ● | | 県土整備部 |
| 58 | (国)179号 〔千本橋〕 | たつの市 新宮町千本 | 耐震対策 L=45m | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------|------------------|-----------------------|---|---|--|-------|
| 59 | (一)田井中広瀬線 〔野田橋〕 | 宍粟市 山崎町田井 | 耐震対策 L=109m | ● | | | 県土整備部 |
| 60 | (国)179号 〔榎ヶ淵橋〕 | 佐用町 西大畠 | 耐震対策 L=29m | | ● | | 県土整備部 |
| 61 | (国)179号 〔佐野橋〕 | たつの市 龍野町北龍野 | 耐震対策 L=73m | | ● | | 県土整備部 |
| 62 | (一)戸島玄武洞豊岡線 〔堀川橋〕 | 豊岡市 小田井町 | 耐震対策 L=306m | ● | | | 県土整備部 |
| 63 | (国)178号 〔森本高架橋〕 | 豊岡市 竹野町森本 | 耐震対策 L=195m | | ● | | 県土整備部 |
| 64 | (一)竹田指杭線 〔戸田橋〕 | 新温泉町 戸田 | 耐震対策・橋梁補修 L=110m | ● | | | 県土整備部 |
| 65 | (主)宮津養父線 〔上小田橋〕 | 養父市 八鹿町上小田 | 耐震対策 L=243m | ● | | | 県土整備部 |
| 66 | (主)宮津養父線 〔千石橋〕 | 養父市 大藪 | 耐震対策 L=150m | ● | | | 県土整備部 |
| 67 | (国)312号 〔山口大橋〕 | 朝来市 山口 | 耐震対策・橋梁補修 L=70m | ● | | | 県土整備部 |
| 68 | (主)朝来出石線 〔糸井橋〕 | 朝来市 和田山町林垣 | 耐震対策 L=108m | ● | | | 県土整備部 |
| 69 | (一)与布土桑市線 〔中川橋〕 | 朝来市 石田 | 耐震対策 L=102m | ● | | | 県土整備部 |
| 70 | (国)312号 〔下網場大橋〕 | 養父市 八鹿町下網場 | 耐震対策 L=102m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 71 | (国)312号 〔与布土川橋〕 | 朝来市 和田山町枚田岡 | 耐震対策 L=68m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 72 | (国)312号 〔新盛明橋〕 | 朝来市 生野町口銀谷 | 耐震対策 L=45m | | ● | | 県土整備部 |
| 73 | (主)養父穴栗線 〔八木川大橋〕 | 養父市 八鹿町八鹿 | 耐震対策 L=128m | | ● | | 県土整備部 |
| 74 | (国)482号 〔小花橋〕 | 豊岡市 日高町庄境 | 耐震対策 L=15m | | ● | | 県土整備部 |
| 75 | (主)香住村岡線 〔更野橋〕 | 香美町 村岡区長瀬 | 耐震対策 L=83m | | ● | | 県土整備部 |
| 76 | (主)香住村岡線 〔田尻橋〕 | 香美町 村岡区長瀬 | 耐震対策 L=82m | | ● | | 県土整備部 |
| 77 | (主)香住村岡線 〔大平橋〕 | 香美町 村岡区長瀬 | 耐震対策 L=102m | | ● | | 県土整備部 |
| 78 | (主)香住村岡線 〔川会大橋〕 | 香美町 村岡区川会 | 耐震対策 L=59m | | ● | | 県土整備部 |
| 79 | (主)多可柏原線 〔船戸橋〕 | 丹波市 山南町梶 | 耐震対策・橋梁補修 L=121.0m | ● | | | 県土整備部 |
| 80 | (国)176号 〔丹南大橋〕 | 丹波篠山市 黒田 | 耐震対策 L=96m | | ● | | 県土整備部 |
| 81 | (主)西脇篠山線 〔渡瀬橋〕 | 丹波篠山市 東吹 | 耐震対策 L=79m | | ● | | 県土整備部 |
| 82 | (主)丹波加美線 〔京橋〕 | 丹波市 水上町水上 | 耐震対策 L=115m | | ● | | 県土整備部 |
| 83 | (一)市八木線 〔西川橋〕 | 南あわじ市 八木新庄 | 耐震対策 L=56m | ● | | | 県土整備部 |
| 84 | (主)福良江井岩屋線 〔御原橋〕 | 南あわじ市 松帆古津路・湊 | 耐震対策 L=84m | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|-------------------|-------------|------------|---|--|--|-------|
| 85 | (一)阿那賀市線 〔松美橋〕 | 南あわじ市 志知 | 耐震対策 L=24m | ● | | | 県土整備部 |
|----|-------------------|-------------|------------|---|--|--|-------|

○ 法面防災対策

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|--------------------|--------------|----------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | (主)明石神戸宝塚線ほか | 西宮市ほか | 落石対策等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 2 | (主)川西篠山線 | 猪名川町 清水東 | 落石対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 3 | (国)176号ほか | 三田市ほか | 落石対策等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 4 | (一)野口尾上線ほか | 加古川市ほか | 法面对策等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 5 | (主)三木三田線ほか | 三木市ほか | 落石対策等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 6 | (主)三木宍粟線ほか | 姫路市ほか | 落石対策等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 7 | (国)373号ほか | 上郡町ほか | 落石対策等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 8 | (主)養父宍粟線 〔糸原工区〕 | 養父市 大屋町糸原 | 法面对策 L=118m | ● | | | 県土整備部 |
| 9 | (一)山田日高線ほか | 香美町ほか | 落石対策等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 10 | (国)427号ほか | 丹波市ほか | 落石対策等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 11 | (主)福良江井岩屋線 | 淡路市 草香北 | 護岸補強 L=500m | ● | | | 県土整備部 |
| 12 | (一)阿那賀市線ほか | 南あわじ市ほか | 落石対策等 | ● | ● | | 県土整備部 |

○ 無電柱化の推進

※総事業費1億円以上の県事業。ただし、災害復旧事業、維持修繕事業を除く。

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|-----------------------|-----------------|-------------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | (都)尼崎伊丹線 〔阪神尼崎北工区〕 | 尼崎市御園町 ～昭和通 | 現道拡幅 L=336m(4車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 2 | (主)芦屋停車場線 | 芦屋市 上宮川町 | 電線共同溝、 自転車通行空間整備 L=250m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 3 | (主)川西篠山線 〔屏風岩〕 | 猪名川町 北田原 | 現道拡幅 L=220m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 4 | (主)三田後川上線 〔志手原Ⅰ〕 | 三田市 大原～志手原 | 現道拡幅、バイパス L=980m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 5 | (主)三田西インター線 〔溝口〕 | 三田市 溝口～長坂 | バイパス L=857m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 6 | (都)尼崎宝塚線 〔小浜南工区〕 | 宝塚市安倉西 | 現道拡幅 L=410m(4車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 7 | (都)塚口長尾線 〔昆陽南工区〕 | 伊丹市昆陽泉町 ～昆陽南 | 現道拡幅 L=370m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 8 | (都)呉服橋本通り線 〔寺畑Ⅰ工区〕 | 川西市寺畑 | 現道拡幅 L=260m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 9 | (主)川西三田線 | 三田市 香下 | 歩道設置 L=700m、片側 | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------|---------------------|---------------------------------------|---|---|----|-------|
| 10 | (一)生瀬門戸荘線 | 宝塚市 小林～大吹町 | 歩道リニューアル、 電線共同溝 L=1,250m、両側 | ● | | | 県土整備部 |
| 11 | (国)2号 〔和坂拡幅〕 | 明石市 立石町1丁目～和坂 | 現道拡幅 L=1,300m(4車線) | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 12 | (国)2号 〔平野〕 | 加古川市 野口町坂元～平野 | 現道拡幅 L=1,200m(4車線) | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 13 | (主)宗佐土山線 〔天満大池バイパス〕 | 稲美町 国安～六分一 | バイパス L=960m(4車線) | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 14 | (都)尾上小野線 〔安田工区〕 | 加古川市尾上町安田 ～野口町良野 | 現道拡幅 L=670m(4車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 15 | (主)三木三田線 〔志染バイパス〕 | 三木市 志染町窟屋～三津田 | バイパス L=1,630m(2車線) | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 16 | (国)427号 〔西脇道路(上野)〕 | 西脇市 下戸田～上野 | 現道拡幅 L=340m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 17 | (国)427号 〔豊部バイパス〕 | 多可町 加美区豊部 | バイパス L=1,130m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 18 | (国)372号 〔加西バイパス第1工区〕 | 加西市 東笠原町～三口町 | バイパス L=1,500m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 19 | (都)西脇上戸田線 〔西脇道路(東本町工区)〕 | 西脇市上野～西脇 | 現道拡幅 L=520m(2車線) | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 20 | (国)427号 | 西脇市 郷瀬町～西田町 | 歩道リニューアル、 自転車通行空間整備 L=2,000m、両側 | ● | | | 県土整備部 |
| 21 | (主)太子御津線 〔茶ノ木踏切〕 | 姫路市 網干区高田～太子町 | バイパス L=740m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 22 | (国)312号 〔砥堀〕 | 姫路市 砥堀 | 現道拡幅 L=320m(2車線) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 23 | (都)国道線 〔姫路東工区〕 | 姫路市市川橋通 ～神屋町 | 現道拡幅 L=960m(4車線) | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 24 | (都)城東線 〔河間工区〕 | 姫路市河間町 | 現道拡幅 L=470m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 25 | (主)姫路神河線 | 姫路市 夢前町山富 | 歩道設置 L=840m、片側 | ● | | | 県土整備部 |
| 26 | (一)和久今宿線 | 姫路市 飾磨区山崎台～付城 | 歩道リニューアル、 電線共同溝 L=1,200m、両側 | ● | | | 県土整備部 |
| 27 | (主)三木穴粟線 | 福崎町 西治 | 路肩拡幅 L=900m | ● | | | 県土整備部 |
| 28 | (国)179号 〔太子道路〕 | 太子町 鵜 | バイパス L=810m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 29 | (主)太子御津線 〔茶ノ木踏切〕 | 太子町糸井～ 姫路市網干区高田 | バイパス L=460m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 30 | (国)312号 〔下宮拡幅〕 | 豊岡市 下宮 | 現道拡幅 L=170m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 31 | (一)戸島玄武洞豊岡線 〔玄武洞〕 | 豊岡市 赤石 | 現道拡幅 L=1,700m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 32 | (主)日高竹野線 〔轟〕 | 豊岡市 竹野町轟～鬼神谷 | 現道拡幅 L=300m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 33 | (主)但馬空港線 | 豊岡市 戸牧～岩井 | バイパス L=2,200m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 34 | (一)豊岡インター線 | 豊岡市 戸牧 | 新設県道 L=600m(4車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 35 | (国)482号 〔大谷バイパスⅠ〕 | 香美町 小代区城山～野間谷 | バイパス L=910m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------|------------------|-----------------------|---|---|----|-------|
| 36 | (都)浜坂駅港湾線 〔駅前工区〕 | 新温泉町浜坂 | 現道拡幅 L=400m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 37 | (国)426号 | 豊岡市 上陰～下陰 | 歩道設置 L=700m、両側 | ● | | | 県土整備部 |
| 38 | (主)豊岡竹野線 〔湯島Ⅰ工区〕 | 豊岡市 城崎町湯島 | 電線共同溝 L=300m | ● | | | 県土整備部 |
| 39 | (主)豊岡竹野線 〔湯島Ⅱ工区〕 | 豊岡市 城崎町湯島 | 電線共同溝 L=410m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 40 | (主)洲本五色線 〔鮎原南谷〕 | 洲本市 五色町鮎原南谷 | バイパス L=200m(2車線) | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 41 | (主)香住村岡線 〔境Ⅱ〕 | 香美町 村岡区境～長瀬 | 現道拡幅 L=800m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 42 | (主)豊岡竹野線 〔戸島～楽々浦工区〕 | 豊岡市城崎町 戸島～楽々浦 | バイパス L=700m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 43 | (主)加美穴栗線 〔能倉バイパスⅡ〕 | 穴栗市 一宮町能倉 | バイパス L=1350m(1車線) | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 44 | (主)関宮小代線 〔吉井バイパス〕 | 養父市 吉井～中瀬 | バイパス L=2,100m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |
| 45 | (主)養父穴栗線 〔門野バイパス〕 | 養父市 大屋町門野 | バイパス L=1,560m(2車線) | ● | ● | 再掲 | 県土整備部 |
| 46 | (国)482号 〔鶴岡道路Ⅰ〕 | 豊岡市 日高町上郷～鶴岡 | バイパス L=800m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 47 | (主)香住村岡線 〔矢田橋〕 | 香美町 香住区矢田～七日市 | 橋梁架替 L=222m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 48 | (主)小野藍本線 〔松沢バイパス〕 | 小野市池田町 ～加東市松沢 | バイパス L=1,120m(2車線) | ● | | 再掲 | 県土整備部 |

○ 港湾施設の耐震化、防波堤整備

※総事業費1億円以上の県事業。ただし、災害復旧事業、維持修繕事業を除く。

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1～R5) | 後期 (R6～R10) | 備考 | 所管 |
|----|----------------------|--------------|--|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 尼崎西宮芦屋港 〔西宮地区〕 | 西宮市 甲子園浜 | 物揚場(-4.0m)耐震強化 L=140m | ● | | | 県土整備部 |
| 2 | 尼崎西宮芦屋港 〔西宮地区〕 | 西宮市 西宮浜 | 橋梁耐震 L=180m(西宮大橋) | ● | | | 県土整備部 |
| 3 | 尼崎西宮芦屋港 〔甲子園浜地区〕 | 西宮市 甲子園浜 | 橋梁耐震 L=143m(甲子園浜橋) | ● | | | 県土整備部 |
| 4 | 尼崎西宮芦屋港〔扇町地区〕 | 尼崎市扇町 | 緑地(尼崎の森中央緑地第3工 区) A=10.2ha | ● | ● | | 県土整備部 |
| 5 | 尼崎西宮芦屋港〔東海岸町沖 地区〕 | 尼崎市船出 | 岸壁(-5.5m) L=300m | | ● | | 県土整備部 |
| 6 | 尼崎西宮芦屋港〔東海岸町沖 地区〕 | 尼崎市船出 | 護岸嵩上げ L=4,500m | ● | | | 県土整備部 |
| 7 | 姫路港 〔中島地区〕 | 姫路市 飾磨区 | 橋梁耐震 L=1,100m(飾磨臨海大橋) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 8 | 姫路港 〔網干地区〕 | 姫路市 網干区興浜 | 橋梁耐震 L=473m(網干臨海大橋) | | ● | | 県土整備部 |
| 9 | 姫路港 〔網干地区〕 | 姫路市 網干区興浜 | 橋梁耐震 L=156m(網干海浜大橋) | | ● | | 県土整備部 |
| 10 | 家島港 〔網手地区〕 | 姫路市 家島町 | 防波堤 L=275m 物揚場(-3.5m)(-4.0m) L=120m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 11 | 姫路港〔広畑地区〕 | 姫路市広畑区 | 臨港道路広畑線改良 L=1,100m | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|------------|--------|--------------------------|---|---|--|-------|
| 12 | 姫路港[網干沖地区] | 姫路市網干区 | 廃棄物埋立護岸[第1期] L=1,652m | ● | | | 県土整備部 |
| 13 | 姫路港[網干沖地区] | 姫路市網干区 | 廃棄物埋立護岸[第2期] L=1,100m | | ● | | 県土整備部 |
| 14 | 姫路港[須加地区] | 姫路市飾磨区 | 姫路港旅客ターミナルエリア リニューアル | ● | ● | | 県土整備部 |
| 15 | 姫路港[浜田地区] | 姫路市網干区 | 廃棄物埋立護岸 L=500m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 16 | 家島漁港 | 姫路市 | 防波堤 L=65m 他 | ● | | | 農政環境部 |

8 行政機能

○ 警察庁舎の耐震化

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|--------|--------|---------------------------|---------------|----------------|----|------|
| 1 | 尼崎南警察署 | 尼崎市昭和通 | 耐震性のない老朽化した庁舎 を現地建替する。 | ● | | | 警察本部 |

○ 本庁舎の建替整備及び総合庁舎・集合庁舎の耐震化

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|-------|--------|----------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 本庁舎 | 神戸市中央区 | 本庁舎の建替整備 | ● | ● | | 企画県民部 |

○ 県庁舎・公的施設の老朽化対策

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|---------------|-----------|-------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 農林水産技術総合センター等 | 県庁舎・公的施設等 | 計画修繕 | ● | ● | | 企画県民部 |
| 2 | 姫路庁舎等 | 県庁舎・公的施設等 | 長寿命化改修・環境整備 | ● | ● | | 企画県民部 |
| 3 | 東京職員公舎等 | 県庁舎・公的施設等 | 建替整備 | ● | ● | | 企画県民部 |

10 地域の防災力強化

○ 災害ボランティア活動支援体制の整備

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|----------------------------|--------------|---|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 市町社協災害救援マニュアル 策定支援事業 | — | 市町社協における災害救援マ ニュアルづくりを支援 | ● | | | 企画県民部 |
| 2 | 災害ボランティアコーディネー ター養成研修 | 神戸クリスタルタワー 等 | 市区町社協の災害救援支援担 当者等、災害ボランティアセン ターの運営に携わる者を対象 に、コーディネーター養成研修を 開催 | ● | | | 企画県民部 |
| 3 | 災害救援ボランティア活動支 援関係団体連絡会議 | — | 支援関係機関・団体が平時から の意見・情報交換、課題の検討 等を行い、相互ネットワークを強 化。さらに様々な団体等と連携・ 協働した災害ボランティア連携訓 練を実施することで、県災害救援 ボランティア支援センターとして、 より災害に機動的に対応できる 運営体制を構築 | ● | | | 企画県民部 |
| 4 | 災害ボランティアバスの実施 | 被災地 | 甚大な自然災害発生時に、災害 ボランティア活動を迅速に行うた め、バスを借上げ、県内から募っ たボランティアの活動に資するボ ランティアバスを実施 | ● | | | 企画県民部 |

| | | | | | | | |
|---|------------------------------|---|---|---|--|--|-------|
| 5 | 大規模災害ボランティア活動 応援プロジェクト | — | 大規模災害時に被災地でボラン ティア活動を行う団体・グループ の交通費・宿泊費を助成 | ● | | | 企画県民部 |
| 6 | ひょうご災害ボランティア協働 会議(情報共有会議) | — | 県内大規模災害発生時に、県内 外の社協、NPO、行政等の多様 な支援主体が被災者ニーズや支 援活動等の情報を共有し、効果 的に支援活動を展開する体制を 整備 | ● | | | 企画県民部 |

11 人材育成

○ 建設人材の確保・育成

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|-----------------------|-----------|---------------------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 建設業若年者入職促進・人材 育成事業 | | | ● | | | 県土整備部 |
| 2 | 事業内職業訓練費補助金 | 各認定職業訓練施設 | 中小企業事業主等が行う認定職 業訓練に要する経費の一部を補 助 | ● | ● | | 産業労働部 |

12 老朽化対策

○ 社会基盤施設の老朽化対策

※総事業費1億円以上の県事業。ただし、災害復旧事業、維持修繕事業を除く。

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|---------------------------|---------------------------------|------------------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 天王ダム、石井ダム | 神戸県民局管内 | ダム管理用制御処理設備等更 新 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 2 | 舞子公園 | 神戸市垂水区舞子町 | 園路、便所、管理事務所、舞子 海上プロムナード等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 3 | (主)明石神戸宝塚線 〔甲山大橋〕 | 西宮市 越水字社家郷山 | 橋梁補修 L=39m | ● | | | 県土整備部 |
| 4 | (一)奥山精道線 弁天橋ほか | 芦屋市ほか | 橋梁補修 L=16m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 5 | (一)庄下川 〔松島排水機場〕 | 尼崎市 | 老朽化対策 松島排水機場 更新 | | ● | | 県土整備部 |
| 6 | (一)旧左門殿川等2箇所 | 尼崎市 | 矢板護岸老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 7 | (二)昆陽川捷水路等7箇所 | 阪神南県民センター管内 | 排水機場、水門機械設備、電気 設備等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 8 | 尼崎西宮芦屋港〔甲子園浜 地区〕 | 西宮市 甲子園浜 | 岸壁老朽化対策 | | ● | | 県土整備部 |
| 9 | 尼崎西宮芦屋港海岸 〔芦屋浜地区〕 | 芦屋市 | 護岸等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 10 | 尼崎西宮芦屋港海岸 〔尼崎開門地区〕等7箇所 | 阪神南県民センター管内 | 排水機場、閘門機械設備、電気 設備等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 11 | 猪名川流域下水道 | 尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西 市、猪名川町 | 水処理設備改築更新 汚泥処理設備改築更新 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 12 | 武庫川上流流域下水道 | 神戸市、西宮市、三田市 | 水処理設備改築更新 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 13 | 武庫川下流流域下水道 | 尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚 市 | 水処理設備改築更新 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 14 | 兵庫東流域下水汚泥広域処 理場 | 尼崎市、西宮市、芦屋市、武庫 川流域下水道(上流、下流) | 汚泥処理設備改築更新 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 15 | 尼崎の森中央緑地 | 尼崎市扇町 | 園路、便所、パークセンター、屋内ス ポーツ施設棟等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 16 | 甲山森林公園 | 西宮市甲山町 | 園路、便所、パークセンター、展望台 等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------|-------------------------|---------------------------|---|---|--|-------|
| 17 | (一)多田停車場多田院線 〔塩川橋〕 | 川西市 新田 | 橋梁架替 L=20m(1車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 18 | (主)伊丹豊中線 〔空港地下道〕 | 伊丹市 森本 | 設備更新 L=1,022m | ● | | | 県土整備部 |
| 19 | (国)176号 〔大安橋〕 | 三田市 藍本 | 橋梁補修・耐震対策 L=90m | ● | | | 県土整備部 |
| 20 | (主)伊丹豊中線 桑津橋北ほか | 伊丹市ほか | 橋梁補修 L=242m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 21 | 青野ダム | 三田市 | ダム管理用制御処理設備等更新 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 22 | 西猪名公園 | 川西市久代、伊丹市北伊丹 | 園路、便所、管理事務所、テニスコート等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 23 | 一庫公園 | 川西市国崎 | 園路、便所、ネイチャーセンター、遊具等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 24 | 有馬富士公園 | 三田市福島 | 園路、便所、パークセンター、遊具等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 25 | (国)250号 〔安田陸橋〕 | 加古川市 尾上町安田 | 橋梁補修 L=194m | ● | | | 県土整備部 |
| 26 | (国)250号 〔野口陸橋〕 | 加古川市 別府町別府 | 橋梁補修 L=256m | ● | | | 県土整備部 |
| 27 | (国)2号 〔一之橋ほか〕 | 加古川市ほか | 橋梁補修 L=26m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 28 | (二)泊川等5箇所 | 東播磨県民局管内 | 排水機場、水門機械設備、電気設備等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 29 | 東播磨港〔播磨地区〕 等9箇所 | 東播磨県民局管内 | 岸壁等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 30 | 東播磨港海岸 〔高砂地区〕 | 高砂市 | 護岸老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 31 | 加古川下流流域下水道 | 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 | 水処理設備改築更新 汚泥処理設備改築更新 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 32 | 明石公園 | 明石市 明石公園 | 園路、便所、管理事務所、テニスコート等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 33 | (主)加古川三田線 〔豊地橋〕 | 三木市 細川町豊地 | 橋梁架替 L=25m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 34 | (一)市場多井田線 〔阿形橋〕 | 小野市 粟生町 | 橋梁補修 L=99m | ● | | | 県土整備部 |
| 35 | (一)平木南山線 〔横谷大橋〕 | 加東市 横谷町 | 橋梁補修・耐震対策 L=176m | ● | | | 県土整備部 |
| 36 | (一)平荘市場線 〔万才橋〕 | 小野市 黍田町 | 橋梁補修・耐震対策 L=245m | ● | | | 県土整備部 |
| 37 | (主)小野香寺線 〔大住橋〕 | 小野市 片山町 | 橋梁補修 L=205m | ● | | | 県土整備部 |
| 38 | (主)高砂加古川加西線 〔原橋〕 | 加西市 網引町 | 橋梁補修 L=105m | ● | | | 県土整備部 |
| 39 | (主)西脇停車場線 蓬萊橋ほか | 西脇市ほか | 橋梁補修 L=57m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 40 | (一)杉原川 (西脇排水機場) | 西脇市 西脇 | 排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 41 | 加古川上流流域下水道 | 神戸市、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市 | 水処理設備改築更新 汚泥処理設備改築更新 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 42 | 三木総合防災公園 | 三木市志染町 | 園路、便所、陸上競技場、球技場等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------|-----------------------|---------------------------|---|---|--|-------|
| 43 | 播磨中央公園 | 加東市下滝野 | 園路、便所、管理事務所、テニスコート等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 44 | (一)大柳仁豊野線 〔仁豊野橋〕 | 姫路市 仁豊野 | 橋梁補修・耐震対策 L=169m | ● | | | 県土整備部 |
| 45 | (一)中寺北条線 〔中津橋〕 | 姫路市 香寺町溝口 | 橋梁補修・耐震対策 L=129m | ● | | | 県土整備部 |
| 46 | (国)312号 〔鬼橋〕 | 姫路市 香寺町溝口 | 橋梁補修・耐震対策 L=16m | ● | | | 県土整備部 |
| 47 | (国)312号 〔神崎橋〕 | 福崎町 南田原 | 橋梁補修 L=156m | ● | | | 県土整備部 |
| 48 | (一)長谷市川線 〔比延橋ほか〕 | 神河町ほか | 橋梁補修 L=33m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 49 | (二)汐入川 | 姫路市 | 矢板護岸老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 50 | (二)西汐入川等7箇所 | 中播磨県民センター管内 | 排水機場、水門機械設備、電気設備等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 51 | 生野ダム、安富ダム | 中播磨県民センター管内 | ダム管理用制御処理設備等更新 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 52 | 姫路港〔中島地区〕 等2箇所 | 中播磨県民センター管内 | 岸壁等老朽化対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 53 | 姫路港海岸 〔大江島地区〕 | 姫路市 網干区大江島 | 大江島排水機場更新 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 54 | 姫路港海岸 〔的形地区〕 | 姫路市 的形 | 的形排水機場更新 | | ● | | 県土整備部 |
| 55 | 姫路港海岸 〔的形地区〕 | 姫路市 的形 | 的形排水機場 機械設備・電気設備等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 56 | 姫路港海岸 〔飾磨地区〕等2箇所 | 中播磨県民センター管内 | 護岸老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 57 | 揖保川流域下水道 | 姫路市、たつの市、宍粟市、太子町 | 水処理設備改築更新 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 58 | 兵庫西流域下水汚泥広域処理場 | 姫路市、たつの市、太子町、揖保川流域下水道 | 汚泥処理設備改築更新 等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 59 | (一)塩田三日月線 〔中井橋〕 | 宍粟市 山崎町青木 | 橋梁架替 L=31m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 60 | (一)上笹千本停車場線 〔篠首橋ほか〕 | たつの市ほか | 橋梁補修 L=28m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 61 | (二)大津川等4箇所 | 西播磨県民局管内 | 矢板護岸老朽化対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 62 | (二)加里屋川等6箇所 | 西播磨県民局管内 | 排水機場、水門機械設備、電気設備等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 63 | 御津海岸 〔成山新田地区〕等2箇所 | 西播磨県民局管内 | 防潮堤老朽化対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 64 | 相生港海岸 | 相生市旭 | 排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 65 | 赤穂海浜公園 | 赤穂市御崎 | 園路、便所、管理事務所、塩田作業所等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 66 | (主)豊岡竹野線 〔城崎大橋〕 | 豊岡市 城崎町楽々浦～湯島 | バイパス L=1,700m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 67 | (主)香住村岡線 〔矢田橋〕 | 香美町 香住区矢田～七日市 | 橋梁架替 L=222m(2車線) | ● | | | 県土整備部 |
| 68 | (国)482号 | 豊岡市 日高町岩中 | 消雪工更新 L=2,170m | ● | | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------|----------------|------------------------------|---|---|--|-------|
| 69 | (国)312号 〔城山トンネル〕 | 豊岡市 日高町岩中 | 設備更新 | ● | | | 県土整備部 |
| 70 | (国)312号 | 豊岡市 日高町府市場 | 消雪工更新 L=1,970m | | ● | | 県土整備部 |
| 71 | (国)178号 〔豊岡大橋〕 | 豊岡市 森 | 橋梁補修 L=600m | ● | | | 県土整備部 |
| 72 | (国)178号 〔佐津ランプ橋〕 | 香美町 香住区下岡 | 橋梁補修 L=137m | ● | | | 県土整備部 |
| 73 | (一)竹田指杭線 〔戸田橋〕 | 新温泉町 戸田 | 橋梁補修・耐震対策 L=110m | ● | | | 県土整備部 |
| 74 | (一)朝倉養父停車場線 〔軽部橋〕 | 養父市 広谷 | 橋梁補修 L=133m | ● | | | 県土整備部 |
| 75 | (国)312号 〔山口大橋〕 | 朝来市 山口 | 橋梁補修・耐震対策 L=70m | ● | | | 県土整備部 |
| 76 | (一)物部藪崎線 〔新馬背場橋〕 | 朝来市 和田山町林垣 | 橋梁補修 L=57m | ● | | | 県土整備部 |
| 77 | (国)312号 立野大橋ほか | 豊岡市ほか | 橋梁補修 L=302m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 78 | (国)178号 江野トンネルほか | 豊岡市ほか | トンネル補修 L=955m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 79 | 大路ダム | 朝来市 | ダム管理用制御処理設備等更新 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 80 | (二)桃島川等3箇所 | 但馬県民局管内 | 矢板護岸老朽化対策 | | ● | | 県土整備部 |
| 81 | (一)六方川等2箇所 | 但馬県民局管内 | 排水機場機械設備、電気設備等 老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 82 | 津居山港〔気比地区〕 等3箇所 | 但馬県民局管内 | 護岸等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 83 | 但馬飛行場 | 豊岡市岩井 | 滑走路等老朽化対策 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 84 | (主)多可柏原線 〔船戸橋〕 | 丹波市 山南町梶 | 橋梁補修・耐震対策 L=121.0m | ● | | | 県土整備部 |
| 85 | (一)多田多利線 〔渡所橋〕 | 丹波市 春日町多利 | 橋梁補修 L=80m | ● | | | 県土整備部 |
| 86 | (一)岩崎市島線 〔前木戸橋ほか〕 | 丹波市ほか | 橋梁補修 L=106m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 87 | 丹波並木道中央公園 | 丹波篠山市西古佐 | 園路、便所、管理事務所、茅葺き 民家等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 88 | (主)福良江井岩屋線 〔新郡家橋ほか〕 | 淡路市ほか | 橋梁補修 L=36m | ● | ● | | 県土整備部 |
| 89 | (二)孫太川 〔孫太川排水機場〕 | 南あわじ市 | 老朽化対策 排水機場(全面更新) | ● | | | 県土整備部 |
| 90 | (二)倭文川 〔倭文川排水機場〕 | 南あわじ市 | 老朽化対策 排水機場(全面更新) | ● | ● | | 県土整備部 |
| 91 | (二)入貫川 | 南あわじ市 松帆志知川 | 矢板護岸老朽化対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 92 | 成相・北富士ダム、論鶴羽ダム | 淡路県民局管内 | ダム管理用制御処理設備等更新 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 93 | 淡路海岸 | 淡路市 | 防潮堤等老朽化対策 | ● | | | 県土整備部 |
| 94 | 湊港海岸 〔湊地区〕 | 南あわじ市 湊 | 湊排水機場更新 | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|-----|----------|---------|-----------------------------|---|---|--|-------|
| 95 | 淡路島公園 | 淡路市楠本 | 園路、便所、管理事務所、遊具、オアシス館等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 96 | 淡路佐野運動公園 | 淡路市佐野新島 | 園路、便所、野球場、サッカー場等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 97 | 灘山緑地 | 淡路市夢舞台 | 園路等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 98 | 香住漁港 | 香美町 | -3.5m物揚場 他 (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |
| 99 | 浜坂漁港 | 新温泉町 | -4.0m岸壁 他 (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |
| 100 | 沼島漁港 | 南あわじ市沼島 | -2m物揚場 他 (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |
| 101 | 仮屋漁港 | 淡路市 | -2.0m物揚場 他 | ● | | | 農政環境部 |
| 102 | 妻鹿漁港 | 姫路市 | -4.0m岸壁 他 (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |
| 103 | 妻鹿漁港海岸 | 姫路市 | 白浜排水機場 (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |
| 104 | 家島漁港海岸 | 姫路市 | 赤坂排水機場 (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |
| 105 | 室津漁港海岸 | たつの市 | 樋管 他 (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |
| 106 | 香住漁港海岸 | 香美町 | 人工リーフ 1基 (長寿命化) | ● | | | 農政環境部 |

○ 公園施設の整備・老朽化対策

| 番号 | 事業箇所名 | 事業場所 | 事業概要 | 前期 (R1~R5) | 後期 (R6~R10) | 備考 | 所管 |
|----|-----------|--------------|--------------------------------|---------------|----------------|----|-------|
| 1 | 舞子公園 | 神戸市垂水区舞子町 | 園路、便所、管理事務所、舞子海上プロムナード等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 2 | 尼崎の森中央緑地 | 尼崎市扇町 | 園路、便所、パークセンター、屋内スポーツ施設棟等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 3 | 甲山森林公園 | 西宮市甲山町 | 園路、便所、パークセンター、展望台等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 4 | 西猪名公園 | 川西市久代、伊丹市北伊丹 | 園路、便所、管理事務所、テニスコート等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 5 | 一庫公園 | 川西市国崎 | 園路、便所、ネイチャーセンター、遊具等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 6 | 有馬富士公園 | 三田市福島 | 園路、便所、パークセンター、遊具等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 7 | 明石公園 | 明石市 明石公園 | 園路、便所、管理事務所、テニスコート等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 8 | 三木総合防災公園 | 三木市志染町 | 園路、便所、陸上競技場、球技場等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 9 | 播磨中央公園 | 加東市下滝野 | 園路、便所、管理事務所、テニスコート等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 10 | 赤穂海浜公園 | 赤穂市御崎 | 園路、便所、管理事務所、塩田作業所等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 11 | 丹波並木道中央公園 | 丹波篠山市西古佐 | 園路、便所、管理事務所、茅葺き民家等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 12 | 淡路島公園 | 淡路市楠本 | 園路、便所、管理事務所、遊具、オアシス館等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 13 | 淡路佐野運動公園 | 淡路市佐野新島 | 園路、便所、野球場、サッカー場等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |

| | | | | | | | |
|----|-----------|--------|-----------|---|---|--|-------|
| 14 | 灘山緑地 | 淡路市夢舞台 | 園路等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |
| 15 | あわじ石の寝屋緑地 | 淡路市岩屋 | 園路等の改築更新等 | ● | ● | | 県土整備部 |

【別紙 3】重要業績指標

1 県土保全

(1) 津波対策

- 防潮堤等未整備箇所の整備〔津波防災インフラ整備計画〕：
防潮堤 1.2 km(H30)→ 1.8km (R5 完了)
水門整備 2 基(H30)→ 5 基(R5 完了) 【県土整備部】【農政環境部】
湾口防波堤 0 箇所(H30)→ 1 箇所(R5 完了)
- 防潮堤等未整備箇所の整備〔日本海津波防災インフラ整備計画〕：
防潮堤 0 km(H30)→ 1.5km (R8 完了)
河川堤防 0 km(H30)→1.9km (R4 完了)【県土整備部】
- 陸閘等閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化対策〔津波防災インフラ整備計画〕：
83 基(H30)→102 基 (R5 完了)【県土整備部】【農政環境部】
- 陸閘等閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化対策〔日本海津波防災インフラ整備計画〕：
0 基(H30)→3 基 (R5 完了) →18 基 (R6 完了)【県土整備部】
- 防潮扉等閉鎖訓練等の実施：年 1 回以上実施【県土整備部】
- 防潮堤等の越流、引波対策〔津波防災インフラ整備計画〕：
8.8 km (H30) → 10.3km (R5)【県土整備部】【農政環境部】
- 防潮堤等の越流、引波対策〔日本海津波防災インフラ整備計画〕：
0 km (H30) → 1.9km (R10)【県土整備部】
- 既存防波堤の沈下対策〔日本海津波防災インフラ整備計画〕：
0 基 (H30) →4 基 (R10)【農政環境部】
防潮堤等の沈下対策〔津波防災インフラ整備計画〕：防潮堤 2.4 km(H30)→4.3km (R5)
- 防潮水門の耐震対策〔日本海津波防災インフラ整備計画〕：
0 基(H30)→1 基 (R3 完了)【県土整備部】
- 防潮水門の下流への移設〔津波防災インフラ整備計画〕：
1 基(H30) → 2 基(R2 完了)【県土整備部】
- 津波遡上のおそれのある河川・港湾施設における避難誘導スピーカーの整備数：
河川 0 箇所 (H26) → 6 箇所 (H27 完了)
港湾 0 箇所 (H26) → 2 箇所 (R1 完了)
湾口防波堤 0 箇所(H30)→ 1 箇所(R5 完了)【県土整備部】

(2) 治水対策

- 県管理河川における改修延長※：1,885km(H30)→1,949km(R7)【県土整備部】
※一定規模の降雨を安全に流下させることが可能な改修延長
- 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表数：
594 河川 (R1) → 680 河川 (R2)【県土整備部】
- 再度災害防止対策：0 地区 (H30) →8 地区 (R3)〔R4 以降は「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」による〕【県土整備部】【農政環境部】

- ため池改修と併せた事前放流施設の整備箇所数：
278箇所（R1）→ 708箇所（R6）【農政環境部】
- ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：
1,845箇所（R1）→ 2,275箇所（R6）【農政環境部】

(3) 山地防災・土砂災害対策

- 山地災害危険地区の整備着手箇所数：3,520箇所（R2）→3,710箇所（R7）
[※山地災害危険地区の全体箇所数：9,051箇所（H30）] 【農政環境部】
- 農地地すべり防止施設の機能診断数：55箇所（H30）→ 62箇所（R2）【農政環境部】
- 土砂災害特別警戒区域指定に係る基礎調査完了数：
7,218箇所（H30）→ 10,000箇所（R1）【県土整備部】
- 箇所別土砂災害危険度予測システム構築市町数：
10市3町（H30）→ 構築市町の拡大を図る【県土整備部】
- 土砂災害危険箇所の整備着手箇所数：2,665箇所（H30）→ 2,981箇所（R5）
[※人家5戸以上等の土石流・急傾斜地の危険箇所等：10,153箇所] 【県土整備部】
- 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等の作成・公表数：
594河川（R1）→ 680河川（R2）【県土整備部】
- 多面的機能支払制度に取り組む農地面積：
50,997ha（H30）→ 56,000ha（R6）【農政環境部】
- 湛水被害等のリスクを軽減する農地面積：
890ha(H30) → 890ha(面積の維持)（R6）【農政環境部】
- 災害に強い森づくりの整備実施面積：33,262ha（H30）→ 35,800ha（R2）【農政環境部】

2 住宅・都市

(1) 建築物の耐震化・耐災害性向上

- 住宅・建築物等の耐震化率
住宅：85.4%（H25）→ 97%（R7目標）
多数利用建築物：86.6%（H27）→ 97%（R7目標）【県土整備部】
- 市町立学校耐震化率：99.9%（H31）→ 100%（R2）【教育委員会】
- 私立学校の耐震化率：89%（H30）→ 92%（R2）【企画県民部】
県立大学の耐震化率：建築物：89%（R1）→ 100%（R5）【企画県民部】
- 県営住宅の耐震化率：
92%（H30）→ 97%（R7）〔ひょうご県営住宅整備・管理計画〕【県土整備部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
補助制度創設市町数：6市町（R1）
耐震診断実施棟数：8棟（R1）【県土整備部】
- 南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道駅の耐震化率：
89.2%（H26）→ 概ね100%（H29）【県土整備部】

(2) 都市防災対策

- 市街地整備事業等新規実施地区数：12 地区（R1～R10）【県土整備部】
- 地籍調査進捗率：27%（H30）→ 33%（R6）【農政環境部】

(3) 宅地防災対策

- 大規模盛土造成地マップの公表率 0%（H26）→ 100%（H27）【県土整備部】

3 ライフライン・廃棄物

(1) ライフラインの機能強化

- 県内再生可能エネルギーの新たな発電量：2 億 kWh/年（R2～R6）【農政環境部】
- 水道の耐震適合管路の延長：184.8km（H30）→ 207.3km（R5）【企業庁】
- 上水道の浄水施設、配水池、基幹管路の耐震化率【健康福祉部】
浄水施設：35.0%、浄水主要構造物：41.0%、配水池：60.9%、基幹管路：45.0%（H30）
→ 今後も耐震化を進めていく
- 埋設ガス管（学校施設）の耐震化：R1 以降本格実施【教育委員会】
- 自宅備蓄の実施率：67.4%（H29）→75.0%（R5）【防災】
- 全ての流域下水道の処理場・ポンプ場における簡易処理施設(88 箇所)の耐震化：
79 箇所（R1）→ 88 箇所（R3）【県土整備部】

(2) 災害廃棄物対策

- 市町との災害廃棄物処理の相互応援に関する協定：全市町と締結済（H17）【農政環境部】
- 事業者団体との災害時の廃棄物処理に関する応援協定：
（一社）兵庫県産業資源循環協会（H17）、神戸市安全協力会（H17）、（一社）兵庫県水質保全センター（H18）、（一社）日本建設業連合会関西支部（H24）、兵庫県環境整備事業協同組合（H24）、兵庫県環境事業商工組合（H26）と締結済【農政環境部】

4 保健・医療

- 医療施設の耐震化率：72.2%（R1）→ 100%（R7）【健康福祉部】
- 県立病院建物の耐震化率：92%（R1）→ 100%（整備終了時）【病院局】
- 自家発電装置や燃料タンクを備え非常用電源を確保している県立病院の割合：
100%（R1）→ 100%の維持【病院局】
- 3 日分程度の自家発電装置用の燃料を備蓄する災害拠点病院の割合：
100%（R1）→ 100%の維持【病院局】
- 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備：4 カ所(三木、神戸、但馬、伊丹)（H26）【健康福祉部】
- 救急救命士養成数：1,248 名（H30）→ 救急隊の状況を踏まえ養成【防災】
- 二次救急医療機関における兵庫県広域災害・救急医療情報システムの端末設置率：
100%（H29）→ 100%の維持（R7）【健康福祉部】
- DMAT(災害医療派遣チーム)の養成数：66 隊（R1）→ 66 隊の維持（R7）【健康福祉部】
- 感染症法に基づく消毒等事業実施自治体数：10 自治体（H30）【健康福祉部】
- 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率：毎年 95%以上【健康福祉部】

[参考] (H30) : 第1期 97.7% 第2期 94.4%
風しんに関する特定感染症予防指針 各期 95%以上

5 情報・通信

- 市町防災行政無線（同報系）等住民伝達手段の整備市町数：
40市町（H30）→41市町（R5）【防災】
- 消防救急デジタル無線の整備消防本部数：24消防本部（H30）【防災】
- Jアラートの自動起動装置の整備市町数：41市町（H28）【防災】
- Lアラートの導入：県及び県内全市町導入済 [参考] (R1) 全国100%（都道府県）【防災】
- 消防救急デジタル無線の整備消防本部数：24消防本部（H30）【防災】
- ひょうご防災ネットスマートフォンアプリの登録件数：
(H30 開発 H31 運用開始) →275千件（R5）【防災】
- 箇所別土砂災害危険度予測システム構築市町数：
10市3町（H30）→構築市町の拡大を図る【県土整備部】
- 市町の同報無線子局の設置数：2,702基（H30）（屋外拡声子局のみ）→2,972基（R5）【防災】
- 河川情報システムの改修率：0%（H26）→100%（R2）【県土整備部】

6 産業

- 事業所BCP策定率の向上【防災】【産業労働部】
- 特定屋外貯蔵タンク（容量1千KL以上）の耐震基準適合率：
現状（H30）100%→100%の維持【防災】
- 2万KL以上の浮き蓋式特定屋外貯蔵タンクの耐震基準適合率：
現状（H30）100%→100%の維持【防災】

7 交通・物流

- 基幹道路延長に対する供用延長の割合：
82%（H30）→87%（R10）〔ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画〕【県土整備部】
- 緊急輸送道路の未改良延長の解消（要対策延長10km）：
5km（H30）→7km（R2）→10km（R5完了）〔地域の防災道路強靱化プラン〕【県土整備部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化【再掲】【県土整備部】
補助制度創設市町数：6市町（R1）
耐震診断実施棟数：8棟（R1）
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁（167橋）の耐震対策済の橋梁数：
50橋（H30）→136橋（R5）→217橋（R10）〔ひょうご道路防災推進10箇年計画〕【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所（380箇所）の道路法面の落石・崩壊対策実施済箇所数：
316箇所（H30）→463箇所（R5）→696箇所（R10完了）〔ひょうご道路防災推進10箇年計画〕【県土整備部】
- 地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」林道等の整備：
開設6路線（R1）→223路線（R5）、拡張29路線（R1）→198路線（R5）【農政環境部】

- 重要な農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断実施数：
12箇所（R1）→ 22箇所（R2）【農政環境部】
- 無電柱化着手延長：
0 km（H30）→ 14 km（R2）→ 38 km（R5）〔兵庫県無電柱化推進計画〕【県土整備部】
- 巨大地震等を想定した重要な信号設置交差点（276交差点）の整備済箇所数：
226交差点（H31）→ 整備を推進【警察本部】
- 国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合：
0%（H26）→ 100%（H28）【県土整備部】

8 行政機能

（1）警察の災害対応力

- 警察庁舎の耐震化率：95.0%（H30）→ 98.3%（R4）→ 100%（R7）【警察本部】
- 防犯カメラ設置補助箇所数：1,106箇所（H26）→ 3,000箇所（H31）【企画県民部】

（2）消防の災害対応力強化

- 消防団員数：42,152人（H30）→ 消防団員数全国1位の維持、団員数4万人台の維持【防災】
- 兵庫県消防学校「指揮幹部科」（消防団員対象）延べ入校者数：
757人（H30）→ 1,400人（R5）【防災】
- 消防吏員の「初任科」延べ入校者数：821人（H30）→ 1,60人（R2）【防災】
- 自主防災組織の組織化：97.5%（全国1位）（H30.4.1）→ 全国1位の継続維持【防災】
- 自主防災組織の訓練等防災活動の件数：12,066件（H30）→ 年12,000件以上【防災】
- ひょうご防災リーダー講座修了者数：2,786人（H30）→ 3,290人（R5）【防災】
- ひょうご安全の日推進事業（助成金）：助成件数200件程度／年【防災】

（3）県行政の災害対応力強化

- 庁舎等の耐震化率：97.6%（R1）→ 100%（R1）〔耐震改修促進計画のH28.3改定〕【防災】
- 本庁舎・総合庁舎・集合庁舎の耐震化率：84%（R1）→ 86%（R6）【企画県民部】
- 業務継続計画を策定している市町数：35市町（H30）→ 41市町（R2）【防災】
- 受援計画やマニュアルを策定している市町数：10市町（H30）→ 41市町（R3）【防災】

9 避難支援

- 市町津波対策マニュアル等の策定市町数：16市町（H30）【防災】
- 指定緊急避難場所の指定市町数：39市町（R1）→ 41市町（R2）【防災】
- 児童の引き渡し訓練を行った小学校の割合：97%（H30）→ 100%（R2）【教育委員会】
- 地域や関係機関等と連携した防災訓練を行った学校（小中学校）の割合：
82%（H30）→ 100%（R5）【教育委員会】
- 津波ハザードマップの策定市町数：16市町（H30）→ 18市町（R2）【防災】
- 「エネルギー自立のむら」認定集落数：7件（H26）→ 20件（H29）【企画県民部】
- 「災害時帰宅支援ステーション」登録店舗数：
2,492店舗（H30）（50店舗（県内）／年の増を見込む）【防災】

- 大規模避難施設の耐震化
補助制度創設市町数：4市町(R1)
耐震診断実施棟数：7棟(R1)【県土整備部】
- 避難行動要支援者の個別支援計画の策定市町数：24市町(H30)→41市町(R5)【防災】
- 災害時要援護者の避難訓練の実施市町数：37市町(H30)→41市町(R5)【防災】
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成率：
23.5%(H30)→100%(R3)【企画県民部】【健康福祉部】【県土整備部】【教育委員会】

10 地域の防災力強化

- ひょうご安全の日推進事業(助成金)：助成件数200件程度/年【再掲】【防災】
- ひょうご防災リーダー講座修了者数：2,786人(H30)→3,290人(R5)【再掲】【防災】
- 自主防災組織の組織化：97.5%(全国1位)(H30.4.1)→全国1位の継続維持【再掲】【防災】
- 自主防災組織の訓練等防災活動の件数：12,066件(H30)→年12,000件以上【再掲】【防災】
- 災害救援マニュアルの策定市町数：34市町(H26)→41市町(H31)【企画県民部】
- 災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施：1回/年【企画県民部】
- DPAT(こころのケアチーム)の登録チーム数：47チーム(R1)【健康福祉部】

11 人材育成

- 建設分野での入職・人材育成、研修実施人数：
実績68人(H30)〔建設業若年者入職促進・人材育成事業〕【県土整備部】
- 救急救命士養成数：1,248名(H30)→救急隊の状況を踏まえ養成【防災】
- DMAT(災害医療派遣チーム)の養成数：66隊(R1)→66隊の維持(R7)【健康福祉部】
- 人と防災未来センターにおける「災害対策専門研修」参加者数：
9,643人(H30)→11,500人(R5)【防災】
- ひょうご安全の日のつどい参加者数：5,100人(H30)→5,000人以上【防災】
- 人と防災未来センター利用者数：50万人(H30)→50万人程度/年【防災】
- 防災教育副読本「明日に生きる」を活用して防災教育に取り組む学校の割合(小・中・高)：
100%(H30)→100%の維持【教育委員会】
- 国際防災関係機関によるフォーラム等参加者数：8,104人(H30)→8,000人程度/年【防災】

12 老朽化対策

- 農業集落排水施設で長寿命化の機能診断実施数：100%実施(R2)【農政環境部】
- 老朽化対策を完了した施設数〔ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画〕：
橋梁：177箇所(H30)→882箇所(R10)
トンネル：42箇所(H30)→82箇所(R10完了)
港湾の係留施設：6箇所(H30)→29箇所(R10)【県土整備部】
- 重要な農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断実施数：
12箇所(R1)→22箇所(R2)【再掲】【農政環境部】
- 農地地すべり防止施設の機能診断済箇所数：
55箇所(H30)→62箇所(R2)【農政環境部】

- 基幹林道等の橋梁、トンネルを対象とした点検・診断実施数：
16箇所（H28）→ 574箇所（R2）【農政環境部】
- 治山施設等の老朽化対策等実施数：19箇所（R2）→ 29箇所（R7）【農政環境部】
- 老朽化対策を完了した漁港の係留施設数：28箇所（R1）→ 48箇所（R10）【農政環境部】
- 全ての流域下水道の処理場・ポンプ場における簡易処理施設(88箇所)の耐震化：
79箇所（R1）→ 88箇所（R3）【再掲】【県土整備部】

13 広域連携・官民連携

- 関東九都縣市との防災の取組に関する意見交換会の実施（25年度～）：1回／年【防災】
- 関東九都縣市合同防災訓練（実動）への参加（26年度～）：1回／年【防災】
※九都縣市と「災害時の相互応援に関する協定」を締結（25年度）【防災】
- 関西広域連合の構成団体及び連携県が参加する関西広域応援訓練への参加：
1回／年 → 継続実施【防災】
- 近畿府県合同防災訓練への参加：年1回 → 継続実施【防災】
- 緊急消防援助隊（兵庫県大隊）の登録隊数：224隊(H30)→国次期計画を踏まえ検討【防災】
- 正確な情報の収集、提供に係る体制の強化【全庁】